

奈良県地域防災計画新旧対照表

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
1	第1章 総則	第1節 目的	第2 計画の基本方針	いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。 <u>併せて</u> 、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。	いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。 <u>あわせて</u> 、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。
2	第1章 総則	第1節 目的	第2 計画の基本方針	(3) <u>県、市町村</u> 、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携	(3) 防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
3	第1章 総則	第1節 目的	第5 計画の構成	2 第2章 災害予防計画	
				災害発生に備えて、 <u>平常時</u> からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。	災害発生に備えて、 <u>平時</u> からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
4	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第3 指定地方行政機関	近畿農政局【災害応急対策】 <u>(新設)</u>	近畿農政局【災害応急対策】 <u>5. 農地、農業用施設等（防災重点農業用ため池を含む）の被害情報収集、査定前着工（応急工事）の指導</u>
5	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第3 指定地方行政機関	近畿地方環境事務所【災害復旧・復興】 <u>(新設)</u>	近畿地方環境事務所【災害復旧・復興】 <u>3. 被災者からの家庭動物（ペット）に関する相談窓口の設置、関係団体との連携によるトレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保 等</u>
6	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第3 指定地方行政機関	<u>(新設)</u>	<u>近畿管区行政評価局（奈良行政監視行政相談センター）【災害復旧・復興】</u> <u>1. 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2. 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3. 特別行政相談所の開設</u>
7	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第4 自衛隊	陸上自衛隊第4施設団【災害応急対策】 9. <u>炊飯</u> 及び給水	陸上自衛隊第4施設団【災害応急対策】 9. <u>給食</u> 及び給水
8	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第5 指定公共機関	<u>西日本電信電話</u> 株式会社（奈良支店）	<u>NTT西日本</u> 株式会社（奈良支店）
9	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第5 指定公共機関	関西電力送配電株式会社（奈良 <u>支社</u> ）	関西電力送配電株式会社（奈良 <u>本部</u> ）
10	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第6 指定地方公共機関	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害予防】 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害予防】 2. 歯科医療救護班（ <u>JDAT</u> ）の編成及び派遣体制の整備
11	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第6 指定地方公共機関	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害応急対策】 1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣	一般社団法人奈良県歯科医師会【災害応急対策】 1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班（ <u>JDAT</u> ）の派遣
12	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第7 公共的団体・機関	<u>(新設)</u>	<u>公益社団法人奈良県栄養士会【災害予防】</u> <u>1. 防災訓練の実施</u> <u>2. 防災知識の普及</u> <u>3. 災害時栄養支援チームの編成及び派遣体制の整備</u>
13	第1章 総則	第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	第7 公共的団体・機関	<u>(新設)</u>	<u>公益社団法人奈良県栄養士会【災害応急対策】</u> <u>1. 災害時栄養支援チームの派遣</u> <u>2. 被災者に対する栄養・食事相談</u> <u>3. 特殊栄養食品等の提供</u>
14	第1章 総則	第3節 奈良県の自然的・社会的条件	第4 気象	2 気象の特徴	
				また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風 <u>または</u> 熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。	また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風 <u>又は</u> 熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
15	第1章 総則	第4節 奈良県の過去の災害	第1 奈良県の過去の災害	1 災害年表	<u>災害年表</u>	<u>(削除)</u>
16	第2章 災害予防計画	第1節 避難行動計画			災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。 そのため、 <u>県、市町村及びその他</u> 防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。	災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。そのため、防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。
17	第2章 災害予防計画	第1節 避難行動計画	第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築		また、市町村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、 <u>平常時</u> から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁を <u>あげた</u> 体制の構築に努める。	また、市町村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、 <u>平時</u> から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁を <u>挙げた</u> 体制の構築に努める。
18	第2章 災害予防計画	第1節 避難行動計画	第7 住民への情報伝達手段の確保		発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない <u>恐れ</u> があることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。 その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、 <u>行政</u> 、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。	発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない <u>おそれ</u> があることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。 その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。
19	第2章 災害予防計画	第1節 避難行動計画	第8 住民への周知及び啓発	3 迅速かつ適切な避難行動等の促進	また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動の <u>あり方</u> を定めるよう、市町村や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組むものとする。	また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動の <u>在り方</u> を定めるよう、市町村や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組むものとする。
20	第2章 災害予防計画	第1節 避難行動計画	第12 自宅療養者等の避難		保健所は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 <u>平常時</u> から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとする。	保健所は、 <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。以下同じ。）発生時に</u> おける自宅療養者等の被災に備えて、 <u>災害発生前</u> から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとする。 <u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>
21	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画			県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、 <u>在宅被災者</u> 等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。	県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、 <u>在宅避難者</u> 等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。
22	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第2 指定避難所の指定	1 指定基準	市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平常時</u> から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。	市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平時</u> から、指定避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物（ペット）の受入方法</u> 等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
23	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備		市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。	市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。 <u>また、市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u> 県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
24	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	1 指定避難所に指定されている施設等の整備	(2) 耐震性の強化 市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、 <u>または</u> 耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。	(2) 耐震性の強化 市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、 <u>又は</u> 耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。
25	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	1 指定避難所に指定されている施設等の整備	(3) 家庭動物のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	(3) 家庭動物 <u>(ペット)</u> のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物 <u>(ペット)</u> のための避難スペースの確保等に努めるとともに、 <u>公益社団法人奈良県獣医師会をはじめとする近畿地区連合獣医師会</u> 、動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
26	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	1 指定避難所に指定されている施設等の整備	<u>(新設)</u>	<u>(4) 生活環境の整備</u> 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
27	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	2 設備の充実による避難施設としての機能強化	(1) 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む）、自家発電機 (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段 (3) 換気や空調、照明の設備 (4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備 (5) 食料、飲料水、生活用品 (6) マスクや手指消毒液 (7) 冷房・暖房器具 (8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料 (9) 簡易トイレ (10) パーティション (11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等	(1) <u>給水タンク</u> (2) 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む）、自家発電機 (3) <u>ガス設備</u> (4) 衛星携帯電話・ <u>衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等複数の通信手段 (5) 換気や空調、照明の設備 (6) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備 (7) 食料、飲料水、生活用品 (8) マスクや手指消毒液 (9) 冷房・暖房器具 (10) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料 (11) 簡易トイレ、 <u>携帯トイレ</u> (12) <u>パーティション</u> (13) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等 (14) <u>段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド</u> (15) <u>毛布</u> (16) <u>入浴設備、洗濯設備</u>
28	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第4 指定避難所の整備	3 要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した避難施設・設備の整備	<u>(新設)</u>	<u>(6) 家庭動物（ペット）の飼養及び管理に関する用品</u>
29	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	1 避難所運営マニュアルの作成	県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成 <u>または</u> 改定について、技術的助言などの支援を行う。 また市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライ（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。	県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成 <u>又は</u> 改定について、技術的助言などの支援を行う。 また市町村は、新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験</u> を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。
30	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	1 避難所運営マニュアルの作成	【マニュアルの主な記載内容】 7. 避難所のペット対策	【マニュアルの主な記載内容】 7. 避難所の <u>家庭動物（ペット）</u> 対策

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
31	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	2 避難所としての学校施設利用計画の策定	市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう <b>努める</b> 。	市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう <b>努める</b> 。
32	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知	市町村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。	<b>避難所の運営に関して、市町村は、</b> 避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方 <b>や同行避難する家庭動物（ペット）の受入方法</b> について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
33	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知	<b>(新設)</b>	<b>なお、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</b>
34	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	4 避難所開設・運営訓練の実施	市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、 <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
35	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	5 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保	市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、 <b>平常時</b> 及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、 <b>平時</b> 及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
36	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	6 普及啓発	市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、 <b>指定</b> 避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に <b>指定</b> 避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、 <b>避難者や同行避難動物における</b> 熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
37	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	7 <b>平時</b> の感染症対策	7 <b>平常時</b> の感染症対策	7 <b>平時</b> の感染症対策
38	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第6 避難所の運営	7 <b>平時</b> の感染症対策	地方公共団体は、 <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b> 感染症対策のため、 <b>平常時</b> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講 <b>じ</b> るよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	地方公共団体は、感染症対策のため、 <b>平時</b> から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講 <b>ず</b> るよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
39	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 <b>在宅避難者</b> 等への支援体制の整備	第7 <b>在宅被災者</b> 等への支援体制の整備	第7 <b>在宅避難者</b> 等への支援体制の整備	
40	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 <b>在宅避難者</b> 等への支援体制の整備	<b>1 在宅避難者等への支援体制の整備</b>	<b>(新設)</b>	<b>1 在宅避難者等への支援体制の整備</b>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
41	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅避難者等への支援体制の整備	1 在宅避難者等への支援体制の整備	市町村は、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることであり、支援体制の整備努める。 市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等（飼養する家庭動物（ペット）を含む）が発生する場合や、避難所のみで被災者等（同行避難動物を含む）を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に、在宅避難者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることであり、在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、支援体制の整備及び支援方策を検討するよう努める。
42	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅避難者等への支援体制の整備	2 車中泊避難スペース設置の検討	(新設) 2 車中泊避難スペース設置の検討
43	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅避難者等への支援体制の整備	2 車中泊避難スペース設置の検討	(新設) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者及び同行避難動物の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たった健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
44	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅避難者等への支援体制の整備	3 車中泊避難者への支援体制の整備	(新設) 3 車中泊避難者への支援体制の整備
45	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第7 在宅避難者等への支援体制の整備	3 車中泊避難者への支援体制の整備	(新設) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者及び同行避難動物数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報は車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
46	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第10 広域避難及び広域一時滞在	(新設)	第10 広域避難及び広域一時滞在
47	第2章 災害予防計画	第2節 避難生活計画	第10 広域避難及び広域一時滞在	(新設)	県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
48	第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画	第2 普及啓発	大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。	大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。
49	第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画	第3 駅周辺等における滞留者対策	1 駅周辺等における混乱防止	大規模な駅を抱える市町村は、駅、交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。 大規模な駅を抱える市町村は、駅、交通事業者、周辺の集客施設や企業、町内会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平時から連携体制を構築するよう努める。
50	第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画	第4 帰宅困難者への支援対策	1 徒歩帰宅者への支援	協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。 協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。
51	第2章 災害予防計画	第3節 帰宅困難者対策計画	第5 観光客等への支援対策	2	県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平常時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。 県及び奈良市は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として活用できるよう、平時から情報提供や帰国支援等の体制の整備に努める。
52	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画		(防災統括室、福祉医療部)	(防災統括室、知事公室、福祉保険部)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
53	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画		<p>要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。</p> <p>平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。</p> <p><b>併せて</b>、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。</p> <p>さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。</p>	<p>要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。</p> <p>平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。</p> <p><b>あわせて</b>、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。</p> <p>さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。</p>
54	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第2 避難行動要支援者名簿の整備	<p>また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名</li> <li>2 生年月日</li> <li>3 性別</li> <li>4 住所<b>または</b>居所</li> <li>5 電話番号その他の連絡先</li> <li>6 避難支援等を必要とする事由</li> <li>7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</li> </ol> <p>なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p>市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、<b>または</b>、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名</li> <li>2 生年月日</li> <li>3 性別</li> <li>4 住所<b>又は</b>居所</li> <li>5 電話番号その他の連絡先</li> <li>6 避難支援等を必要とする事由</li> <li>7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</li> </ol> <p>なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p>市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、<b>又は</b>、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</p>
55	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成	<p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める必要がある。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。</p>	<p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める必要がある。市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、<b>NPO</b>等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。</p>
56	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成	<p><b>また</b>、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。</p>	<p>市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるとともに、<b>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</b></p>
57	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成	<p>そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、<b>または</b>、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p>	<p>そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、<b>又は</b>、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p>
58	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成	<p>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講<b>じ</b>るものとする。</p>	<p>また、<b>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</b>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講<b>ず</b>るものとする。</p>
59	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第3 個別避難計画の作成	<p>県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。</p>	<p>県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に促すとともに、<b>市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等</b>により市町村を支援する。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
60	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第4 地域における支援体制のネットワークづくり	市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。	市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 県は、これらの取組に関して、事例等の情報提供により市町村を支援するとともに、市町村に対して、様々な主体と協力連携して進めるよう促す。 市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。
61	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の整備	令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。	令和元年7月に、県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉的支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。
62	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第6 避難所における対策	1 福祉避難所の整備 なお、国の「 <u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u> 」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	なお、国の「 <u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u> 」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
63	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第7 情報伝達手段等の整備	第7 情報伝達手段等の整備	第7 情報伝達手段等の整備
64	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第7 情報伝達手段等の整備	1 様々な情報伝達手段等の整備 <u>(新設)</u>	<u>このように、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>
65	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第7 情報伝達手段等の整備	<u>3 情報伝達体制の整備</u> <u>(新設)</u>	<u>3 情報伝達体制の整備</u>
66	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第7 情報伝達手段等の整備	<u>3 情報伝達体制の整備</u> <u>(新設)</u>	<u>(1) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>
67	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第7 情報伝達手段等の整備	<u>3 情報伝達体制の整備</u> <u>(新設)</u>	<u>(2) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>
68	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第8 防災訓練、教育の実施	さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は市町村に対し、防災訓練における避難者受入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。	さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加し、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は市町村に対し、防災訓練における避難者受入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。
69	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備	但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない <u>恐れ</u> がある点にも留意が必要である。	但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない <u>おそれ</u> がある点にも留意が必要である。
70	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第10 介護職員等の派遣体制の整備	<u>(新設)</u>	<u>第10 介護職員等の派遣体制の整備</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
71	第2章 災害予防計画	第4節 要配慮者の安全確保計画	第1.0 介護職員等の派遣体制の整備	(新設)	県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
72	第2章 災害予防計画	第5節 住宅応急対策計画		(地域デザイン推進局)	(まちづくり推進局)
73	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画		(防災統括室、教育委員会)	(防災統括室、知事公室、教育委員会)
74	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画		災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身に <u>つ</u> けるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。	災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身に <u>付</u> けるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。
75	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第1 学校における防災教育	1 趣旨 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習 <u>(探究)</u> の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。
76	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第1 学校における防災教育	1 趣旨 【防災教育のねらい】 (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。 また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種 <u>毎</u> の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。	【防災教育のねらい】 (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。 また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。
77	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第1 学校における防災教育	1 趣旨 【各校種 <u>毎</u> の目標】 (4) 高等学校段階における目標 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。 なお、障害のある児童生徒等については、各校種 <u>毎</u> の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。	【各校種の目標】 (4) 高等学校段階における目標 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。 なお、障害のある児童生徒等については、各校種の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。
78	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第1 学校における防災教育	3 防災教育に関する指導計画の作成 (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。 (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、 <u>国や自治体</u> 、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。	(3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要 <u>したり</u> する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。 (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
79	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第2 県民に対する防災知識の普及	災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、 <u>県、市町村</u> 、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身に <u>つ</u> けておく必要がある。 また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 そのため、 <u>県、市町村</u> 、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。	災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身に <u>付</u> けておく必要がある。 また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 そのため、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。
80	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第2 県民に対する防災知識の普及	1 普及の内容 (1.1) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	(1.1) 飼い主による家庭動物 <u>(ペット)</u> との同行避難や指定避難所等での飼養 <u>及び管理</u> についての準備
81	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育計画	第2 県民に対する防災知識の普及	2 普及の方法 <u>県、市町村</u> 、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。 (1) 広報媒体の利用(テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等) (2) 講演会・講習会等の開催 (3) パンフレット等の作成 (4) 視聴覚教材の貸出 (5) <u>県政出前トーク</u> (6) 災害リスクの現地表示 (7) 避難訓練(特に水害・土砂災害等のリスクがある学校) 等	防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。 (1) 広報媒体の利用(テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等) (2) 講演会・講習会等の開催 (3) パンフレット等の作成 (4) 視聴覚教材の貸出 (5) 災害リスクの現地表示 (6) 避難訓練(特に水害・土砂災害等のリスクがある学校) 等

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
82	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育	第3 職員に対する防災教育	県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。	防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。
83	第2章 災害予防計画	第6節 防災教育	第5 災害教訓の伝承	県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。	県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承とあわせて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。
84	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画		(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)	(防災統括室等)
85	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画		災害発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。	災害発生時において、県民（自主防災組織等）、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。
86	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第1 訓練の考え方	県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。	県民（自主防災組織等）、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。
87	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	1 市町村 (1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	(1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。
88	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	1 市町村 (2) 各地域での防災訓練 ② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮) ③ 安否確認訓練 (例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)	(2) 各地域での防災訓練 ② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の性別や個人の特性に応じたニーズの違い等に配慮することに加え、家庭動物（ペット）の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める) ③ 安否確認訓練 (例：平時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)
89	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	2 県 (1) 防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。	(1) 防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。
90	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	2 県 (2) 市町村への支援 ④ 職員による出前トークの実施 等  (4) マニュアルに基づく研修・訓練 県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。	(2) 市町村への支援 (削除)  (4) 研修・訓練 災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。
91	第2章 災害予防計画	第7節 防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練	3 その他 県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。 また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。	県、市町村は、単独又は共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。 また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練及び大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するよう努める。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
92	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画		(安全・安心まちづくり推進課)	(防災統括室)
93	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画		災害による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。県、市町村及び各消防局（本部）は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。	災害による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。県、市町村及び各消防局（本部）は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。 <u>また、市町村は消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u>
94	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第1 自主防災組織の活動	1 平時の活動内容	1 平常時の活動内容
95	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第2 自主防災組織の規約・平時及び発生時の活動計画等	第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等	第2 自主防災組織の規約・平時及び発生時の活動計画等
96	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第3 育成強化対策	1 県の育成強化対策 県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) <u>自主防災組織の結成や活性化を図り、また災害発生時には必要に応じて被災現場の情報収集及び支援情報の伝達等を担う地域防災支援担当者（県職員、OBで構成）の選任及び支援</u> (7) 自主防災組織同士の連携の促進 (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等	1 県の育成強化対策 県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会の実施 (4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6) 自主防災組織同士の連携の促進 (7) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (8) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (9) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等
97	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第5 事業者や住民等との連携	(新設)	第5 事業者や住民等との連携
98	第2章 災害予防計画	第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	第5 事業者や住民等との連携	(新設)	<u>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化を図る。</u>
99	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画		(防災統括室、産業・観光・雇用振興部)	(防災統括室、産業部)
100	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第1 企業・事業所の役割	1 災害時に果たす役割 企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 災害応急対策 <u>または</u> 災害復旧に必要な物資もしくは資材 <u>または</u> 役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国 <u>または</u> 県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。	1 災害時に果たす役割 企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 災害応急対策 <u>又は</u> 災害復旧に必要な物資もしくは資材 <u>又は</u> 役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国 <u>又は</u> 県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
101	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第1 企業・事業所の役割	2 平時の対策	2 平常時の対策

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
102	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第1 企業・事業所の役割	2 <u>平時</u> の対策	また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、 <u>平常時</u> からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。	また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、 <u>平時</u> からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。
103	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第1 企業・事業所の役割	2 <u>平時</u> の対策	【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】 災害時等にあっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを <u>予め</u> 取り決めておく計画のこと。 バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。	【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】 災害時等にあっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを <u>あらかじめ</u> 取り決めておく計画のこと。 バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。
104	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第3 市町村の役割		さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の <u>策定に努める</u> 。	さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して事業継続力強化支援計画を <u>推進する</u> 。
105	第2章 災害予防計画	第9節 企業防災の促進に関する計画	第4 商工団体等の役割		さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の <u>策定に努める</u> 。	さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画を <u>推進する</u> 。
106	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画			(文化・教育・くらし創造部、関係部局)	(地域創造部、関係部局)
107	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備		また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制強化を図る。	また、県は、県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制強化を図るとともに、 <u>県域において活動を行う災害中間支援組織（奈良防災プラットフォーム連絡会）の育成・機能強化と連携体制の強化に努める</u> 。 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、 <u>災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> 県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。
108	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	第4 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化		(新設)	第4 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化
109	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	第4 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	1	(新設)	県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
110	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	第4 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	2	(新設)	県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。
111	第2章 災害予防計画	第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	第4 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	3	(新設)	県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
112	第2章 災害予防計画	第12節 まちの防災構造の強化計画			(県土マネジメント部、地域デザイン推進局、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	(県土マネジメント部、まちづくり推進局、環境森林部、食農部)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
113	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画		まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。 また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。	まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。 また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。 <u>さらに、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u>	
114	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第2 災害に備えた計画的なまちづくり	2 災害に強い計画的な土地利用	災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。	災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。 <u>また、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u>
115	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第2 災害に備えた計画的なまちづくり	2 災害に強い計画的な土地利用	(2) 防災を考慮した土地利用 県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。	(2) 防災を考慮した土地利用 県及び市町村は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど、 <u>防災・減災につながる取組を行いながら</u> 土地利用を進める。
116	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第3 災害に備えた取組	3 災害に強いまちづくり施策	(2) 空家等の状況の確認 市町村は、二次災害の防止等のため、 <u>平常時より</u> 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。	(2) 空家等の状況の確認 市町村は、二次災害の防止等のため、 <u>平時から</u> 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
117	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第3 災害に備えた取組	3 災害に強いまちづくり施策	<u>(新設)</u>  (3) 都市防災総合推進事業の活用 市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。 (4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 ① 土地区画整理事業の活用 都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。 ② 市街地再開発事業の活用 地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。 (5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用 防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。 (6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業 南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。	<u>(3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置の活用</u> 県及び市町村は、 <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> (4) 都市防災総合推進事業の活用 市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。 (5) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用 ① 土地区画整理事業の活用 都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。 ② 市街地再開発事業の活用 地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。 (6) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用 防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。 (7) 災害時拠点強靱化緊急促進事業 南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。
118	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第4 防災空間の整備拡大		<u>併せて</u> 、防災公園においては、貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。	<u>あわせて</u> 、防災公園においては、貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。
119	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第5 <u>既存盛土等や危険が確認された盛土等に対する取組</u>	第5 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施</u>	第5 <u>既存盛土等や危険が確認された盛土等に対する取組</u>	
120	第2章 災害予防計画	第1 2節 まちの防災構造の強化計画	第5 <u>既存盛土等や危険が確認された盛土等に対する取組</u>	県は、 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。</u> また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。	県は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u> また、 <u>これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u> さらに、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。	

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
121	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり		道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、 <u>なら安心みちネットプランに基づき</u> 道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。	道路管理者は、 <u>同計画に基づく道路の整備を進めるとともに</u> 、定期的にパトロールや点検を実施し道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制を整備するものとする。
122	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	第1 道路施設等の <u>耐久性の強化</u>	第1 道路施設等の <u>整備</u>
123	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	道路管理者は、 <u>緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。</u>	<u>道路の被害は、切土部や山すそ部の土砂崩落・落石、高盛土部の法面崩壊や地すべり、橋梁の損傷、電柱の倒壊等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所が寸断、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については被害が少なく、緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。</u> <u>大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部能野道路などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートをはじめとした道路ネットワークの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。</u> <u>道路管理者は、災害時の道路機能の確保を図るため、道路施設等の整備を計画的に推進する。また、道路ストックの適切な維持管理及び修繕、強化を実施し、防災対策を推進する。これらの取り組みにあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」を積極的に活用する。</u>
124	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	<u>1 道路の整備</u> <u>道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。</u>	<u>(削除)</u>
125	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。 (2) <u>その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。</u> <u>① 道路防災総点検</u> <u>落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。</u> <u>② 道路の災害補修工事</u> <u>道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。</u>	(1) <u>「奈良県道路整備基本計画」に基づき、事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。</u> (2) <u>道路防災総点検に基づき、道路の災害防除工事が必要な箇所を選定し、緊急度の高い箇所から工事を進める。</u>
126	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	<u>2 橋梁の整備</u> 橋梁は、道路機能確保のために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に <u>耐久性</u> の強化を進める。 <u>(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改定公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。</u> <u>(2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。</u>	<u>(削除)</u> <u>(3) 橋梁は、道路機能確保のために特に重要な道路施設であるため、道路の途絶による孤立が長期化しないよう、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を進める。</u> <u>① 新設する橋梁については、最新の「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）」に基づき整備を進める。</u> <u>② 既設の橋梁については、定期点検を行い、点検結果や奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修、架け替え等の対策を進める。また、落橋、倒壊等の致命的な損傷を受け、ネットワーク機能を完全に喪失する事態を回避することを最優先として、迂回路の有無や距離、二次被害の防止等を考慮し整備の優先順位を定め、耐震補強(耐震性能2の確保)に取り組む。</u>
127	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	<u>3 トンネル・ロックシェットの整備</u> 道路機能確保のため、トンネル及びロックシェットの <u>安全</u> 点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち <u>補修等対策工事の必要な箇所</u> について、特に重点的に <u>整備</u> を進める。	<u>(削除)</u> <u>(4) 道路機能確保のため、トンネル及びロックシェットの定期点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に補修等の対策を進める。</u>

章	節	第	数字	修正前	修正後
128	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第1 道路施設等の整備	4 道路付帯施設等の整備 道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備などを推進する。	<del>(削除)</del> (5) 道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため、 <u>区域を指定した上で、災害復旧活動に大きな支障をきたす電柱の道路占有を禁止又は制限し、電線共同溝の整備などを推進する。</u> (6) <u>道路の冠水を防止するため、アンダーパス部等の排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u>
129	第2章 災害予防計画	第1.3節 災害に強い道づくり	第2 連絡体制の整備	2 防災関係機関との応援体制 (1) 災害発生時は、警察、消防、 <u>自衛隊等</u> 防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。 (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について <u>平常時より</u> 機関相互間の連携強化を図る。	(1) 災害発生時は、警察、消防 <u>及び</u> 防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。 (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について <u>平時から</u> 機関相互間の連携強化を図る。
130	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画		(県土マネジメント部、警察本部)	( <del>防災統括室、地域創造部、福祉保険部、産業部、</del> 県土マネジメント部、警察本部)
131	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	1 緊急輸送道路の整備方針 緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五 <del>次</del> 地震防災緊急事業五箇年計画（ <u>平成28年度～令和2年度</u> ）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。	緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第六 <del>次</del> 地震防災緊急事業五箇年計画（ <u>令和3年度～令和7年度</u> ）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 <u>及び「第1次国土強靱化実施中期計画」</u> を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。
132	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表1 防災拠点の機能区分 【（広域防災拠点）果たすべき機能】 ・ <u>緊急物資、復旧用資機材の備蓄</u> ・ <u>地域内外からの物資の集積、配送拠点</u> ・ <u>救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点</u>	表1 防災拠点の機能区分 【（広域防災拠点）果たすべき機能】 <u>下記のうち、いずれかの機能を有する拠点</u> ・ <u>応援部隊が被災地に進出するための目標拠点</u> ・ <u>被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点</u> ・ <u>支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点</u> ・ <u>航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点</u>
133	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表1 防災拠点の機能区分 【（広域防災拠点）種別】 地方公共団体（ <u>県</u> ）	表1 防災拠点の機能区分 【（広域防災拠点）種別】 地方公共団体 <u>地方独立行政法人</u>
134	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点（対応施設）】 県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター	表1 防災拠点の機能区分 【広域防災拠点（対応施設）】 <u>北部中核拠点（県立橿原公苑）</u> <u>北部中核拠点（県立医科大学畝傍山キャンパス）</u> <u>北部中核拠点（橿原運動公園）</u> <u>南部中核拠点</u> 県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター <u>道の駅クロスウェイなかもち</u> <u>県営馬見丘陵公園</u> <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u> <u>宇陀市総合体育館</u> <u>晶の郷</u> <u>道の駅まなりの郷 下北山</u>
135	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第1次） 【路線名（一般国道指定区間外）】 <u>（新設）</u>	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第1次） 【路線名（一般国道指定区間外）】 <u>国道425号</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
136	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第1次) 【路線名(市町村道)】 <u>(新設)</u>	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第1次) 【路線名(主要地方道)】 <u>枚方大和郡山線(都市計画道路石木城線)</u>
137	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第1次) 【路線名(市町村道)】 <u>(新設)</u>	表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第1次) 【路線名(市町村道)】 <u>彦分乙田線(生駒市)</u>
138	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第2次) 【路線名(一般都道府県道)】 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第2次) 【路線名(一般都道府県道)】 <u>榛原菟田野御杖線</u> <u>奈良大和郡山線</u>
139	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第2次) 【路線名(一般都道府県道)】 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>大和郡山上三橋線</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第2次) 【路線名(一般都道府県道)】 <u>桜井田原本王寺線</u> <u>京終停車場薬師寺線</u> <u>橿原神宮公苑線</u> <u>戸毛久米線</u> <u>(削除)</u> <u>畝傍御陵前停車場四条線</u> <u>五條停車場線</u> <u>粟原榛原線</u> <u>平畑運動公園線</u>
140	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第2 連絡体制の整備	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名(第2次) 【路線名(市町村道)】 <u>一分乙田線(生駒市)</u> <u>乙田東山線(生駒市)</u> <u>東山支線(生駒市)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名 【路線名(市町村道)】 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>711号線(天理市)</u> <u>塩井菅野線(曾爾村)</u> <u>今井掛線(曾爾村)</u> <u>白髪線(御杖村)</u>
141	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第3 緊急通行車両等の確認事務等	第3 緊急通行車両等の <u>事前届出</u>	第3 緊急通行車両等の <u>確認事務等</u>
142	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第3 緊急通行車両等の確認事務等	1 防災関係機関の <u>届出</u>	1 防災関係機関の <u>確認申出</u>
143	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第3 緊急通行車両等の確認事務等	1 防災関係機関の <u>確認申出</u>	防災関係機関等は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、 <u>災害法施行令に基づく緊急通行車両の届出について可能な限り、災害発生前に県公安委員会に届出を行う。</u>
144	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第3 緊急通行車両等の確認事務等	2 公安委員会の緊急通行車両 <u>確認証明書</u> の交付	2 公安委員会の緊急通行車両 <u>確認証明書</u> の交付
145	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第3 緊急通行車両等の確認事務等	2 公安委員会の緊急通行車両 <u>確認証明書</u> の交付 公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第3.3条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認 <u>について事前届出</u> を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両 <u>事前届出済証</u> 」を交付する。 <u>(新設)</u> (詳細については、「第3章第2.2節 災害警備、交通規制計画」参照)	公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第3.3条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認 <u>申出</u> を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両 <u>確認証明書</u> 」と「 <u>標章</u> 」を交付する。 <u>また、県及び公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> (詳細については、「第3章第2.2節 災害警備、交通規制計画」参照)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
146	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第4 緊急輸送活動	(新設)	第4 緊急輸送活動
147	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画	第4 緊急輸送活動	(新設)	道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
148	第2章 災害予防計画	第1.4節 緊急輸送道路の整備計画		奈良県緊急輸送道路ネットワーク図 図修正	奈良県緊急輸送道路ネットワーク図 図修正
149	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画		(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	(防災統括室、環境森林部、県土マネジメント部、ライフライン関係機関)
150	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第1 水道	水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。 また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。	水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。 県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。
151	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第2 下水道	(新設)	下水道事業者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。（再掲）
152	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）	第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 奈良支社）	第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）
153	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）	1 防災教育 災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。 2 防災訓練 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。 また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。	(削除)

章	節	第	数字	修正前	修正後
154	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><u>3 電力設備の災害予防措置に関する事項</u>  <u>各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 水害対策</u></p> <p><u>① 水力発電設備</u>  過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。  特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。  (イ)ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸  (ロ)導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係  (ハ)護岸、水制工、山留壁  (ニ)土捨場  (ホ)水位計</p> <p><u>② 送電設備</u>  鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。  やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。  地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</p> <p><u>③ 変電設備</u>  浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。  また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。</p>	<u>(削除)</u>
155	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><u>(2) 風害対策</u>  各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。</p> <p><u>(3) 雪害対策</u>  雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p> <p><u>① 水力発電設備</u>  雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。</p> <p><u>② 送電設備</u>  鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。  また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p><u>③ 変電設備</u>  機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。</p> <p><u>④ 配電設備</u>  線まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。</p>	<u>(削除)</u>
156	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><u>(4) 雷害対策</u></p> <p><u>① 送電設備</u>  架空地線、避雷装置、アークホーンを設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。  また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p><u>② 変電設備</u>  耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。</p> <p><u>③ 配電設備</u>  襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。</p>	<u>(削除)</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
157	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p>(5) 地盤沈下対策  <u>地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。</u></p> <p>(6) 火災、爆発、油流出等の対策  <u>消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。</u></p> <p>(7) 土砂崩れ対策  <u>土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。</u>  <u>なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。</u></p>	(削除)
158	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p>4 防災業務施設及び設備の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設及び設備  <u>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。</u></p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備</p> <p>② 地震動観測設備</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備  <u>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。</u></p> <p>① 無線伝送設備</p> <p>(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線</p> <p>(イ) 移動無線設備</p> <p>(ウ) 衛星通信設備</p> <p>② 有線伝送設備</p> <p>(ア) 通信ケーブル</p> <p>(イ) 電力線搬送設備</p> <p>(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線</p> <p>③ 交換設備</p> <p>④ IPネットワーク回線</p> <p>⑤ 通信用電源設備</p> <p><u>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</u></p>	(削除)
159	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p>(3) 非常用電源設備  <u>復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u></p> <p>(4) コンピューターシステム  <u>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u>  <u>特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</u></p> <p>(5) 水防・消防に関する施設及び設備等  <u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。</u></p> <p>① 水防関係</p> <p>(ア) ダム管理用観測設備</p> <p>(イ) ダム操作用の予備発電設備</p> <p>(ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設</p> <p>(エ) 排水用のポンプ設備</p> <p>(オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備</p> <p>(カ) 警報用設備</p> <p>② 消防関係</p> <p>(ア) 消火栓、消火用屋外給水設備</p> <p>(イ) 各種消火器具及び消火剤</p> <p>(ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備</p>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
160	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。</del></p> <p><del>① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器</del></p> <p><del>② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</del></p> <p><del>(7) その他災害復旧施設及び設備</del></p> <p><del>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。</del></p>	<del>(削除)</del>
161	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>5 復旧用資機材等の確保及び整備</del></p> <p><del>(1) 復旧用資機材の確保</del></p> <p><del>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</del></p> <p><del>(2) 復旧用資機材等の輸送</del></p> <p><del>平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</del></p> <p><del>(3) 復旧用資機材の整備点検</del></p> <p><del>平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。</del></p> <p><del>(4) 復旧用資機材資機材の広域運営</del></p> <p><del>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</del></p> <p><del>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</del></p> <p><del>平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</del></p> <p><del>(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保</del></p> <p><del>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</del></p>	<del>(削除)</del>
162	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>6 電気事故の防止</del></p> <p><del>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</del></p> <p><del>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</del></p> <p><del>(2) 広報活動</del></p> <p><del>① 電気事故防止PR</del></p> <p><del>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</del></p> <p><del>(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</del></p> <p><del>(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。</del></p> <p><del>(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</del></p> <p><del>(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。</del></p> <p><del>(オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</del></p> <p><del>(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。</del></p> <p><del>(キ) その他事故防止のため留意すべき事項。</del></p> <p><del>② PRの方法</del></p> <p><del>電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</del></p> <p><del>③ 停電関連</del></p> <p><del>自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</del></p>	<del>(削除)</del>
163	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>1 応急復旧体制の強化</del></p> <p><del>(新設)</del></p>	<p><del>1 応急復旧体制の強化</del></p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
164	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。 (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。 (3) 対策要員の動員体制を整備する。 (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。 (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。 (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。
165	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	2 災害対策用資機材の整備、点検
166	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	(1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。 (2) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。 (3) 災害対策車両(発電機車等)を整備する。 (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。 (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。
167	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	3 防災訓練 (新設)	3 防災訓練
168	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	3 防災訓練 (新設)	災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。
169	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	4 協力応援体制の整備 (新設)	4 協力応援体制の整備
170	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	4 協力応援体制の整備 (新設)	単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。 (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。 (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。
171	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	第4 電信電話施設	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)

章	節	第	数字	修正前	修正後
172	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>NTT西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。</p> <p>また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。</p> <p>(1) 電気通信設備等の防災計画</p> <p>① 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>(ア) 水害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、<u>耐水構造化を行う。</u></li> <li>・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。</li> </ul> <p>(イ) 風害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、<u>耐風構造化を行う。</u></li> <li>・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。</li> <li>・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。</li> </ul> <p>(ウ) 火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。</li> <li>・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。</li> <li>・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。</li> </ul> <p>② 電気通信システムの高信頼化</p> <p>(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。</p> <p>(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。</p> <p>(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。</p> <p>(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p>	(削除)
173	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(2) 災害対策用機器並びに車両の確保</p> <p>災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材等の輸送</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>③ 災害対策用資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p> <p>④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄</p> <p>非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。</p>	(削除)
174	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(4) 情報伝達方法の確保</p> <p>災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。</p> <p>(5) 防災に対する教育、訓練</p> <p>① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。</p> <p>② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。</p> <p>(6) 災害時優先電話</p> <p>県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。</p> <p>なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。</p>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
175	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>2 株式会社ドコモCS関西(携帯電話)</del>  <del>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</del></p> <p><del>(1) 防災教育</del>  <del>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</del></p> <p><del>(2) 防災訓練</del>  <del>防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</del></p> <p><del>① 災害予報及び警報の伝達</del>  <del>② 非常招集</del>  <del>③ 災害時における通信そ通確保</del>  <del>④ 各種災害対策用機器の操作</del>  <del>⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧</del>  <del>⑥ 消防及び水防</del>  <del>⑦ 避難及び救護</del></p>	<del>(削除)</del>
176	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>(3) 総合防災訓練への参加</del>  <del>中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</del></p> <p><del>(4) 電気通信設備等に対する防災計画</del></p> <p><del>① 電気通信設備等の高信頼化</del>  <del>災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。</del></p> <p><del>② 電気通信システムの高信頼化</del>  <del>災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。</del></p> <p><del>③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化</del>  <del>電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。</del></p> <p><del>④ 災害時措置計画</del>  <del>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</del></p>	<del>(削除)</del>
177	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>(5) 重要通信の確保</del></p> <p><del>① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。</del></p> <p><del>② 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。</del></p> <p><del>③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。</del></p> <p><del>(6) 災害対策用機器及び車両等の配備</del>  <del>災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。</del></p>	<del>(削除)</del>
178	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>(7) 災害対策用資機材等の確保と整備</del></p> <p><del>① 災害対策用資機材等の確保</del>  <del>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</del></p> <p><del>② 災害対策用資機材等の輸送</del>  <del>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</del></p> <p><del>③ 災害対策用資機材等の整備点検</del>  <del>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</del></p> <p><del>④ 災害対策用資機材等の広域運営</del>  <del>移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。</del></p> <p><del>⑤ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄</del>  <del>非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。</del></p> <p><del>⑥ 災害対策用資機材等の仮置場</del>  <del>災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。</del></p>	<del>(削除)</del>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
179	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>3 KDDI株式会社(携帯電話)</del>  <del>KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。</del>  (1) 防災に関する関係機関との連絡調整  災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。  ① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。  ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。  ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。  (2) 通信設備等に対する防災設計  災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。</p>	<del>(削除)</del>
180	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>(3) 通信網等の整備</del>  災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。  ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。  ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。  (4) 災害対策用機器、車両等の配備  災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。  (5) 災害時における通信の疎通計画  災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第55条に規定する通信。以下同じ。)の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。</p>	<del>(削除)</del>
181	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><del>(6) 社員の動員計画</del>  災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。  (7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請  災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。  (8) 防災に関する教育、訓練  ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。  ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。  ③ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。</p>	<del>(削除)</del>

章	節	第	数字	修正前	修正後
182	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><u>4 ソフトバンク株式会社 (携帯電話)</u>  <u>ソフトバンク株式会社 (以下、SB) では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。</u>  <u>災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。</u>  <u>(1) 顧客への発災時の支援</u>  <u>大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。</u>  <u>① 停電対策</u>  <u>② 伝送路対策</u>  <u>③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備</u>  <u>(ア) 移動電源車</u>  <u>(イ) 移動無線基地局車</u>  <u>(ウ) 可搬型無線機</u>  <u>④ 緊急時・災害時の通信網整備</u></p>	(削除)
183	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><u>(2) 社内体制の整備</u>  <u>大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。</u>  <u>① 対応マニュアルの徹底</u>  <u>② 非常時体制の確立と連絡網の整備</u>  <u>③ 防災備蓄品の配備</u>  <u>【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】</u>  <u>災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備 (非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など) を全国各地に配置し、復旧資材および予備品なども確保している。</u>  <u>併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。</u>  <u>(3) 防災訓練の実施</u>  <u>毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。</u>  <u>① ネットワーク障害対応訓練</u>  <u>② 安否確認訓練</u>  <u>③ 火災・地震の対応訓練</u>  <u>(4) 応急復旧設備の配備</u>  <u>代替基地局設備</u>  <u>① 基地局の代替サービスエリアの確保</u>  <u>② 代替基地局の研究開発</u></p>	(削除)
184	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p><u>5 楽天モバイル株式会社 (携帯電話)</u>  <u>(1) 関係機関との連絡調整</u>  <u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u>  <u>① 本社における対応</u>  <u>ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u>  <u>イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u>  <u>ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u>  <u>② 地域における対応</u>  <u>ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u>  <u>イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p>	(削除)

章	節	第	数字	修正前	修正後
185	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(2) 通信設備等の高信頼化 電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</p> <p>(3) 重要通信を確保する 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</p> <p>(4) 災害対策用機器および車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</p> <p>(5) 防災に関する教育、訓練 災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</p>	(削除)
186	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>6 こまどりケーブル株式会社 災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減または防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。</p> <p>(1) 防災教育 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。</p> <p>(2) 防災訓練 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認および災害・警報の伝達</li> <li>・情報収集・伝達</li> <li>・各種災害対策機器の操作</li> <li>・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認</li> </ul> <p>(3) 設備等の防災計画</p> <p>① 水害対策 ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。 ・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。</p> <p>② 風害対策 ・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。 ・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。 ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。</p> <p>③ 火災対策 ・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。 ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。 ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。</p>	(削除)
187	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(4) 設備の災害予防措置に関する事項 各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</p> <p>① テレビ受信設備 ・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。 ・機器の融雪装置等の設置を実施する。 ・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>② センター設備 ・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。 ・予備電源として必要な容量のUPSおよび発電機とする。 ・発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。</p> <p>③ 中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。 重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。</p> <p>④ 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。 ・衛星通信設備 ・有線伝送設備 ・IPネットワーク回線 ・非常用電源設備</p> <p>⑤ データ データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</p>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
188	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(5) 災害対策用資機材等の確保と整備                      災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。</p> <p>① 災害対策用資機材の確保                      平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 復旧用資機材の整備点検                      平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。</p> <p>③ 復旧用資機材資機材の広域運営                      復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(6) 非常用電源設備                      復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p>	<del>(削除)</del>
189	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	1 応急復旧体制の強化
190	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。
191	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	2 災害対策用資機材の整備、点検

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
192	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	(1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。 (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。 (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。 (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。
193	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	3 防災訓練の実施 (新設)	3 防災訓練の実施
194	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	3 防災訓練の実施 (新設)	(1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 ア 災害予報及び警報の伝達 イ 非常招集 ウ 災害時における通信疎通確保 エ 各種災害対策機器の操作 オ 電気通信設備等の災害応急復旧 カ 消防及び水防 キ 避難及び救護 (2) 国、県等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平時からの連携体制を構築する。
195	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	4 協力応援体制の整備 (新設)	4 協力応援体制の整備
196	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	4 協力応援体制の整備 (新設)	(1) 他の事業者との協調 電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。 (2) グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
197	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	5 発災時の優先回線の確保 <del>(新設)</del>	5 発災時の優先回線の確保
198	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	5 発災時の優先回線の確保 <del>(新設)</del>	災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、県、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。
199	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	第5 都市ガス (ガス事業者)	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)
200	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、 <u>平常時</u> から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。	各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、 <u>平時</u> から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
201	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><del>1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</del></p> <p><del>(1) 防災体制の整備</del> 保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p> <p><del>(2) ガス施設対策の実施</del> 風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。</p> <p><del>(3) その他防災設備</del></p> <p><del>① 検知・警報設備の設置</del> 災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 ア ガス漏れ警報設備 イ 圧力計・流量計</p> <p><del>② 連絡・通信設備の整備</del> 災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</p> <p><del>③ 資機材の点検整備</del></p>	<del>(削除)</del>
202	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><del>(4) 教育訓練</del> 社員等関係者に対する防災教育</p> <p><del>(5) 広報活動</del></p> <p><del>① 顧客に対する周知</del> パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。</p> <p><del>② 土木建設関係者に対する周知</del> 建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。</p>	<del>(削除)</del>
203	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><del>2 大和ガス株式会社</del></p> <p><del>(1) 防災体制の整備</del> ガス保安規程に基づく「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p> <p><del>(2) 施設対策</del> 災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。</p> <p><del>① ガス供給施設の耐震性確保</del> 供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。</p> <p><del>② ガスの安定供給</del> 大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。</p> <p><del>③ 緊急用資材の確保</del></p>	<del>(削除)</del>
204	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><del>(3) その他防災設置</del></p> <p><del>① 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進してゆく。</del></p> <p><del>② 連絡・通信設備の整備</del> 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。</p> <p><del>③ 教育訓練</del></p> <p><del>(ア) 災害想定訓練を繰り返し実施する。</del></p> <p><del>(イ) 日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。</del></p> <p><del>④ 広報活動</del> 災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。 (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。 (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。</p>	<del>(削除)</del>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
205	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><u>3 桜井ガス株式会社</u></p> <p><u>(1) 防災体制の確立</u> 保安規程に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により当社および関係工事会社の保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p> <p><u>(2) 設備対策</u></p> <p>① 風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の点検を実施する。</p> <p>② 防火管理者を選任し、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、非常用発電設備、作業以外の火気等の事項について、一定の周期をもって予防点検を実施する。</p> <p><u>(3) その他の対策</u></p> <p>① 検知・警報設備の設置 災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 ア ガス漏れ警報設備 イ 圧力計・流量計</p> <p>② 通信施設の充実 災害発生時に通信手段を確保するため、社内無線通信網を保持し、社外との連絡体制を確保するため、衛星携帯電話を保持する。</p> <p>③ 資機材の整備及び確保</p> <p><u>(4) 教育訓練</u> 当社及び関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。</p> <p><u>(5) 広報活動</u> パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。</p>	<u>(削除)</u>
206	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><u>4 五条ガス株式会社</u></p> <p><u>(1) 防災体制の整備</u></p> <p><u>(2) 施設対策</u></p> <p>① 製造所・供給設備 製造設備、供給設備はガス事業法その他関連法規、基準に従って設置するとともに、防火設備、保安電力設備等を整備する。災害予防対策としては、保安規程により作成した点検基準に基づいて維持管理を行う。</p> <p>② 導管及び付属施設の設置及び維持管理</p> <p><u>(3) その他の対策</u></p> <p>① 防災機能を盛り込んだ製造供給システムの確立</p> <p>② 導管網のブロック化 災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を行う。</p> <p>③ 通信設備関係 業務用無線、災害時優先電話、携帯電話等複数の通信手段を整備する。</p> <p>④ 緊急資材の整備 緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるように、緊急資材を保有しその点検を行う。</p>	<u>(削除)</u>
207	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p><u>(4) 教育訓練</u></p> <p>① 教育 従業員に対し防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急措置を重点に教育し、安全意識の向上を図る。□</p> <p>② 訓練</p> <p>③ 緊急事故処理訓練</p> <p>④ 非常招集訓練</p> <p><u>(5) 広報活動の実施</u></p>	<u>(削除)</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
208	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>5 株式会社大武</p> <p>(1) 防災体制の整備 保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p> <p>(2) 施設対策 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の巡視点検を実施する。</p> <p>(3) その他の対策</p> <p>① 検知・警報設備の設置 災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。</p> <p>② 連絡・通信設備の整備 災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</p> <p>③ 資機材の整備及び確保</p> <p>(4) 教育訓練 当社及び関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。</p> <p>(5) 広報活動 パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。</p>	(削除)
209	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	1 応急復旧体制の強化
210	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	<p>(1) 緊急措置判断支援システム(地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。</p> <p>(2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。</p> <p>ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。</p> <p>イ 基準値以上の揺れを検知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。</p> <p>(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。</p> <p>(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。</p> <p>(5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>(6) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。</p> <p>(7) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。</p> <p>(8) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。</p> <p>ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。</p> <p>イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。</p>
211	第2章 災害予防計画	第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	2 災害対策用資機材の整備、点検

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
212	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	2 災害対策用資機材の整備、点検 (新設)	(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。 (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。 (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。 (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。 (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。
213	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	3 防災訓練の実施 (新設)	3 防災訓練の実施
214	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	3 防災訓練の実施 (新設)	情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
215	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	4 協力応援体制の整備	4 協力応援体制の整備
216	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	4 協力応援体制の整備 (新設)	「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
217	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	(新設)	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)
218	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	(新設)	鉄道施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。
219	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	1 応急復旧体制の強化
220	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	1 応急復旧体制の強化 (新設)	鉄道施設の管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。
221	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	2 防災訓練の実施 (新設)	2 防災訓練の実施
222	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第6 鉄道 (西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)	2 防災訓練の実施 (新設)	情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
223	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第7 ヘリポート (新設)	(新設)	第7 ヘリポート
224	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第7 ヘリポート (新設)	(新設)	奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。 (1) 給油施設 航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる燃料を備蓄する。 (2) 自家発電装置 送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。
225	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第8 ライフライン共同収容施設等 (新設)	(新設)	第8 ライフライン共同収容施設等

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
226	第2章 災害予防計画	第15節 ライフライン施設の災害予防計画	第8 ライフライン共同収容施設等	(新設)	県及び市町村は、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。
227	第2章 災害予防計画	第16節 危険物施設等災害予防計画		(消防救急課、福祉医療部)	(消防救急課、福祉保険部)
228	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画		(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)	(防災統括室、総務部、地域創造部、福祉保険部、産業部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)
229	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画		県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。	県、市町村は、平時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。また、県は災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。
230	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。	県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。
231	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	3 防災拠点の確保・充実	3 防災拠点の確保・充実
232	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	3 防災拠点の確保・充実 県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。 (1) 防災拠点 災害応急対策活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの拠点の機能を満たす施設 ① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む）。 ② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点 ③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点 ④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点 ※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点（県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など）	県、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時において速やかに体制をとれるように、防災拠点の確保、充実を図るとともに、救出救護、復旧活動の拠点として活用できるよう計画的な整備等を行う。 ※防災拠点とは、県内で災害応急対策活動に従事する防災関係機関のための活動拠点等で、県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院、県が指定する広域防災拠点などをいう。

章	節	第	数字	修正前	修正後	
233	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	3 防災拠点の確保・充実	<p>(2) 広域防災拠点  <u>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</u>  <u>県は、以下の施設を広域防災拠点として予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。</u>  <u>なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。</u>  <u>【広域防災拠点指定施設】</u>                      ① 大規模広域防災拠点                      ② 県営競輪場                      ③ 第二浄化センター                      ④ 消防学校                      ⑤ 吉野川浄化センター                      ⑥ 奈良市都祁生涯スポーツセンター                      ⑦ 宇陀市総合体育館                      ⑧ 昴の郷                      ⑨ 下北山スポーツ公園</p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進めている。                      今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。</p>	<p>(1) 広域防災拠点の確保と充実  <u>県は、全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設、及び以下の機能を有する施設を広域防災拠点としてあらかじめ指定する。</u>                      ・進出拠点：応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点                      ・救助活動拠点：被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点                      ・物資輸送拠点：支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点                      ・航空搬送拠点：航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点</p> <p>令和6年度、県は大規模災害発生時、広域防災拠点において、全国からの応援部隊や支援物資などを迅速かつ円滑に受け入れ、被災地へ展開することを目的として、検討部会を設置した。検討部会での議論を踏まえ、本県の新たな防災体制の方向性、県全体の防災体制を総合的に検討し、「奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想」（以下、「基本構想」という。）を令和7年3月に策定した。                      広域防災拠点の配置スタイルについては、この基本構想に基づき、北部と南部にそれぞれ核となる拠点を配置する。県北部の核となる北部中核拠点を橿原市に、県南部の核となる南部中核拠点を五條市に設ける。</p> <p>（表を挿入）</p> <p>なお、南部中核拠点については、防災拠点としての効果を早期に発現させるため、段階的に整備を進めている。また、県立橿原公苑については、令和7年度に策定する、スポーツ拠点施設整備基本計画等で検討するアリーナ整備や施設改修を行う予定である                      今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。</p>
234	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	3 防災拠点の確保・充実	<p>(3) 大規模広域防災拠点  <u>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。</u>  <u>この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。</u>  <u>引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて向上させていく。</u></p>	<p>(2) 北部中核拠点                      ① 県の中核的な広域防災拠点として、南部中核拠点と連携・補完し、災害対応に当たる拠点である。                      ② 県立橿原公苑を中心として、3施設（県立橿原公苑（アリーナを含む）、県立医科大学畝傍山キャンパス、橿原運動公園）を一体的に活用する。                      ③ 近隣に位置する施設を複合的かつ一体的に運用することにより、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送の機能を備えた中核拠点とする。                      ④ 県立橿原公苑については再整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用する。</p> <p>(3) 南部中核拠点                      ① 県の中核的な広域防災拠点として、北部中核拠点とともに連携・補完し、災害対応にあたる拠点であることから、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送（航空支援）の機能を備えた拠点とする。                      ② 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、県内被災地への支援はもとより、甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸部への支援のために活用する。そのため、県内だけでなく近隣府県へ派遣される応援部隊のベースキャンプ等として活用する。                      ③ 防災拠点としての効果を早期に発現させるため、段階的に整備する。</p>
235	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	4 災害対応マニュアルの作成等	<p>また、県の各部署は定期的に関係機関と連携した訓練や「<u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u>」及び「<u>災害時緊急連絡員活動マニュアル</u>」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。                      さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、<u>平時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。</u>県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>また、県の各部署は定期的に関係機関と連携した訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。                      さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、<u>平時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。</u>県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。</p>
236	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	5 業務継続体制の確保	<p>(新設)</p>	<p>5 業務継続体制の確保</p>
237	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第1 県の活動体制	5 業務継続体制の確保	<p>(新設)</p>	<p>大規模災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、奈良県業務継続計画を策定し、特に、首長不在時の明確な代行順位及び非常時優先業務の整理等、重要となる要素について定めておく必要がある。</p>
238	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第2 市町村の活動体制		<p>県は市町村に対し、「<u>応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル</u>」及び「<u>災害時緊急連絡員活動マニュアル</u>」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。</p>	<p>(削除)</p>
239	第2章 災害予防計画	第1.7節 防災体制の整備計画	第3 防災関係情報の共有化	1	<p>県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p>	<p>防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
240	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画	第3 防災関係情報の共有化	2	県は、発災時に安否不明者（ <u>行方不明者となる疑いのある者</u> ）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。	県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
241	第2章 災害予防計画	第17節 防災体制の整備計画	第5 大規模停電対策	2	県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、 <u>平常時</u> から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、 <u>平時</u> から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
242	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画			(防災統括室、総務部、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、 <u>食と農の振興</u> 部、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、 <u>環境</u> 森林部、食農部、県土マネジメント部)
243	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画			災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。	災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のため、 <u>各機関が横断的に共有すべき防災情報を、県防災情報システム・新総合防災情報システム（SOBO-WE B）等に集約できるよう努めること</u> で通信網を確実に運用する。
244	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等	1 県防災行政通信ネットワーク	(1) 現況 県は、 <u>県と市町村及び</u> 防災関係機関相互の災害時における迅速かつ確かな情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。	(1) 現況 県は、防災関係機関相互の災害時における迅速かつ確かな情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。
245	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等	1 県防災行政通信ネットワーク	(2) 災害予防計画 <u>県、市町村及び</u> 防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。	(2) 災害予防計画 防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。
246	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第2 市町村防災行政無線等設備		第2 市町村防災行政無線設備	第2 市町村防災行政無線等設備
247	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第2 市町村防災行政無線等設備		<u>(新設)</u>	<u>屋外スピーカー又は屋内受信機等により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。</u>
248	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第2 市町村防災行政無線等設備	1 現況	市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和4年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内 <u>33</u> 市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。 <u>(1) 同報系無線</u> <u>屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。</u> <u>(2) 移動系無線</u> <u>災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。</u>	市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和7年3月末現在、市町村防災行政無線等は、県内39市町村の内 <u>34</u> 市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線等を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。 <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
249	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第2 市町村防災行政無線等設備	2 災害予防計画	(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 (2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。	(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 (2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。
250	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第2 市町村防災行政無線等設備	3 整備計画	(1) 未整備の市町村にあつては、 <u>同報系、移動系各デジタル無線網</u> 等の導入整備に努める。 (2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。 (3) <u>市町村は住民への災害情報伝達手段として、</u> できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。 (4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。	(1) 未整備の市町村にあつては、 <u>市町村防災行政無線</u> 等の導入整備に努める。 (2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。 (3) <u>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよ</u> <u>う、</u> できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。 (4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。
251	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第3 電信電話設備（災害時優先電話）		N T T西日本は、 <u>県・市町村及び</u> 防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。 <u>県、市町村及び</u> 防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようN T T西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。	N T T西日本は、防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようN T T西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。
252	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第5 その他の通信設備		通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。	通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立を図るとともに、 <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> に努める。
253	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第6 非常通信体制の充実強化		県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。 <u>県、市町村及び</u> 防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。	県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の <u>多重化・耐震化により</u> 充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。 防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。
254	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第7 通信訓練		県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。	県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する <u>ことを通じて平時からの連携体制を構築する。</u>
255	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第9 <u>情報システム等の活用</u>	第9 <u>Lアラート等</u>		第9 <u>情報システム等の活用</u>
256	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第9 <u>情報システム等の活用</u>		県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。	県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。 <u>県及び市町村等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u>
257	第2章 災害予防計画	第19節 通信体制の整備計画	第10 孤立集落への通信		災害時には固定電話や携帯電話が <u>停電</u> や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。	災害時には固定電話や携帯電話が <u>地上回線の途絶</u> や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
258	第2章 災害予防計画	第20節 孤立集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担	2 市町村	市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、 <u>また</u> 住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。 <u>また</u> 、市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。	市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u> <u>市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。</u>
259	第2章 災害予防計画	第20節 孤立集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担	3 県	災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。 県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。	災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。 県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u>
260	第2章 災害予防計画	第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）			(防災統括室、総務部、 <u>文化・教育・くらし創造部</u> 、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、 <u>地域創造部</u> 、 <u>医療政策局</u> 、県土マネジメント部)
261	第2章 災害予防計画	第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）	第1 人的支援体制の整備	3	県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。	県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。 <u>また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>
262	第2章 災害予防計画	第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）	第3 広域防災体制の確立		<u>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。</u>	<u>紀伊半島には大規模な広域防災拠点は無いことを踏まえて、五條市に南部中核拠点として、当該エリアを広くカバーする大規模な広域防災拠点の整備を段階的に進めている。</u>
263	第2章 災害予防計画	第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）			(防災統括室、総務部、 <u>文化・教育・くらし創造部</u> 、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、 <u>地域創造部</u> 、県土マネジメント部)
264	第2章 災害予防計画	第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）			県内において災害が発生し、 <u>県または被災市町村</u> では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう整備する。	県内において災害が発生し、 <u>県又は被災市町村</u> では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう整備する。
265	第2章 災害予防計画	第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	3	県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順 <u>等を取り決めておくものとする。</u>	県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順、 <u>災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u>
266	第2章 災害予防計画	第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	6	<u>(新設)</u>	<u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u>
267	第2章 災害予防計画	第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	7	災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。	災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
268	第2章 災害予防計画	第2.2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	8 <u>(新設)</u>	県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。
269	第2章 災害予防計画	第2.2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 防災関係機関の相互応援体制の整備	9	県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。
270	第2章 災害予防計画	第2.2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第2 応援受入体制の整備	1	県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
271	第2章 災害予防計画	第2.2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第2 応援受入体制の整備	5	県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。
272	第2章 災害予防計画	第2.2節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第3 広域防災体制の確立		南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。
273	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画			(福祉医療部)
274	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	2 県	(2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。
275	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	2 県	(4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
276	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	2 県	(7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。
277	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	2 県	(8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。
278	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	3 県保健所	(4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、地域保健医療調整本部の体制整備及び充実に努める。
279	第2章 災害予防医療計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備	(1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、 <u>県内では25チーム編成されている。</u> (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。

章	節	第	数字	修正前	修正後
280	第2章 災害予防計画	第2.3節 保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備	5 災害拠点病院の整備 ( <u>RI.11.1 現在</u> ) 基幹災害拠点病院□ 県立医科大学附属病院④ 地域災害拠点病院 奈良保健医療圏 奈良県総合医療センター⑤ 市立奈良病院③ 東和保健医療圏□ 済生会中和病院② 西和保健医療圏□ 近畿大学奈良病院② 中和保健医療圏 大和高田市立病院② 南和保健医療圏□ 南奈良総合医療センター③ DMAT指定病院 西和保健医療圏□ 奈良県西和医療センター② 東和保健医療圏□ 宇陀市立病院②	(削除)
281	第2章 災害予防計画	第2.3節 保健医療計画	第2 災害時における連絡体制の構築	1 広域災害救急医療情報システムの整備 県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を収集・提供するため、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに</u> 、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。	県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を収集・提供するため、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。
282	第2章 災害予防計画	第2.3節 保健医療計画	第4 医薬品等の確保（協定、優先供給）	1 災害に備えた事前対策 奈良県保健医療調整本部 薬務班 厚労省医政局 <u>経済課</u>	奈良県保健医療 <u>福祉調整本部</u> <u>薬務・衛生課</u> （薬務・衛生班） 厚労省医政局 <u>医薬産業振興・医療情報企画課</u>
283	第2章 災害予防計画	第2.3節 保健医療計画	第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施	第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施 ( <u>保健師班の整備</u> )	第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施
284	第2章 災害予防計画	第2.3節 保健医療計画	第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施	(1) 初動及び支援体制の早期確立 県は、災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。	(1) 初動及び支援体制の早期確立 県は、災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。
285	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画		(医療政策局)	( <u>福祉保険部</u> 、医療政策局)
286	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第1 防疫実施組織の設置	1 市町村 ( <u>防疫班</u> )	1 市町村
287	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第1 防疫実施組織の設置	2 保健所 ( <u>疫学調査班</u> )	2 保健所
288	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第1 防疫実施組織の設置	2 保健所 保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。	保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査 <u>を担う</u> 班を編成する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
289	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第1 防疫実施組織の設置	3 県	3 県 <u>(防疫班)</u>	3 県
290	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第1 防疫実施組織の設置	3 県	県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。	県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫 <u>を担う</u> 班を編成する。
291	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備	3 県	県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。 医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第2.3節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬 <u>用</u> の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。	県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。 医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第2.3節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。
292	第2章 災害予防計画	第2.4節 防疫予防計画	第4 職員の訓練	3 県	県及び市町村は、 <u>平常時</u> より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。	県及び市町村は、 <u>平時</u> より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。
293	第2章 災害予防計画	第2.5節 火葬場等の確保計画			<u>(文化・教育・くらし創造部)</u>	<u>(医療政策局)</u>
294	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画			<u>(水循環・森林・景観環境部)</u>	<u>(環境森林部)</u>
295	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第1 災害廃棄物処理計画による体制整備		<u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画を改訂し、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>
296	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第1 災害廃棄物処理計画による体制整備	1 市町村	災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の <u>策定・見直しを行い</u> 、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。	災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画を <u>改訂し</u> 、県、市町村 <u>や民間事業者等</u> との連携による処理体制の構築に努める。
297	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第2 相互支援体制の構築	1 市町村	「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう <u>平常時</u> から必要な整備・維持管理に努める。	「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう <u>平時</u> から必要な整備・維持管理に努める。
298	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第2 相互支援体制の構築	2 県	(5) 支援にあたっての課題等 また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、 <u>平常時</u> から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。	(5) 支援にあたっての課題等 また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、 <u>平時</u> から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。
299	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第3 廃棄物処理施設等の整備等	1 市町村	(1) 施設の整備 焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、 <u>平常時</u> から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。	(1) 施設の整備 焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、 <u>平時</u> から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。
300	第2章 災害予防計画	第2.6節 廃棄物処理計画	第3 廃棄物処理施設等の整備等	2 県	市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて <u>平常時</u> から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。	市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて <u>平時</u> から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
301	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画		(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)	(防災統括室、福祉保険部、産業部、食農部)	
302	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画		災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、 <u>平常時</u> から調達及び供給体制の確立を図る。 また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、 <u>備蓄</u> 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、 <u>平時</u> から調達及び供給体制の確立を図る。 また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、 <u>物資</u> 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。	
303	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第1 県、市町村、住民の役割分担	1 住民の役割	住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、 <u>平常時</u> から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するよう努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法をいう。) また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。	住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、 <u>平時</u> から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するよう努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 (ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法をいう。) また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。
304	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第1 県、市町村、住民の役割分担	1 住民の役割	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。	また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。
305	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第1 県、市町村、住民の役割分担	3 県の役割	県は、被災住民に供給する生活必需品や <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、</u> 災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	県は、被災住民に供給する生活必需品や感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、県は避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資等の市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u> 災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
306	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物資調達	第2 <u>平常時</u> の物資調達	第2 <u>平時</u> の物資調達	
307	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物資調達	県及び市町村は、 <u>平常時</u> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	県及び市町村は、 <u>平時</u> から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。	
308	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物資調達	1 市町村の物資調達	(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、 <u>子どもにも配慮する。</u>	(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、 <u>子どもへの配慮に加え、ペット同行避難者にも配慮するよう努める。</u>
309	第2章 災害予防計画	第2.7節 食料、生活必需品の確保計画	第2 <u>平時</u> の物資調達	1 市町村の物資調達	(3) 国の <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。	(3) 国の <u>新物資システム(B-PLo)</u> を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
310	第2章 災害予防計画	第27節 食料、生活必需品の確保計画	第2 平時の物資調達	2 県の物資調達	(1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。	(1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目とあわせて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
311	第2章 災害予防計画	第27節 食料、生活必需品の確保計画	第3 報告		災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 <b>平常時</b> から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。	災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、 <b>平常時</b> から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。
312	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画			(文化・教育・くらし創造部)	(地域創造部)
313	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画			文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財(以下、「文化財」という。)を対象とし、火災、風水害等 <b>だけでなく</b> 、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の <b>平常時</b> における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。	文化財の種類は多岐にわたり、 <b>また</b> 予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められ、災害予防対策はそのような特性を踏まえたものでなければならず、本計画は国指定及び県指定の文化財(以下、「文化財」という。)を対象とし、火災、風水害等の <b>ほか</b> 、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の <b>平常時</b> における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。
314	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第1 基本計画	1 保存整備事業の推進	県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設(警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等)の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。	県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設(警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等)の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。
315	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第1 基本計画	2 管理状況の把握	県は、 <b>文化財保存課職員</b> による適宜巡視、市町村 <b>または</b> 市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めると <b>ともに</b> 、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。	県は、 <b>文化財課職員</b> による適宜巡視、市町村 <b>(市町村教育委員会を含む。)</b> による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めると <b>共に</b> 、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。
316	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第1 基本計画	4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築	県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を <b>進め</b> 、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財 <b>防火</b> 予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。	県は、「文化財防火デー」 <b>(1月26日)</b> 及び「奈良県文化財防火週間」 <b>(1月26日を含む7日間)</b> 等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を <b>促し</b> 、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財 <b>災害</b> 予防に関する認識を高めるとともに、 <b>災害</b> 時に協力する体制づくりを促す。
317	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第1 基本計画	5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立	県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、 <b>近隣府県文化財所管課等と連携</b> のとれた連絡・協力体制を整備する。	県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、 <b>文化財所有者</b> 、消防、警察、 <b>図書館、博物館、資料館並びに</b> 市町村 <b>及び</b> 近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。
318	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第2 <b>文化財の所有者又は管理者による文化財種別予防対策</b>		第2 文化財種別対策	第2 <b>文化財の所有者又は管理者による文化財種別予防対策</b>
319	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第2 <b>文化財の所有者又は管理者による文化財種別予防対策</b>	1 建造物	防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を <b>推進する</b> 。 <b>また</b> 、風水害に備えた周辺環境整備を <b>行うとともに</b> 、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。 <b>また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。</b>	防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を <b>行うと共に</b> 、風水害に備えた周辺環境整備に <b>努める</b> 。 <b>また</b> 、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。
320	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第2 <b>文化財の所有者又は管理者による文化財種別予防対策</b>	2 美術工芸品・有形民俗文化財	防火・防犯設備未設置収蔵施設(寺社等)への設置と収蔵庫建設の <b>推進</b>	防火・防犯設備未設置収蔵施設(寺社等)への設置と収蔵庫建設 <b>を行う。</b>
321	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第2 <b>文化財の所有者又は管理者による文化財種別予防対策</b>	3 史跡、名勝、天然記念物	記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施す <b>とともに</b> 、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。	記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については、 <b>建造物に準ずる</b> 。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施す。 <b>天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。</b>
322	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <b>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</b>		第3 災害別対策 <b>(文化財災害予防対策)</b>	第3 <b>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</b>
323	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <b>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</b>		災害別	災害 <b>種別</b>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
324	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <u>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</u>	【災害別（1.火災）】、【予防方法（3.消火設備）】 1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。 <u>改修による耐震性能強化。</u>	【災害種別（1.火災）】、【予防方法（3.消火設備）】 1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器 <u>又は簡易消火用具</u> 、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全 <u>と改修による耐震性能強化</u>
325	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <u>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</u>	【災害別（1.火災）】、【予防方法（4.その他）】 <u>（新設）</u>	【災害種別（1.火災）】、【予防方法（4.その他）】 <u>7. 奈良県文化財防火週間（1月26日を含む7日間）における各種取組</u>
326	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <u>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</u>	【災害別（2.風水害）】、【予防方法（1.環境整備）】 1. 倒壊、折損の <u>恐れ</u> のある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持	【災害種別（2.風水害）】、【予防方法（1.環境整備）】 1. 倒壊、折損の <u>おそれ</u> のある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持
327	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <u>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</u>	【災害別（7.全般）】	【災害種別（7.その他）】
328	第2章 災害予防計画	第28節 文化財災害予防計画	第3 <u>文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策</u>	【災害別（7.全般）】 <u>（全般）</u> <u>（防犯対策の強化）</u>	【災害種別（7.その他）】 全般 防犯対策の強化
329	第2章 災害予防計画	第29節 総合的な水害防止対策	第1 水系毎の総合的な対策の推進	本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も積極的に活用し、各水系の流域プロジェクトにのっとり、総合的な対策の推進を図る。	本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 <u>及び「第1次国土強靱化実施中期計画」</u> も積極的に活用し、各水系の流域プロジェクトにのっとり、総合的な対策の推進を図る。
330	第2章 災害予防計画	第29節 総合的な水害防止対策	第5 淀川水系対策	1 治水対策 県内の淀川流域では、洪水被害の防止や軽減、また、順次河川改修を進めてきた。特に河道の流下能力が不足しているため、洪水による浸水被害が発生している。特に宇陀市域での <u>宇陀川（室生ダムに合流）</u> 、町並川（宇陀川の支川）及び、生駒市域での山田川（木津川に合流）において河川改修を進める。市街地が進んで比較的資産が集中した地域において、河道断面が小さく、浸水被害が発生している箇所 <u>で優先的に整備を行う。</u>	県内の淀川流域では、洪水被害の防止や軽減、また、順次河川改修を進めてきた。特に河道の流下能力が不足しているため、洪水による浸水被害が発生している。特に宇陀市域での町並川（宇陀川の支川）及び、生駒市域での山田川（木津川に合流）において河川改修を進める。市街地が進んで比較的資産が集中した地域において、河道断面が小さく、浸水被害が発生している箇所 <u>で優先的に整備を行う。</u>
331	第2章 災害予防計画	第30節 ダムの管理・運用	第1 定期的な点検、操作確認	また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下する <u>恐れ</u> のあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。 (防災統括室、 <u>水循環・森林・景観環境部</u> 、 <u>食と農の振興部</u> )	また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下する <u>おそれ</u> のあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。 (防災統括室、 <u>環境森林部</u> 、 <u>食農部</u> )
332	第2章 災害予防計画	第32節 風害予防計画			
333	第2章 災害予防計画	第33節 総合的な土砂災害防止対策		危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達 <u>など</u> のソフト施策の充実を最優先で取り組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する <u>取り組み</u> を進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。	危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達 <u>等</u> のソフト施策の充実を最優先で取り組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する <u>取組</u> を進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。
334	第2章 災害予防計画	第33節 総合的な土砂災害防止対策	第1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進	奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の <u>取り組み</u> を推進する。	奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の <u>取組</u> を推進する。
335	第2章 災害予防計画	第33節 総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策	1 県 なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずる <u>恐れ</u> が大きいと認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。 <u>また</u> 、勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。 (1) 土砂災害発生のおそれのある場所の周知 土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行 <u>う必要がある</u> 。 また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場 <u>など</u> で、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することができるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため <u>県</u> は、市町村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域に指定された際のデータ提供を行う。	なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずる <u>おそれ</u> が大きいと認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において <u>は</u> 、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。 (1) 土砂災害発生のおそれのある場所の周知 土砂災害のおそれのある区域において、 <u>警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも</u> 、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行 <u>って周知する</u> 。 また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場 <u>等</u> で、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することができるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため <u>に</u> 、 <u>県</u> は、市町村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域に指定された際のデータ提供を行う。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
336	第2章 災害予防計画	第3.3節 総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策	2 市町村	<p>(2) 警戒避難体制の周知 市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改訂 内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について市町村地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努めるものとする。県は、市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び伝達体制 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。</li> <li>土砂災害警戒区域等の箇所</li> <li>適切な避難単位の設定 土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。</li> <li>避難指示等の発令・解除の基準 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。</li> <li>安全な避難場所・避難経路の確保 避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。</li> <li>防災意識の向上 防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。</li> </ol>	<p>(2) 警戒避難体制の周知 市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改訂 内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について市町村地域防災計画に記載することなどにより、住民に対し周知するように努めるものとする。県は、市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び伝達体制 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制を構築する。</li> <li>土砂災害警戒区域等の箇所</li> <li>適切な避難単位の設定 土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせて設定する。</li> <li>避難指示等の発令・解除の基準 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等を行う。</li> <li>安全な避難場所・避難経路の確保 避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所を確保し、住民へ周知する。</li> <li>防災意識の向上 防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上を図る。</li> </ol>
337	第2章 災害予防計画	第3.3節 総合的な土砂災害防止対策	第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施		<p>土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。 また、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。</p> <p>【主な整備箇所】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設</li> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所</li> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の緊急輸送路（アンカールート）</li> <li>現行基準に適合しない老朽化堰堤</li> </ol>	<p>土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。 また、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。</p> <p>【主な整備箇所】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設</li> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所</li> <li>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の緊急輸送路（アンカールート等）</li> <li>現行基準に適合しない老朽化堰堤</li> </ol>
338	第2章 災害予防計画	第3.4節 大規模土砂災害防止対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備		<p>紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。 このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行える。 特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとなる。 大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、市町村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。</p>	<p>紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。 このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行える。 特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとなる。 大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、市町村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。</p>
339	第2章 災害予防計画	第3.4節 大規模土砂災害防止対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備		<p>法改正による制定事項</p>	<p>(削除)</p>
340	第2章 災害予防計画	第3.4節 大規模土砂災害防止対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備		<p>土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施</p>	<p>土砂災害防止法に基づく国による緊急調査の実施</p>
341	第2章 災害予防計画	第3.4節 大規模土砂災害防止対策	第2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果の活用		<p>県では、紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果を有効に活用し、今後の大規模土砂災害に備えるため、安全・安心のためのシステムづくりに努める。</p>	<p>県では、紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果を有効に活用し、今後の大規模土砂災害に備えるため、安全・安心のためのシステムづくりに努める。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
342	第2章 災害予防計画	第34節 大規模土砂災害防止対策	第2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果の活用	1 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進	県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集した。また、調査を踏まえ、市町村、地元住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（奈良県深層崩壊マップ）を作成した。さらに災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てるため、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研修結果を大規模土砂災害アーカイブとして構築した。今後、県では国や市町村、研究機関との連携を図りながら、深層崩壊研究・対策の進展に寄与していく。	県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所の現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集した。また、調査を踏まえ、市町村、地元住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（奈良県深層崩壊マップ）を作成した。さらに、災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てるため、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研修結果を大規模土砂災害アーカイブとして構築した。今後、県では国や市町村、研究機関との連携を図りながら、深層崩壊研究・対策の進展に寄与していく。
343	第2章 災害予防計画	第34節 大規模土砂災害防止対策	第2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果の活用	2 監視・警戒・避難のシステムづくり	大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、県は市町村と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備している大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を検討する。 [避難行動] ・どのタイミングでどこに逃げるか。 ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。 ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。 [避難所・避難路] ・より安全な避難路・避難所はどこか。 [深層崩壊・河道閉塞] ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。 [自助・共助・公助の連携による防災・減災] ・自主防災組織の活動支援。 ・自主防災組織と行政の役割分担。	大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊等による2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、県は市町村と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。あわせて、国土交通省が整備している大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を検討する。 [避難行動] ・どのタイミングでどこに逃げるか ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法 ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定 [避難場所・避難路] ・より安全な避難路・避難場所はどこか [深層崩壊・河道閉塞] ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定 [自助・共助・公助の連携による防災・減災] ・自主防災組織の活動支援 ・自主防災組織と行政の役割分担
344	第2章 災害予防計画	第34節 大規模土砂災害防止対策	第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応		紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、長殿地区（十津川村）については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残っており、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等の提供体制を整備する。	紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、長殿地区（十津川村）については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残っており、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等を提供する。
345	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画			本県の地質と地形の特質のため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生産された土砂礫は勾配の急な谷筋に多量に推積され、豪雨に際して下流に流出し河川及び耕地に氾濫浸水等の治水上甚大な被害を与えている。	本県は、地質と地形の特質のため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生産された土砂礫は勾配の急な谷筋に多量に推積され、豪雨に際して下流に流出し、河川及び耕地に氾濫浸水等の治水上甚大な被害を与えている。
346	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	1 砂防指定地（法規制区域）	砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（令和4年10月31日現在1,767箇所）	砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し又は当該区域で行われる一定の行為を禁止若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（令和6年4月1日現在1,772箇所）
347	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表		2 土石流危険溪流 土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生危険性がある溪流である。県内の箇所数については、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。	(削除)
348	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
349	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。	急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令に定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域といい、土砂災害防止法第7条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
350	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
351	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域といい、土砂災害防止法第9条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
352	第2章 災害予防計画	第35節 砂防設備計画	第2 計画的な砂防事業の実施	土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。	土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。 <u>砂防設備の整備等においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型堰堤等の整備など流木・風倒木流出防止対策を推進する。</u>
353	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	1 地すべり防止区域（法規制区域） 地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和4年10月31日現在61箇所）	地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和6年4月1日現在61箇所）
354	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 地すべり危険箇所 地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出した箇所であり、県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて公開している。	<u>(削除)</u>
355	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
356	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。	急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域といい、土砂災害防止法第7条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
357	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	<u>(新設)</u> 3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
358	第2章 災害予防計画	第36節 地すべり防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域といい、土砂災害防止法第9条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
359	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域） 急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和4年10月31日現在536箇所）	急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和6年4月1日現在543箇所）
360	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて公開している。	<u>(削除)</u>
361	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
362	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	2 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。	急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域といい、土砂災害防止法第7条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
363	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
364	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表	3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて公開している。	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑りが発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域といい、土砂災害防止法第9条において定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページ内の「奈良県災害リスク情報システム」に掲載しており、降雨時は土砂災害の危険度も表示している。
365	第2章 災害予防計画	第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画	第2 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施		急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。	急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。
366	第2章 災害予防計画	第38節 山地災害予防計画			（水循環・森林・景観環境部）	（環境森林部）
367	第2章 災害予防計画	第38節 山地災害予防計画	第1 森林管理・環境保全		本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。 令和3年度当初における民有林人工林面積は167,779haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。 そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。 特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。	本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は269千haで森林面積の95%にあたっている。 令和6年度当初における民有林人工林面積は167,802haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。 そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。 特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。
368	第2章 災害予防計画	第38節 山地災害予防計画	第2 森林整備保全		また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部・東部振興基本計画アクションプランにおいて治山事業の推進が掲げられている。 これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施している。	また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部・東部振興基本計画アクションプランにおいて治山事業の推進が掲げられている。 これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、 <b>流水被害が発生するおそれのある森林における流木対策</b> 、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施・推進している。
369	第2章 災害予防計画	第39節 ため池災害予防計画			（食と農の振興部）	（食農部）
370	第2章 災害予防計画	第40節 宅地等災害予防計画			（地域デザイン推進局）	（まちづくり推進局）
371	第2章 災害予防計画	第40節 宅地等災害予防計画	第1 宅地の安全性の向上	1 宅地の安全性	県及び市町村は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。 なお、がけ地近接危険住宅については、第3の「2 がけ地近接危険住宅移転」による。	県及び市町村は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成及び特定盛土等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。 なお、がけ地近接危険住宅については、第3の「2 がけ地近接危険住宅移転」による。
372	第2章 災害予防計画	第40節 宅地等災害予防計画	第1 宅地の安全性の向上	2 宅地防災パトロール	梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告 <b>または</b> 改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。	梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告 <b>又は</b> 改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
373	第2章 災害予防計画	第4-1節 火災予防計画	第2 消防力・消防水利等の整備	2	市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層、女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。	市町村は、消防団の強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実に努めるとともに、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
374	第2章 災害予防計画	第4-1節 火災予防計画	第2 消防力・消防水利等の整備	3	市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。	市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
375	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画			(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)	(消防救急課、環境森林部)
376	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第1 林野火災に強い地域づくり	4 防火知識の普及	林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。	林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。
377	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第1 林野火災に強い地域づくり	5 林野火災に対する警戒の強化	(新設)	5 林野火災に対する警戒の強化
378	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第1 林野火災に強い地域づくり	5 林野火災に対する警戒の強化	(新設)	(1) 県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
379	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第1 林野火災に強い地域づくり	5 林野火災に対する警戒の強化	(新設)	(2) 県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。
380	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第2 活動体制の整備	1 消防体制の整備	市町村及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。	市町村及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。また、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。
381	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第2 活動体制の整備	3 消防資機材の整備	県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実に努めるものとする。	県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実に努めるとともに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。
382	第2章 災害予防計画	第4-2節 林野火災予防計画	第2 活動体制の整備	7 林野火災消火訓練の実施	県、市町村、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防備技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。	県、市町村、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防備技術の向上を図るための実践的かつ効果的な訓練を実施するよう努める。
383	第2章 災害予防計画	第4-3節 原子力災害予防計画			本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。	本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。
384	第2章 災害予防計画	第4-3節 原子力災害予防計画	第1 原子力発電所事故対策	4 その他の対策	国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。	国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制の在り方等について検討していく。
385	第2章 災害予防計画	第4-3節 原子力災害予防計画	第1 原子力発電所事故対策	5 県外からの避難者の受入れ	市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。	市町村は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。
386	第2章 災害予防計画	第4-3節 原子力災害予防計画	第2 その他の原子力事業所の事故への対策	1 本県が関係する他の原子力事業所	(1) 概要 【EPZ】 原子炉から概ね半径50mの地域	(1) 概要 【EPZ】 原子炉からおおむね半径50mの地域

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
387	第2章 災害予防計画	第4.3節 原子力災害予防計画	第2 その他の原子力事業所の事故への対策	1 本県が関係するその他原子力事業所 (2) 原子力防災専門官との連携 近畿大学原子力研究所に関しては、防災に関する情報の収集及び連絡、連絡等防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用、周辺住民に対する情報伝達等について、 <b>平常時</b> より原子力防災専門官との連携を図る。	(2) 原子力防災専門官との連携 近畿大学原子力研究所に関しては、防災に関する情報の収集及び連絡、連絡等防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用、周辺住民に対する情報伝達等について、 <b>平時</b> より原子力防災専門官との連携を図る。
388	第2章 災害予防計画	第4.4節 鉄道災害予防計画	第1 西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する <b>恐れ</b> のある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。	鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する <b>おそれ</b> のある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。
389	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第1 避難指示等の発令	2 避難指示等の発令 市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、 <b>予め</b> 作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。	市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、 <b>あらかじめ</b> 作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
390	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第1 避難指示等の発令	2 避難指示等の発令 (2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達 ⑥ 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を <b>恐れ</b> ず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。	(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達 ⑥ 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を <b>おそれ</b> ず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。
391	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第2 住民に求める避難行動	1 土砂災害 (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する <b>恐れ</b> があることを忘れず、十分注意するようにする。	(7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する <b>おそれ</b> があることを忘れず、十分注意するようにする。
392	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第2 住民に求める避難行動	2 水害 (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する <b>恐れ</b> があることを忘れず、十分注意するようにする。	(6) 浸水想定区域外でも災害が発生する <b>おそれ</b> があることを忘れず、十分注意するようにする。
393	第3章 災害応急対策計画	第1節 避難行動計画	第4 広域避難	市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に <b>併せて</b> 広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に <b>あわせて</b> 広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
394	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画		避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。 <b>在宅被災者</b> 等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。	避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。 <b>在宅避難者</b> 等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。
395	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第2 県への報告	市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数	市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。 1 避難所開設の日時及び場所 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数 <b>（及び同行避難動物）</b> 数 <b>3 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</b>
396	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。	市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう、 <b>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、同行避難する家庭動物（ペット）のための避難スペースを確保もしくは設置するよう努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等に応じて栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などに努める。</b> この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 <b>また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</b>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
397	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	1 留意事項	(3) <u>男女及び性的マイノリティ</u> のニーズの違い等、 <u>男女双方の視点</u> に対する配慮 (6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策 <u>(新設)</u>	(3) <u>性別や個人の特性に応じた</u> ニーズの違い等、 <u>それぞれの視点</u> に対する配慮 (6) 感染症対策 (8) <u>家庭動物（ペット）の飼育の有無によるニーズの違いに対する配慮</u>
398	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	2 各段階における主な取組事項	(1) 初動期 ④ 感染症対策 市町村は、 <u>指定</u> 避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が <u>指定</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	(1) 初動期 ④ 感染症対策 市町村は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
399	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	2 各段階における主な取組事項	(1) 初動期 <u>(新設)</u>	(1) 初動期 ⑤ <u>家庭動物（ペット）同行避難者の受け入れ</u> 市町村は、 <u>指定避難場所や避難所に家庭動物（ペット）と同行避難した被災者を適切に受け入れるよう、また、同行避難動物の受入状況（数）を把握するよう努めるものとする。</u>
400	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第3 避難所の運営	2 各段階における主な取組事項	(2) 展開期 ② 食料、物資に関すること 迅速かつ公平な提供を <u>心がける</u> 。 ④ 衛生に関すること (ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。 (イ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 ⑤ その他 (イ) 女性や <u>子ども</u> 等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。 また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。	(2) 展開期 ② 食料、物資に関すること 迅速かつ公平な提供を <u>心掛ける</u> 。 ④ 衛生に関すること (ア) 仮設トイレ及びマンホールトイレの速やかな設置に努めるとともに、 <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u> (イ) <u>同行避難動物の飼養及び管理に関する避難所でのルールづくりに努める。</u> ⑤ その他 (イ) 女性や <u>子ども</u> 等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。 また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所等における安全性の確保、 <u>キッズスペースや学習スペースの設置など</u> 、女性及び性的マイノリティや子育て家庭、 <u>子ども・若者の</u> ニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 (イ) <u>同行避難した家庭動物（ペット）が飼い主以外の避難者の心身に与える影響を考慮した動物の飼養場所の確保に努める。</u> また、避難する動物の福祉にも配慮し、 <u>雨風や直射日光、暑熱、冷気等を避けることができるスペースの確保もしくは設置を検討する。</u>
401	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 <u>在宅避難者</u> 等への支援	第4 <u>在宅被災者</u> 等への支援	第4 <u>在宅避難者</u> 等への支援	
402	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 <u>在宅避難者</u> 等への支援	1 <u>支援拠点の設置検討</u>	<u>(新設)</u> <u>1 支援拠点の設置検討</u>	
403	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 <u>在宅避難者</u> 等への支援	1 <u>支援拠点の設置検討</u>	<u>(新設)</u> <u>市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで被災者等（同行避難動物を含む）を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等（飼養する家庭動物（ペット）を含む）が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>	

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
404	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅避難者等への支援	2 在宅避難者の早期把握及び支援の提供 (新設)	2 在宅避難者の早期把握及び支援の提供
405	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第4 在宅避難者等への支援	2 在宅避難者の早期把握及び支援の提供 市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。	市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の避難者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのために市町村は、在宅避難者等の避難者名簿への登録などにより、在宅避難者等の早期把握に努める。
406	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	1 車中泊避難者の支援方策の検討 (新設)	1 車中泊避難者の支援方策の検討
407	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	1 車中泊避難者の支援方策の検討 (新設)	市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
408	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	2 車中泊避難者への支援体制の整備 (新設)	2 車中泊避難者への支援体制の整備
409	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	2 車中泊避難者への支援体制の整備 (新設)	市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報は車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
410	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第5 車中泊者への対応	3 車中泊避難者への配慮事項 (新設)	3 車中泊避難者への配慮事項
411	第3章 災害応急対策計画	第2節 避難生活計画	第6 広域一時滞在	被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。	被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
412	第3章 災害応急対策計画	第3節 帰宅困難者対策計画		大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。	大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。
413	第3章 災害応急対策計画	第3節 帰宅困難者対策計画	第1 発災直後の対応	2 企業等における対応 県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。	県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。
414	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮者の支援計画		(防災統括室、福祉医療部)	(防災統括室、知事公室、福祉保険部)
415	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮者の支援計画	第1 要配慮者への支援	2 避難所到着後の対応 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅において避難生活を送っている者も支援の対象とする。 市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。	県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態や多様なニーズを把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。あわせて、個々の事情により、その地域において在宅において避難生活を送っている者も支援の対象とする。 市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
416	第3章 災害応急対策計画	第4節 要配慮者の支援計画	第1 要配慮者への支援	3 医療等の体制 県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスクア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。 また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。	県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスクア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。 また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、 <u>避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者、在宅及び自家用車で生活を続ける要配慮者並びに被災した社会福祉施設等で生活を続ける要配慮者その他地域で生活する要配慮者</u> に対し適切な福祉的支援を行うことにより二次被害防止を図る。
417	第3章 災害応急対策計画	第5節 住宅応急対策計画		(地域デザイン推進局)	(まちづくり推進局)
418	第3章 災害応急対策計画	第5節 住宅応急対策計画	第1 趣旨	応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、 <u>応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u>	応急仮設住宅の検討においては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、 <u>修理業者の周知等の支援やブルーシートの展開等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、 <u>地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u>
419	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画		県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部署さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。 また、 <u>台風接近時等、災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。</u> 特に大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、 <u>県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を対象市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。</u>	県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部署さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備し、 <u>災害応急対策を実施する。</u>
420	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 活動体制の確立	第1 防災組織計画	第1 活動体制の確立
421	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 活動体制の確立	県、市町村は、大規模災害発生時には、 <u>応急対策を総合的に推進する中心となる組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。</u> また、 <u>各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。</u> <u>これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。</u>	防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、 <u>防災の推進を図るため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。</u> 各防災関係機関の系統図は次のとおりである。
422	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第1 活動体制の確立	災害対策系統図 図修正	災害対策系統図 図修正
423	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第2 県の活動体制	1 奈良県災害警戒体制	1 奈良県災害警戒体制
424	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第2 県の活動体制	1 奈良県災害警戒体制 災害対策本部設置以前の段階として、 <u>気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、水害・土砂災害等警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。</u> ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。 (詳細については、「本節第3 水害・土砂災害等警戒体制」参照)	奈良県災害警戒体制は、 <u>奈良県災害対策本部設置の前段階として設置される体制であり、災害に関する情報収集や他の防災関係機関等との連絡調整等の事務を行う。</u> ただし、水防関係の体制については、(詳細については、「本節第3 奈良県災害警戒体制」参照)
425	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第2 県の活動体制	2 奈良県災害対策本部	2 奈良県災害対策本部
426	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第2 県の活動体制	2 奈良県災害対策本部 奈良県災害対策本部体制は、 <u>知事が必要と認めた場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。</u> なお、 <u>台風接近等による大雨などの場合、災害対策本部設置の前段階として、危機管理監は、災害警戒本部を設置する。</u> また、 <u>数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行う。</u> (詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照)	奈良県災害対策本部は、 <u>防災の推進を図るため設置される体制であり、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害に関する情報収集や災害応急対策の実施、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関等との連絡調整等の事務を行う。</u> (詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部」参照)
427	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	第3 水害・土砂災害等警戒体制	第3 奈良県災害警戒体制
428	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	1 設置基準	1 設置基準

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
429	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	1 設置基準	<del>(1) 警戒配備</del> <del>① 暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき</del> <del>② 台風接近により大雨注意報、洪水注意報または強風注意報が発表されたとき</del> <del>③ その他必要があると認められたとき</del> <del>(2) 災害警戒本部</del> <del>① 台風接近により、暴風、大雨、または洪水その他の警報が発表されたとき</del> <del>② その他必要があると認められるとき</del>	<del>(削除)</del>
430	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	1 設置基準	<del>(新設)</del>	<del>次のいずれかに該当する場合に、奈良県災害警戒体制を設置する。</del> <del>(1) 県内に気象警報が発表されたとき</del> <del>(2) 台風接近により、県内に大雨、洪水又は強風注意報が発表されたとき</del> <del>(3) その他必要があると認められたとき</del>
431	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	2 配備	2 配備の決定	2 配備
432	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制		<del>水害・土砂災害等警戒体制の配備については、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあっては水道局長、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。</del>	<del>奈良県災害警戒体制の配備は、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。</del> <del>また、各出先機関を所管する部局長は、出先機関の参集・配備人員をあらかじめ整備する。</del>
433	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制		<del>3 災害応急対策要領の策定</del> <del>上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。</del>	<del>(削除)</del>
434	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制		<del>4 出先機関における配備</del> <del>各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。</del>	<del>(削除)</del>
435	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	3 解散基準	<del>(新設)</del>	3 解散基準
436	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第3 奈良県災害警戒体制	3 解散基準	<del>(新設)</del>	<del>(1) 災害応急対策をおおむね終了したとき</del> <del>(2) 災害の発生や拡大のおそれ等がなく解散を適当と認めたとき</del> <del>(3) 県外被災地への支援等の必要がなく解散を適当と認めたとき</del>
437	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部		第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等	第4 奈良県災害対策本部
438	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	1 設置基準	<del>(新設)</del>	1 設置基準
439	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	1 設置基準	<del>(新設)</del>	<del>知事は、次のいずれかに該当する場合に、奈良県災害対策本部を設置する。</del> <del>(1) 台風接近により、県内に気象警報が発表されたとき</del> <del>(2) 県内に「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されたとき</del> <del>(3) 県内に特別警報が発表されたとき</del> <del>(4) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれが発生した場合で、知事が必要と認めたとき</del> <del>(5) 県内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生した場合で、知事が必要と認めたとき</del> <del>(6) その他、知事が必要と認めたとき</del>
440	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織	1 組織	2 組織
441	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織	<del>奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</del> <del>(1) 組織</del> <del>災害対策本部に部及び班を設ける。</del> <del>また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。</del>	<del>奈良県災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）の組織は、法第23条、「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</del> <del>(1) 組織</del> <del>災害対策本部に部を置くものとし、部に班を置くものとする。</del> <del>② 災害対策本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に置くものとし、本部事務局に班を置くものとする。</del>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
442	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織 <u>(新設)</u>	<u>(2) 本部長</u> ① 災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監及び部長を置く。また、部に副本部長を置き、班に班長を置く。 ② 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。 ③ 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。また、本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。 ④ 副本部長は、本部長を補佐する。 ⑤ 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。また、本部長の命を受け、本部事務局の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。 ⑥ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。 ⑦ 副部長は、部長を補佐する。また、部長の命を受け、その事務に従事する。 ⑧ 班長は、部長の命を受け、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 ⑨ 本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。 (ア)副知事(防災担当) (イ)危機管理監 (ウ)総務部長 (エ)福祉保険部長
443	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織 <u>(2) 本部会議</u> 災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。	<u>(3) 本部会議</u> ① 災害対策本部に本部会議を置く。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び部長をもって構成する。なお、本部員が出席できないときは、各部の副部長または班長等が代理出席する。
444	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織 <u>(3) 各部局連絡員及び連絡事項</u> 各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。	<u>(4) 各部連絡員</u> ① 各部に連絡員(原則として主幹・課長補佐級職員1名)を置く。 ② 連絡員は、本部事務局及び各部との連絡調整を図る。
445	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 組織 ■奈良県災害対策本部組織図(部・班の体制)省略	■奈良県災害対策本部組織図(部・班の体制)省略
446	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	2 分担事務 災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副本部長及び班長を置く。 本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。 副本部長は、本部長を補佐する。 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。 副部長は、部長の命を受け、その事務に従事する。 班長は、部長の命を受け、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。 (1)副知事(防災担当) (2)危機管理監 (3)総務部長 (4)福祉医療部長 各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。	<u>(削除)</u>
447	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	3 事務分掌 <u>(新設)</u>	3 事務分掌
448	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	3 事務分掌 <u>(新設)</u>	各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。
449	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	3 設置の基準 知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めるときに災害対策本部を設置する。 (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風または大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。 (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。 (3) 県内に自然災害(大雨、暴風、土砂災害等)や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害(死者、行方不明者等)または甚大な住家被害(複数の全半壊等)が発生したとき。 (4) その他、県外に災害が発生した場合などにおいて、本県に影響が及ぶ恐れがあるとき。	<u>(削除)</u>
450	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 4 動員の区分	4 配備
451	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 <u>(新設)</u>	災害対策本部の配備は、本部長が、災害の規模等に応じて下表の配備区分により決定する。
452	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 <u>(新設)</u>	【配備区分】 警戒 【配備規模】 危機管理監及び部長が別に定める体制

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
453	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 【 <u>動員区分</u> 】 A動員 【 <u>動員基準</u> 】 <u>水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定</u> (地震の場合は震度階級に応じて決定) 【 <u>動員規模</u> 】 全職員の約1/5 約1,300人体制 +警察部約2,800人 総計約4,100人体制	【 <u>配備区分</u> 】 A動員 【 <u>配備規模(知事部局等)</u> 】 全職員の約1/5 約1,280人体制 【 <u>配備規模(警察本部)</u> 】 <u>「奈良県警察災害警備計画」に定める体制</u> (最大約2,800人体制)
454	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 【 <u>動員区分</u> 】 B動員 【 <u>動員基準</u> 】 <u>水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定</u> (地震の場合は震度階級に応じて決定) 【 <u>動員規模</u> 】 全職員の約1/3 約2,100人体制 +警察部約2,800人 総計約4,900人体制	【 <u>配備区分</u> 】 B動員 【 <u>配備規模(知事部局等)</u> 】 全職員の約1/3 約2,100人体制 【 <u>配備規模(警察本部)</u> 】 <u>「奈良県警察災害警備計画」に定める体制</u> (最大約2,800人体制)
455	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	4 配備 【 <u>動員区分</u> 】 C動員 【 <u>動員基準</u> 】 <u>水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定</u> (地震の場合は震度階級に応じて決定) 【 <u>動員規模</u> 】 全職員 約6,500人体制 +警察部約2,800人 総計約9,300人体制	【 <u>配備区分</u> 】 C動員 【 <u>配備規模</u> 】 全職員 約6,400人体制 【 <u>配備規模(警察本部)</u> 】 <u>「奈良県警察災害警備計画」に定める体制</u> (最大約2,800人体制)
456	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	5 設置場所 5 <u>災害対策本部</u> の設置場所	5 設置場所
457	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	5 設置場所 県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、 <u>知事</u> の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。	<u>原則として県庁舎内に設置する。</u> <u>ただし</u> 、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、 <u>本部長</u> の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。
458	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	6 解散の基準 (1) 災害対策を <u>一応</u> 終了したとき (2) <u>災害発生の恐れ</u> がなくなり解散を適当と認めたとき ( <u>新設</u> )	(1) 災害 <u>応急</u> 対策を <u>おおむね</u> 終了したとき (2) <u>災害の発生や拡大のおそれ等</u> がなく解散を適当と認めたとき (3) <u>県外被災地への支援等の必要</u> がなく解散を適当と認めたとき
459	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	7 現地災害対策本部 (3) 所掌事務 現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。 ① 被害状況、復旧状況の情報分析 ② 市町村、関係機関との連絡調整 ③ 現場活動の役割分担・調整 ④ 本部長の指示による応急対策の推進 ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進	(3) 所掌事務 現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。 ① 被害状況、復旧状況の情報分析 ② 市町村、関係機関との連絡調整 ③ 現場活動の役割分担・調整 ④ 本部長の指示による <u>災害</u> 応急対策の推進 ⑤ その他緊急を要する <u>災害</u> 応急対策の推進
460	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部	8 防災関係機関等との連携 災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。 <u>また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。</u>	災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の防災関係機関 <u>並びに必要に応じて民間団体及び民間事業者等</u> と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。 <u>また、災害対策本部は、国が現地において開催する連絡会議及び調整会議において、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努める。</u>
461	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画		<u>9 民間事業所との連携</u> <u>民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。</u>	(削除)
462	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画		<u>10 市町村への連絡員の派遣(災害時緊急連絡員)</u> <u>県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</u> <u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
463	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画		<p><u>1 1 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）</u>  <u>台風接近による大雨警報発令時など（本節第3 水害・土砂災害等警戒体制、1 配備の基準（2））に、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。</u>  <u>（1）組織</u>  <u>災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。</u>  <u>本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。</u>  <u>本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。</u>  <u>（2）本部会議</u>  <u>災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。</u>  <u>本部会議は、危機管理監、その他本部員をもって構成する。</u>  <u>（3）各部連絡員及び連絡事項</u>  <u>各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。</u></p>	<u>（削除）</u>
464	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第5 奈良県災害応急対策要領の策定	<u>（新設）</u>	第5 奈良県災害応急対策要領の策定
465	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第5 奈良県災害応急対策要領の策定	<u>（新設）</u>	上記のほか、奈良県災害警戒体制及び奈良県災害対策本部に関し必要な事項は、「奈良県災害応急対策要領」に定める。同要領は、県庁内の全部局に対し周知を図る。
466	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第6 市町村の活動体制	第5 市町村の活動体制	第6 市町村の活動体制
467	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第6 市町村の活動体制	<p>市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。  また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。</p>	<p>市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。  また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。</p>
468	第3章 災害応急対策計画	第6節 活動体制計画	第7 指定地方行政機関等の活動体制	第6 指定地方行政機関等の活動体制	第7 指定地方行政機関等の活動体制
469	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画		(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)	(防災統括室、 <u>総務部</u> 、県土マネジメント部、奈良地方気象台)
470	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画		<p><u>県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。</u>  市町村等（消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。  県は、<u>市町村</u>、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。</p>	<p>防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。  県は、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、<u>新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用し</u>、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。</p>
471	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 (1) 気象予警報等 ①大雨注意報～⑤その他警報・注意報等 <u>令和4年11月24日現在</u>	(1) 気象予警報等 ①大雨注意報～⑤その他警報・注意報等 <u>令和7年5月29日現在</u>
472	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ①□大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）	①□大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される） <u>図修正</u>
473	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 大雨注意報基準（土砂災害） [ <u>5km格子</u> 毎の土壌雨量指数]	大雨注意報基準（土砂災害） [ <u>1kmメッシュ</u> 毎の土壌雨量指数] <u>図修正</u>
474	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）	② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する） <u>図修正</u>
475	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）	③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される） <u>表修正</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
476	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 大雨警報基準（土砂災害） [ <u>5km格子</u> 毎の土壌雨量指数]	大雨警報基準（土砂災害） [ <u>1kmメッシュ</u> 毎の土壌雨量指数] <u>図修正</u>
477	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）	④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される） <u>表修正</u>
478	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑤ その他警報・注意報等	⑤ その他警報・注意報等 <u>表修正</u>
479	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑥ 土砂災害警戒情報について ○発表対象地域 発表は市町村を最小単位として、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く奈良県内全市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部（大塔町以外）と五條市南部（大塔町のみ）に分割して発表している。	⑥ 土砂災害警戒情報について ○発表対象地域 発表は市町村を最小単位として、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く奈良県内全市町村を対象としている。なお、 <u>奈良市は、奈良市西部と奈良市東部に分割し、</u> 五條市は、五條市北部（大塔町以外）と五條市南部（大塔町のみ）に分割して発表している。
480	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑥ 土砂災害警戒情報について ○土砂災害警戒情報の伝達体制 日本放送協会 <u>奈良放送局（日本放送協会大阪放送局）</u>	⑥ 土砂災害警戒情報について ○土砂災害警戒情報の伝達体制 日本放送協会
481	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑥ 土砂災害警戒情報について ○土砂災害警戒情報の伝達体制 <u>※障害時や日本放送協会奈良放送局の職員不在時間は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。</u>	⑥ 土砂災害警戒情報について ○土砂災害警戒情報の伝達体制 <u>（削除）</u>
482	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表） 特別警報・警報・注意報の種類と概要 【特別警報】 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表） 特別警報・警報・注意報の種類と概要 【特別警報】 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
483	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類 ⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表） 特別警報・警報・注意報の種類と概要 【特別警報】 <u>波浪警報</u> <u>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>  <u>高潮特別警報</u> <u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>  【警報】 <u>波浪警報</u> <u>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>  <u>高潮警報</u> <u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表） 特別警報・警報・注意報の種類と概要 【特別警報】 <u>（削除）</u>  【警報】 <u>（削除）</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
484	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類	<p>【注意報】 <u>波浪注意報</u> 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>高潮注意報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>※ <u>地面現象</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 <u>地面現象</u>の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p>	<p>【注意報】 <u>(削除)</u></p> <p>※ <u>土砂崩れ警報・注意報</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 <u>土砂崩れ</u>の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p>
485	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類	<p>(1) <u>火災</u>気象通報及び火災警報 ② 火災警報 市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、<u>または</u>気象の状況が火災の予防上危険であると認められたときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。 「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。 市町村は、「火災警報」を発し<u>または</u>解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。</p>	<p>(2) <u>火災</u>気象通報及び火災警報 ② 火災警報 市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、<u>又は</u>気象の状況が火災の予防上危険であると認められたときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。 「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。 市町村は、「火災警報」を発し<u>又は</u>解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。</p>
486	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	1 情報の種類	<p>(2) 水防警報及び水位到達情報 「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣<u>または</u>知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。 また、「水位到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣<u>または</u>知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。） これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第32節 水防活動計画」参照）</p>	<p>(3) 水防警報及び水位到達情報 「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣<u>又は</u>知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。 また、「水位到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣<u>又は</u>知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。） これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第32節 水防活動計画」参照）</p>
487	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	2 気象予警報等の対象区域	<p>奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、市町村単位で発表する。</p>	<p>奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、<u>奈良市は奈良市西部と奈良市東部に、五條市は五條市北部と五條市南部に分割して発表する。その他の市町村は、</u>市町村単位で発表する。</p>
488	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第1 気象情報の伝達	3 気象観測所及び雨量観測所	<p>(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方気象台） 観測内容</p>	<p>(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方気象台） 観測内容 <u>【湿】の追加</u></p>
489	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	1 伝達系統概念図	<u>図修正</u>	<u>図修正</u>
490	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	1 伝達系統概念図	<u>(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線または専用無線を表す。</u>	<u>(削除)</u>
491	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	1 伝達系統概念図	<u>(新設)</u>	<u>(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u>
492	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	2 奈良地方気象台の措置	<p>気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。 奈良県防災統括室 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 日本放送協会 <u>奈良放送局</u> <u>西日本電信電話株式会社（NTT西日本）</u> <u>(新設)</u></p>	<p>気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。 奈良県防災統括室 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 日本放送協会 <u>NTT東日本及びNTT西日本</u> <u>消防庁</u></p>
493	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	3 県の措置	<p>県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表<u>または</u>解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等により市町村、消防本部等関係機関に伝達する。</p>	<p>県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表<u>又は</u>解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等により市町村、消防本部等関係機関に伝達する。</p>
494	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	4 県警察本部の措置	<p>(1) 県警備課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話 <u>または</u>警察無線等によって行う。 (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と <u>併せてまたは</u>別個にその対策をそれぞれ指示する。</p>	<p>(1) 県警備課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話 <u>又は</u>警察無線等によって行う。 (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と <u>あわせて又は</u>別個にその対策をそれぞれ指示する。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
495	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第2 情報の受理、伝達	5 市町村の措置	(4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。	(4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行う。
496	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第3 早期災害情報の収集	3 災害時緊急連絡員による情報収集	県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。 <u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u>	県は、あらかじめ職員を選定し、「災害時緊急連絡員」を編成し、台風接近時等で災害が発生するおそれのある時や、また災害が発生した時には、必要に応じて対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。
497	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第3 早期災害情報の収集	4 ヘリコプター等による情報収集	早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。	早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ及びSAR衛星を含む人工衛星等により情報を収集するとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間で迅速な共有に努めるものとする。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。
498	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第3 早期災害情報の収集	7 異常現象発見者の通報	(1) 発見者の通報義務 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。	(1) 発見者の通報義務 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村又は警察官に通報する。
499	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告	2 災害概況即報	また、「第4 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。	また、「第4 2 (2) 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、あわせて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。
500	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第6 報告系統		市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。 県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。	市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。 県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。
501	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第9 被災者の安否情報	1 安否情報の提供	県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。 (1) 被災者の同居の親族の場合 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 (2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合 被災者の負傷または疾病の状況 (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合 県、市町村が保有している安否情報の有無 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。	県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。 (1) 被災者の同居の親族の場合 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 (2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合 被災者の負傷又は疾病の状況 (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合 県、市町村が保有している安否情報の有無 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。
502	第3章 災害応急対策計画	第7節 災害情報の収集・伝達計画	第10 亀の瀬地すべり地区への対応		亀の瀬地すべり地区関係連絡系統  奈良地方気象台 TEL 0742-22-2555	亀の瀬地すべり地区関係連絡系統  奈良地方気象台 TEL 0742-22-2556
503	第3章 災害応急対策計画	第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請		陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班 電話 0774-44-0001 内線233・239・235・236 (夜間・休日は当直室 内線212・302) 防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)	陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班 電話 0774-44-0001 内線233・235・239・723 (夜間・休日は当直室 内線212) 防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)
504	第3章 災害応急対策計画	第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	第7 離着陸不能の条件		ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合 3 日没後 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合	ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。 1 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合 3 日没後 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合
505	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画			(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	(防災統括室、総務部、環境森林部、食農部、県土マネジメント部)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
506	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画		県は、 <u>県・市町村・消防及び防災関係機関</u> 相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として <u>非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）</u> や <u>総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ</u> 消防庁消防防災無線を利用する。	県は、市町村 <u>との</u> 相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワーク <u>等</u> を利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国等との情報連絡手段として中央防災無線や <u>防災I・Tシステム</u> 、消防庁消防防災無線 <u>等</u> を利用する。	
507	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段	1 県防災行政通信ネットワーク	県防災行政通信ネットワークは、 <u>県と市町村</u> 、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。 なお、災害等が発生あるいは発生する <u>恐れ</u> がある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。	県防災行政通信ネットワークは、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。 <u>なお、県防災行政通信ネットワークのうち、副回線の衛星系回線及びバックアップ回線の衛星携帯電話回線においては、国及び各都道府県等との通信も可能となっている。</u> 県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。 なお、災害等が発生あるいは発生する <u>おそれ</u> がある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。
508	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段	3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用通信網、警察無線	3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用通信網、警察無線	
509	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段	3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用通信網、警察無線	消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び <u>他府県</u> との連絡手段に活用する。	消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び <u>各都道府県等</u> との連絡手段に活用する。
510	第3章 災害応急対策計画	第11節 通信運用計画	第1 通信手段	5 防災相互通信無線	災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、 <u>平常時</u> における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信無線を活用する。	災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、 <u>平時</u> における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信無線を活用する。
511	第3章 災害応急対策計画	第12節 広報計画			(防災統括室、 <u>総務部</u> 知事公室)	(防災統括室、知事公室)
512	第3章 災害応急対策計画	第12節 広報計画	第1 通信手段	2 広報手段	(1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、 <u>平常時</u> より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。	(1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、 <u>平時</u> より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。
513	第3章 災害応急対策計画	第12節 広報計画	第1 通信手段	2 広報手段	(4) 報道機関への情報発表 報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、 <u>平常時</u> より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。	(4) 報道機関への情報発表 報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、 <u>平時</u> より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
514	第3章 災害応急対策計画	第12節 広報計画	第4 災害情報センター		災害発生時には、県民からの多数の <u>問い合わせ</u> を、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。	災害発生時には、県民からの多数の <u>問合せ</u> を、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。
515	第3章 災害応急対策計画	第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）	第5 奈良県災害支援対策本部の設置		(省略)	(省略)
516	第3章 災害応急対策計画	第14節 支援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第1 県と市町村の相互協力		県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。 また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。	県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。 また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、 <u>地域や災害の特性等を考慮し</u> 、被災市町村への応援・調整等を行う。
517	第3章 災害応急対策計画	第14節 支援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第2 緊急消防援助隊の応援要請計画	1 応援要請	(2) 消防庁長官への応援要請 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、 <u>併せて</u> 電子メールによっても可能）。	(2) 消防庁長官への応援要請 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、 <u>あわせて</u> 電子メールによっても可能）。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
518	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第2 緊急消防援助隊の応援要請計画	2 消防応援活動調整本部の設置	(7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、緊急用務空域の指定依頼に関すること	(7) 県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、 <u>航空情報（ノーダム）の発行依頼</u> 、緊急用務空域の指定依頼に関すること
519	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第4 自衛隊への災害派遣要請計画	1 災害派遣の適用範囲	自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。 (1) 人命 <u>または</u> 財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合	自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。 (1) 人命 <u>又は</u> 財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
520	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第4 自衛隊への災害派遣要請計画	2 災害派遣に関する部隊等の活動	(3) 災害発生後の活動 ⑥ 道路 <u>または</u> 水路の啓開 道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。	(3) 災害発生後の活動 ⑥ 道路 <u>又は</u> 水路の啓開 道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
521	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画	1 災害派遣の適用範囲	近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。 (1) 公共施設等に災害が発生し又はその <u>恐れ</u> があり、奈良県により要請があった場合。	近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊） <u>等</u> 含む）を派遣する。 (1) 公共施設等に災害が発生し又はその <u>おそれ</u> があり、奈良県により要請があった場合。
522	第3章 災害応急対策計画	第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）	第11 他府県等への応援要請計画	1 応援要請は、次に掲げる場合において知事が行う。	(2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <u>恐れ</u> があるとき。	(2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <u>おそれ</u> があるとき。
523	第3章 災害応急対策計画	第15節 公共土木施設の初動応急対策			大規模災害により道路、橋梁、 <u>あるいは</u> 河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。	大規模災害により道路、橋梁、河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため <u>に</u> 応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。
524	第3章 災害応急対策計画	第15節 公共土木施設の初動応急対策	第1 被災直後の初期段階での対応	1 国・市町村等との連携	県は、地元からの被害情報が集中する市町村から <u>被害情報が集中する市町村から</u> の情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て、以下の <u>(1)～(4)等</u> の内容 <u>について</u> 実施する。	県は、地元からの被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て、以下の内容 <u>を</u> 実施する。
525	第3章 災害応急対策計画	第15節 公共土木施設の初動応急対策	第1 被災直後の初期段階での対応	1 国・市町村等との連携	また、近畿地方整備局が実施する <u>TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）</u> による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。	また、近畿地方整備局が実施する <u>リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等</u> による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。
526	第3章 災害応急対策計画	第15節 公共土木施設の初動応急対策	第1 被災直後の初期段階での対応	2 県による情報収集と応急対策の検討	(1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。 (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標） <u>など</u> による位置の特定を行う。 (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置 <u>など</u> により監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。	(1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るため <u>へ</u> ヘリコプターなどを活用する。 (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標） <u>等</u> による位置の特定を行う。 (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置 <u>等</u> により <u>を</u> 監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
527	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画			(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)	(環境森林部、食農部、県土マネジメント部)
528	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第1 被害状況の把握と情報発信	3 関係機関との連携	(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。	(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力 近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE <u>等</u> ）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。
529	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第1 被害状況の把握と情報発信	3 関係機関との連携	(4) 道路占有者からの情報収集 <u>道路機能</u> の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。	(4) 道路占有者からの情報収集 <u>緊急車両の通行</u> の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
530	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第1 被害状況の把握と情報発信	4 県管理道路等の情報収集	(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検) 各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を <u>予め</u> 定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)の収集を行う。	(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検) 各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を <u>あらかじめ</u> 定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報(以下「災害情報」という。)の収集を行う。
531	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第1 被害状況の把握と情報発信	4 県管理道路等の情報収集	(4) 一般通行者等からの情報整理 一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく <u>平常時</u> においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。	(4) 一般通行者等からの情報整理 一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく <u>平時</u> においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。
532	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第1 被害状況の把握と情報発信	5 情報発信	(2) 広報の手段 また、県民からの多数の <u>問い合わせ</u> に対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。	(2) 広報の手段 また、県民からの多数の <u>問合せ</u> に対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。
533	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第2 道路啓開と応急対策	1 道路啓開	(2) 雪寒対策作業の実施 土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は <u>予め</u> 委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。	(2) 雪寒対策作業の実施 土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は <u>あらかじめ</u> 委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。
534	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第2 道路啓開と応急対策	2 災害応急対策	(2) 緊急輸送道路の確保 被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。 このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、 <u>予め</u> 指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。	(2) 緊急輸送道路の確保 被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。 このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、 <u>あらかじめ</u> 指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。
535	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第2 道路啓開と応急対策	3 支援体制	(3) 災害派遣要請 ② 他府県への応援要請 法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <u>恐れ</u> があるときには、他府県の知事に対し応援を求める。	(3) 災害派遣要請 ② 他府県への応援要請 法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす <u>おそれ</u> があるときには、他府県の知事に対し応援を求める。
536	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第5 農道	1 応急措置	市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる <u>恐れ</u> がある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。	市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる <u>おそれ</u> がある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。
537	第3章 災害応急対策計画	第16節 道路等の災害応急対策計画	第5 農道	2 応急復旧	県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要な道路で二次災害の <u>恐れ</u> のあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。	県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要な道路で二次災害の <u>おそれ</u> のあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。
538	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画			(防災統括室、 <u>水循環・森林・景観</u> 環境部、県土マネジメント部、 <u>水道局</u> 、ライフライン関係機関)	(防災統括室、環境 <u>森林</u> 部、県土マネジメント部、ライフライン関係機関)
539	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第1 水道		水道事業者等は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに <u>応急給水を行う</u> 。	水道事業者等は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進める。 <u>また、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>
540	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第1 水道	1 応急措置	水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。 また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。	水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に <u>県及び市町村を含む</u> 関係機関に伝達する。 また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
541	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第1 水道	2 応急復旧	(4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、 <u>また、</u> 必要に応じて <u>県</u> を通じて県内市町村・ <u>厚生労働省</u> ・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する <u>広域的な支援の要請</u> を行う。	(4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとする。 <u>なお、相互応援協定に基づく広域的な支援の要請は、必要に応じて水道災害対策連絡会議(水道災害対策本部)を通じて県内市町村・国土交通省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対して行う。</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
542	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第2 下水道	下水道施設の設置(管理)者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の恐れがある場合は、流入ゲートを操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。	下水道施設の設置(管理)者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の <b>おそれ</b> がある場合は、流入ゲートを操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。
543	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。</u> <u>1 通報・連絡</u> <u>(1) 通報・連絡の経路</u> <u>通報・連絡は以下のとおりとする。</u> <u>図</u> <u>(2) 通報・連絡の方法</u> <u>通報・連絡は、「第2章第1.5節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。</u>	(削除)
544	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>2 災害時における情報の収集、連絡</u> <u>(1) 情報の収集・報告</u> <u>災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。</u> <u>① 一般情報</u> <u>(ア) 気象、地象情報</u> <u>(イ) 一般被害情報</u> <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u> <u>(ウ) 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況)</u> <u>(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)</u> <u>② 当社被害情報</u> <u>(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況</u> <u>(イ) 停電による主な影響状況</u> <u>(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</u> <u>(エ) 従業員等の被災状況</u> <u>(オ) その他災害に関する情報</u> <u>(2) 情報の集約</u> <u>国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u>	(削除)
545	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>3 災害時における広報</u> <u>(1) 広報活動</u> <u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。</u> <u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。</u> <u>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u> <u>② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。</u> <u>③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u> <u>④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。</u> <u>⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u> <u>⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。</u> <u>⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。</u> <u>(2) 広報の方法</u> <u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u>	(削除)

章	節	第	数字	修正前	修正後
546	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>4 対策組織要員の確保</del></p> <p><del>(1) 対策組織要員の確保</del></p> <p><del>① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</del></p> <p><del>② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</del>  <del>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。</del></p> <p><del>(2) 復旧要員の広域運営</del>  <del>他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</del></p> <p><del>5 災害時における復旧資機材の確保</del></p> <p><del>(1) 調達</del>  <del>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</del></p> <p><del>① 現地調達</del>  <del>② 対策組織相互の流用</del>  <del>③ 他電力会社等からの融通</del></p> <p><del>(2) 輸送</del>  <del>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。</del></p> <p><del>(3) 復旧用資機材置場等の確保</del>  <del>災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</del></p>	<del>(削除)</del>
547	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><del>6 災害時における危険予防措置</del>  <del>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</del></p> <p><del>7 災害時における県への支援要請</del>  <del>被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。</del></p> <p><del>8 災害時における応急工事</del></p> <p><del>(1) 応急工事の基本方針</del>  <del>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</del></p> <p><del>(2) 応急工事基準</del>  <del>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</del></p> <p><del>① 水力発電設備</del>  <del>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</del></p> <p><del>② 送電設備</del>  <del>ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</del></p> <p><del>③ 変電設備</del>  <del>機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</del></p> <p><del>④ 配電設備</del>  <del>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</del></p> <p><del>⑤ 通信設備</del>  <del>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</del></p> <p><del>(3) 災害時における安全衛生</del>  <del>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。</del></p>	<del>(削除)</del>

章	節	第	数字	修正前	修正後
548	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<p><u>9 ダムの管理</u></p> <p><u>(1) 管理方法</u>                      ダムの地域環境、重要度及び河川の状態を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</p> <p><u>(2) 洪水時の対策</u>                      洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。</p> <p><u>(3) 通知、警告</u>                      ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。</p> <p><u>(4) ダム放流</u>                      ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</p> <p><u>(5) 管理の細目</u>                      ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。</p> <p><u>10 復旧計画</u></p> <p><u>(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</u></p> <p>① 復旧応援要員の必要の有無                      ② 復旧応援要員の配置状況                      ③ 復旧用資機材の調達                      ④ 復旧作業の日程                      ⑤ 仮復旧の完了見込み                      ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配                      ⑦ その他必要な対策</p> <p><u>11 復旧順位</u>                      復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p>	(削除)
549	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>1 応急措置</u>	(新設)
550	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>1 応急措置</u>	(新設)
551	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>2 応急供給</u>	(新設)
552	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>2 応急供給</u>	(新設)
553	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>3 広報</u>	(新設)
554	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)	<u>3 広報</u>	(新設)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
555	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設	第4 電信電話施設	第4 電信電話施設(NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)
556	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設	<p><u>1 西日本電信電話株式会社</u>  災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。</p> <p>(1) 発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部(災害情報連絡室)の設置  災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。</p> <p>② 災害対策情報の連絡体制  災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部または防災統括室)等の防災機関へ災害対策本部(情報連絡室)開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。</p> <p>体制図</p>	(削除)
557	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設	<p>③ 情報の収集、報告  災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>(7) 気象状況、災害予報等  (7) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況  (7) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況  (7) 被災設備、回線等の復旧状況  (7) 復旧要員の稼働状況  (7) その他必要な情報</p> <p>④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保  災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。</p> <p>(7) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。  (7) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。  (7) 被災が大規模に及ぶ場合は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。</p> <p>⑤ 防護措置  通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする</p>	(削除)
558	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設	<p>(2) 災害状況等に関する広報活動体制  災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。</p> <p>① 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。  ② 被害規模・内容によっては、トキ案内を行う。  ③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。  ④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。  ⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。</p>	(削除)

章	節	第	数字	修正前	修正後
559	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	(3) 応急復旧 電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等優先順位表	(削除)
560	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	(4) 通信疎通に対する応急措置 災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。 (5) 通信の利用制限 災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。 (6) 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 (7) 災害対策用無線機による措置 災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。	(削除)
561	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	2 株式会社ドコモCS関西(携帯電話) 株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。 (1) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。 (2) 警戒措置 災害予報が寄せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。 ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。	(削除)
562	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	(3) 通信の非常そ通措置 ① 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 ② 携帯電話の貸出し 「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 ③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
563	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請  災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① 要員対策  ② 資材及び物資対策  ③ 交通及び輸送対策  ④ 電源対策  ⑤ お客様対応  ⑥ その他必要な事項</p> <p>(5) 設備の応急復旧  災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p>	(削除)
564	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>3 KDDI株式会社(携帯電話)  KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡  災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。  ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2) 準備警戒  災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。</p> <p>(3) 防災に関する組織  ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。  ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。</p>	(削除)
565	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(4) 通信の非常疎通措置  ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。  ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。</p> <p>(5) 設備の応急復旧  被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。</p> <p>(6) 設備の復旧  被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。</p>	(削除)
566	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>4 ソフトバンク株式会社(携帯電話)  ソフトバンク株式会社(以下、SB)は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。</p> <p>(1) 顧客への発災時の支援  ① 発災情報の通知  ② 被災情報の相互連絡  ③ 貸出用携帯電話等の配備  ④ 位置情報通知システム  ⑤ WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知  ⑥ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開</p> <p>(2) 通信サービス確保の対策  ① 緊急対策本部の設置  大規模災害発生時には、SBが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。  緊急対策本部 体制図  ② 通信の確保・維持</p>	(削除)

章	節	第	数字	修正前	修正後
567	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(3) 通信エリアの復旧と確保 SBでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。</p> <p>① 停電基地局の発電機設備による電源確保 ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置 (イ)移動無線基地局車 (イ)可搬型衛星基地局 ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧 ④ 基地局の建て直し ⑤ 燃料調達 ⑥ 移動電源車 ⑦ 周辺基地局によるエリア救済 ⑧ 代替基地局設備の導入</p> <p>(4) 災害時通信サービス ① 緊急速報メール ② 災害用伝言板サービス ③ 災害用音声お届けサービス ④ WEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知</p>	<del>(削除)</del>
568	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>5 楽天モバイル株式会社 (携帯電話)</p> <p>(1) 情報収集と連絡 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</p> <p>① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。</p> <p>(3) 重要通信の疎通確保 ① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。 ② 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</p> <p>(4) 災害時における広報 ① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p>	<del>(削除)</del>
569	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(5) 対策組織の確立 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</p> <p>(6) 社外機関に対する応援または協力の要請 災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(7) 災害時における災害対策用資機材の確保 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。</p> <p>(8) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</p>	<del>(削除)</del>

章	節	第	数字	修正前	修正後
570	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>6 <u>こまどりケーブル株式会社</u> 災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化 災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。</p> <p>(2) 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>① 災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。</p> <p>② 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>③ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>④ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p>	(削除)
571	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>(3) 防災訓練の実施 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>① 安否確認および災害・警報の伝達</p> <p>② 情報収集・伝達</p> <p>③ 各種災害対策機器の操作</p> <p>④ ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認</p> <p>(4) 協力応援体制の整備</p> <p>① グループ会社との協調 グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。</p> <p>② 他の事業者との協調 電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。</p>	(削除)
572	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>1 <u>通信の非常疎通措置</u></p> <p>(新設)</p>	1 <u>通信の非常疎通措置</u>
573	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	<p>1 <u>通信の非常疎通措置</u></p> <p>(新設)</p>	<p>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>(3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤルの提供、又は、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
574	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	2 被災地域災害時用公衆電話の設置 (新設)	2 被災地域災害時用公衆電話の設置
575	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	2 被災地域災害時用公衆電話の設置 (新設)	災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。
576	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	3 設備の応急対策 (新設)	3 設備の応急対策
577	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	3 設備の応急対策 (新設)	(1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。 (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。
578	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	4 広報 (新設)	4 広報

章	節	第	数字	修正前	修正後
579	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第4 電信電話施設 (NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社)	4 広報 <del>(新設)</del>	<del>災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</del>
580	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	第5 都市ガス (ガス事業者)	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)
581	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<del>各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。</del>	<del>(削除)</del>
582	第3章 災害応急対策計画	第1.7節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	1 大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部) 災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに <del>応急対策を実施する。</del> (1) 情報の収集伝達及び報告 ① 気象予報等の収集、伝達 気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。 ② 通信連絡 (ア) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。 (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。 (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。 ③ 被害状況の収集、報告 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。	<del>(削除)</del>

章	節	第	数字	修正前	修正後
583	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>(2) 応急対策要員の確保</p> <p>① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。</p> <p>② 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。</p> <p>(3) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。</p> <p>(4) 危険防止対策 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。 なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。</p> <p>(5) 応急復旧対策</p> <p>① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。</p> <p>② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。</p>	(削除)
584	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>2 大和ガス株式会社</p> <p>(1) 方針 災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達及び報告</p> <p>① ガス設備(整圧器、中圧導管、主要低圧導管等)の被害状況</p> <p>② 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等</p> <p>③ 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。</p> <p>④ 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。</p> <p>(3) 応急対策要員の確保</p> <p>① 気象予報(暴風、水害)に注意して「対策実施要領」に準じて(A, B, C, 号の発令)平常時でも要員の確保を図る。</p> <p>② 規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。 また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。</p>	(削除)
585	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>(4) 災害広報の実施 ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(5) 危険防止対策の実施</p> <p>① 災害に備えて(地震、暴風、水害等)整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁(ESV)等の巡回、点検、整備を行う。</p> <p>② 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。</p> <p>③ ガス路線(中・低圧)の漏洩調査を継続的に実施する。</p> <p>(6) 応急復旧対策の実施</p> <p>① 情報収集から復旧計画書(予め作成)により重要路線及び災害甚大地域から行う。</p> <p>② 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。 (被害が比較的軽微な地区)</p>	(削除)
586	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>3 桜井ガス株式会社</p> <p>(1) 計画方針 災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達及び報告</p> <p>① 気象予報等の収集、伝達 本部室で収集した気象予報は所定の伝達経路により伝達する。</p> <p>② 災害発生時の関係先との伝達方法 災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。</p> <p>③ 被害状況等の収集 供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。</p> <p>(3) 応急対策要員の確保 災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常召集を行い、要員を確保する。 大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。</p>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
587	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>(4) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。</p> <p>(5) 危険防止対策 風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。</p> <p>(6) 応急復旧対策 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。</p>	(削除)
588	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>4 五条ガス株式会社</p> <p>(1) 情報の収集伝達及び報告</p> <p>① 気象予報の収集、伝達及び報告 気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。</p> <p>② 通信連絡 (ア)災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。 (イ)供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。 (ウ)本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。</p> <p>③ 被害状況の収集、報告</p> <p>(2) 応急対策要員の確保</p> <p>① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。</p> <p>② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。</p> <p>③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。</p>	(削除)
589	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。</p> <p>② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。</p> <p>③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。</p> <p>(5) 応急復旧対策</p> <p>① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。</p> <p>② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。</p>	(削除)
590	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>5 株式会社大武</p> <p>(1) 計画方針 災害発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達及び報告</p> <p>① 気象予報、警報等の収集、伝達 対策本部で気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。</p> <p>② 通信連絡 災害発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。</p> <p>③ 被害状況の収集、報告 供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。</p> <p>(3) 応急対策要員の確保</p> <p>① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。</p> <p>② 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し救援を依頼する。</p>	(削除)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
591	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	<p>(4) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。</p> <p>(5) 危険防止対策 災害発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。</p> <p>(6) 応急復旧対策 供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。</p>	(削除)
592	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	1 応急措置 (新設)	1 応急措置
593	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	1 応急措置 (新設)	地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。
594	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	2 臨時供給 (新設)	2 臨時供給
595	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス (大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)	2 臨時供給 (新設)	(1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、優先度の高いものから臨時供給を行う。 (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。 (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
596	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス	3 広報	(新設)	3 広報
			(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)			
597	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第5 都市ガス	3 広報	(新設)	(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。 (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。
			(大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武)			
598	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第6 鉄道		(新設)	第6 鉄道(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)
			(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)			
599	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第6 鉄道	1 応急措置	(新設)	1 応急措置
			(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)			
600	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第6 鉄道	1 応急措置	(新設)	(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。 (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。 (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
			(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)			
601	第3章 災害応急対策計画	第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画	第7 関係機関		第6 関係機関の情報共有等	第7 関係機関の情報共有等
			の情報共有等			
602	第3章 災害応急対策計画	第18節 危険物施設等災害応急対策計画			(消防救急課、福祉医療部)	(消防救急課、福祉保険部)
603	第3章 災害応急対策計画	第18節 危険物施設等災害応急対策計画	第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等	2 LPガス貯蔵施設等	(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。	(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、あわせて、受入に必要な作業を行う。
604	第3章 災害応急対策計画	第18節 危険物施設等災害応急対策計画	第3 火薬類貯蔵施設	1 事業者の応急措置	(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。	(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
605	第3章 災害応急対策計画	第18節 危険物施設等災害応急対策計画	第4 毒物・劇物保管施設	1 事故発生の場合の応急措置 (2) 県 ① 中和剤による除毒作業の指示 ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、 <b>環境政策課</b> 、農業水産振興課、県警察本部警備 <b>第二</b> 課、市町村）との連絡調整	(2) 県 ① 中和剤による除毒作業の指示 ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、 <b>水・大気環境課</b> 、農業水産振興課、県警察本部警備課、市町村）との連絡調整
606	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画		第20節 保健医療活動計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画
607	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画		(福祉 <b>医療部</b> )	(福祉 <b>保険部</b> 、 <b>医療政策局</b> )
608	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画		災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。	災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、 <b>福祉サービスの提供</b> 、こころのケアなど、保健医療 <b>福祉</b> 活動を実施する。 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療 <b>福祉</b> ニーズの変化に応じた対応を図る。
609	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画	第1 保健医療 <b>福祉</b> 活動	第1 保健医療活動	第1 保健医療 <b>福祉</b> 活動
610	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画	第1 保健医療 <b>福祉</b> 活動	1 市町村 (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。 (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。 (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。	(2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療 <b>福祉</b> 調整本部に保健医療 <b>福祉</b> 活動チームの派遣を要請する。 (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに <b>保健・医療・福祉</b> ニーズを把握する。 (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、 <b>保健・医療・福祉</b> ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療 <b>福祉</b> 活動を行う。
611	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画	第1 保健医療 <b>福祉</b> 活動	2 県（保健医療 <b>福祉</b> 調整本部）	2 県（保健医療 <b>福祉</b> 調整本部）
612	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療 <b>福祉</b> 活動計画	第1 保健医療 <b>福祉</b> 活動	2 県（保健医療 <b>福祉</b> 調整本部） (1) 県 <b>医療政策局長</b> は、奈良県保健医療調整本部 <b>運営要領</b> に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長： <b>県医療政策局長</b> ）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に <b>地域</b> 保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班（ <b>統括班</b> 、 <b>DMA T調整班</b> 、 <b>医療支援調整班</b> 、 <b>精神保健支援班</b> 、 <b>要医療者支援班</b> 、 <b>保健支援調整班</b> 、 <b>業務班等</b> ）を適宜編成する。 (3) 保健医療調整本部は、 <b>地域</b> 保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム（DMA T（災害派遣医療チーム）、DPA T（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、 <b>災害支援ナース</b> 、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。	(1) 県 <b>福祉保険部長</b> は、奈良県保健医療 <b>福祉</b> 調整本部 <b>設置要綱</b> に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療 <b>福祉</b> 調整本部（本部長： <b>福祉保険部長</b> ）を設置する。また、保健医療 <b>福祉</b> 調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に保健医療 <b>福祉</b> 調整 <b>地域</b> 本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2) 保健医療 <b>福祉</b> 調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班を適宜編成する。 (3) 保健医療 <b>福祉</b> 調整本部は、保健医療 <b>福祉</b> 調整 <b>地域</b> 本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療 <b>福祉</b> ニーズを把握し、必要に応じて <b>医療・福祉</b> 機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療 <b>福祉</b> 活動チーム（DMA T（災害派遣医療チーム）、DPA T（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（ <b>JMAT（日本医師会災害医療チーム）</b> 、 <b>JDAT（日本災害歯科支援チーム）</b> 、 <b>災害支援ナース</b> 、 <b>薬剤師チーム</b> 等の県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、 <b>JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）</b> 、 <b>JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）</b> 、 <b>DICT（災害時感染制御支援チーム）</b> 、 <b>DWAT（災害派遣福祉チーム）</b> 、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療 <b>福祉</b> 活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療 <b>福祉</b> 活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療 <b>福祉</b> 活動の実施及び調整を行う。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
613	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第1 保健医療福祉活動	2 県(保健医療福祉調整本部)	(4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5) 保健医療調整本部は、 <u>地域</u> 保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「 <u>奈良県保健医療調整本部運営要領</u> 」に定める。	(4) 保健医療福祉調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。 (5) 保健医療福祉調整本部は、 <u>市町村</u> 、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部及び中核市保健所等と連携し、災害により失われた保健医療福祉提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。 (6) 保健医療福祉調整本部の運営にかかる事項は、別に「 <u>奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱</u> 」に定める。
614	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第1 保健医療福祉活動	2 県(保健医療福祉調整本部)	( <u>新設</u> )	( <u>7</u> ) <u>保健医療福祉調整本部は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u>
615	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第1 保健医療福祉活動	3 県保健所(保健医療福祉調整地域本部)	3 県保健所 ( <u>地域</u> 保健医療調整本部)	3 県保健所 (保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部)
616	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第1 保健医療福祉活動	3 県保健所(保健医療福祉調整地域本部)	(1) <u>地域</u> 保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。 (2) <u>地域</u> 保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。 (3) <u>地域</u> 保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。 (4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、 <u>地域</u> 保健医療調整本部に派遣する。	(1) 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。 (2) 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。また、保健医療福祉ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。 (3) 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療福祉調整本部と連携して管轄地域における保健医療福祉活動を支援及び実施する。 (4) 保健医療福祉調整本部は、地域における保健医療福祉活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部に派遣する。
617	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第1 保健医療福祉活動	4 奈良市保健所及び奈良市(市災害対策本部)との連携	保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。	保健医療福祉調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療福祉活動を実施するために必要な保健医療福祉活動チームの派遣及び受援の調整を行う。
618	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第2 医療機関への支援	1 医療情報の収集・伝達	保健医療調整本部 ( <u>医療支援調整班</u> ) は、 <u>DMA T調整班及び地域</u> 保健医療調整本部と連携し、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システム</u> やE M I S (広域災害・救急医療情報システム)、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況 (医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、 <u>奈良県広域災害救急医療情報システム</u> やE M I S等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。	保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部と連携し、E M I S (広域災害・救急医療情報システム)、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。 ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況 ② 医療機関の稼働状況 (医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否) ③ 必要とされる支援の内容 また、E M I S等により把握した情報を発信し、保健医療福祉活動に必要な情報の提供に努める。
619	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第2 医療機関への支援	2 入院患者の移送・病院避難	保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送 <u>または</u> 病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMA Tや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。	保健医療福祉調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送 <u>又は</u> 病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMA Tや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。
620	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第2 医療機関への支援	3 医療人材及び医療資機材の支援	保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。	保健医療福祉調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療福祉活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。
621	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第2 医療機関への支援	4 医療機関へのライフラインの確保	保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。	保健医療福祉調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料(重油、軽油)等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
622	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援	1 人工透析患者への支援 <p>(1) 情報の収集及び把握  <b>地域</b>保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。  保健医療調整本部は、<b>地域</b>保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2) 医療支援  保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。  <b>地域</b>保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p>	(1) 情報の収集及び把握 保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 <p>(2) 医療支援  保健医療福祉調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。  保健医療福祉調整<b>地域</b>本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p>
623	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援	2 人工呼吸器等使用者への支援 <p>(1) 情報の収集及び把握  <b>地域</b>保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。  保健医療調整本部は、<b>地域</b>保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2) 医療支援  保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導<b>または</b>後方医療機関へ搬送する。  <b>地域</b>保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p>	(1) 情報の収集及び把握 保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 <p>(2) 医療支援  保健医療福祉調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導<b>又は</b>後方医療機関へ搬送する。  保健医療福祉調整<b>地域</b>本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p>
624	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援	3 その他の要継続的医療支援者への支援 <p>(1) 情報の収集及び把握  <b>地域</b>保健医療調整本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、<b>または</b>継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。  保健医療調整本部は、<b>地域</b>保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。</p> <p>(2) 医療支援  保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。  <b>地域</b>保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>	(1) 情報の収集及び把握 保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、 <b>又は</b> 継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 <p>(2) 医療支援  保健医療福祉調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。  保健医療福祉調整<b>地域</b>本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>
625	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第4 小児・周産期領域の患者への支援	(1) 情報の収集及び把握 <b>地域</b> 保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。 保健医療調整本部は、 <b>地域</b> 保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 <p>(2) 医療支援  保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。<b>地域</b>保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。</p>	(1) 情報の収集及び把握 保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <b>地域</b> 本部を通じて収集した情報を集約するとともに、 <b>小児・周産期災害医療コーディネーター</b> の支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。 <p>(2) 医療支援  保健医療福祉調整本部は、<b>小児・周産期災害医療コーディネーター</b>の支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。保健医療福祉調整<b>地域</b>本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
626	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第5 DMAT及び医療救護班の活動	1 DMATの派遣調整 (1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内にDMAT調整班を設置する。 (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。	(1) 保健医療福祉調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内にDMAT調整班を設置する。 (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療福祉調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。
627	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第5 DMAT及び医療救護班の活動	2 医療救護班の派遣調整 (1) 保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部(医療支援調整班)は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。	(1) 保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に班を編制する。保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。 (2) 保健医療福祉調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。 (3) 保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。
628	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第5 DMAT及び医療救護班の活動	3 県医療救護班の活動場所及び活動内容 保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。 (1) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 (2) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。	保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、班を編制する。 (1) 保健医療福祉調整本部は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。 (2) 保健医療福祉調整本部は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
629	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備
630	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。	保健医療福祉調整本部は、県外から保健医療福祉活動チームの支援を受け入れるにあたり派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。DMAT等については下記に示す整備を図る。
631	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	1 DMAT (1) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。	(1) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
632	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	2 医療救護班	2 医療救護班等

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
633	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	2 医療救護班等	<p>(1) 保健医療調整本部（<u>医療支援調整班</u>）は、医療救護班を適切に配置するため、<u>本部に</u>保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部（<u>医療支援調整班</u>）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部（<u>医療支援調整班</u>）は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。</p> <p>(4) 保健医療調整本部（<u>医療支援調整班</u>）は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。</p>	<p>(1) 保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。</p> <p>(3) 保健医療福祉調整本部は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。</p> <p>(4) 保健医療福祉調整本部は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。</p>
634	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	3 DHEAT	<p>(1) 保健医療調整本部（<u>統括班</u>）は、<u>地域</u>保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。</p> <p>(2) 保健医療調整本部（<u>統括班</u>）は、DHEATを<u>地域</u>保健医療調整本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>	<p>(1) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整<u>地域</u>本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整本部は、DHEATを保健医療福祉調整<u>地域</u>本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療福祉活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>
635	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	4 保健師	<p>(1) 保健医療調整本部（<u>保健支援調整班</u>）は、<u>地域</u>保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。</p> <p>(2) 保健医療調整本部（<u>保健支援調整班</u>）は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、<u>内閣府</u>、厚生労働省に保健師<u>支援班</u>の派遣要請を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部（<u>保健支援調整班</u>）は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。</p> <p>なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。</p>	<p>(1) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整<u>地域</u>本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の<u>応援</u>派遣要請を行う。</p> <p>(3) 保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。</p> <p>なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。</p>
636	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備	5 DPAT	<p>(1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部<u>精神保健支援班</u>内に県DPAT調整本部を設置する。</p> <p>(3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</p>	<p>(1) 保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。</p> <p>(3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。</p>
637	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送	1 後方医療体制の整備	<p>災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。</p> <p>保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受け入れ等、支援要請を行う。</p>	<p>災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療福祉調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。</p> <p>保健医療福祉調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受け入れ等、支援要請を行う。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
638	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送	2 傷病者の搬送 保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1) 保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。 また、保健医療調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアユニット)を広域防災活動拠点等に設置する。 広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。 (4) 保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。 (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)又は和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。 (7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。	保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。 (1) 保健医療福祉活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。 (2) 保健医療福祉調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3) 保健医療福祉調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。 また、保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点(SCU:ステージングケアユニット)を広域防災拠点等に設置する。 広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。また、必要に応じて保健医療福祉調整本部も医療関係団体等と調整を行う。 (4) 保健医療福祉調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。 (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)又は和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部(DMAT調整班)を通じて行う。 (7) 保健医療福祉調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。
639	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。 薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。	保健医療福祉調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療福祉調整本部内に班を編制する。災害薬事コーディネーターと連携(災害薬事コーディネーターは医薬品等の供給に係る助言及び調整の支援を行う。)し、保健医療福祉調整本部が把握した保健医療福祉ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班(県薬剤師会)を通して医薬品供給状況等の把握を行う。 下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。
640	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	1 医薬品等の要請・供給フロー (1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 別図参照	(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等 別図参照
641	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	1 医薬品等の要請・供給フロー 医薬品等集積所(県外からの物資及び搬送拠点) ・ <a href="#">県営競輪場(奈良市秋篠町98)</a> ・ <a href="#">第二浄化センター(北葛城郡広陵町菅野533)</a> ・ <a href="#">消防学校(宇陀市榛原下井足17-2)</a> ・ <a href="#">吉野川浄化センター(五條市二見5-1314)</a>	医薬品等集積所(県外からの物資及び搬送拠点) <a href="#">災害発生場所等を考慮の上、あらかじめ定めた広域防災拠点等から指定</a>
642	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	1 医薬品等の要請・供給フロー (2) 血液製剤 別図参照	(2) 血液製剤 別図参照
643	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	2 災害時における関係者の役割分担 ① 市町村 市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。 なお、保健医療調整本部(薬務班)は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第23節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。	① 市町村 市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。 なお、保健医療福祉調整本部は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第23節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
644	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第8 災害時における医薬品等の供給体制	2 災害時における関係者の役割分担 ② 県 (7) 保健医療調整本部（ <u>薬務班</u> ）は、 <u>あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として</u> 指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。 (4) 保健医療調整本部（ <u>薬務班</u> ）は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。 (7) 保健医療調整本部（ <u>薬務班</u> ）は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。 ③ 関係団体 医薬品卸組合等は、保健医療調整本部（ <u>薬務班</u> ）から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。 ④ 奈良県薬剤師会 (7) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。 (4) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部（ <u>薬務班</u> ）から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。 ⑥ 県保健所 <u>地域</u> 保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。	② 県 (7) 保健医療福祉調整本部は、 <u>災害発生場所等を考慮の上、あらかじめ定めた広域防災拠点等から医薬品等集積所を</u> 指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療福祉調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。 (4) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。 (7) 保健医療福祉調整本部は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。 ③ 関係団体 医薬品卸組合等は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。 ④ 奈良県薬剤師会 (7) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。 (4) 奈良県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。 ⑥ 県保健所 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。
645	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有 市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 <u>地域</u> 保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に <u>保健支援調整班</u> を編成する。保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、 <u>地域</u> 保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。	市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療福祉調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療福祉調整本部内に班を編成する。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。
646	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	2 市町村からの要請に基づく派遣調整 (1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）へ保健師等の派遣要請を行う。 (2) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、 <u>地域</u> 保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。 (4) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、 <u>内閣府</u> ・厚生労働省に保健師 <u>支援チーム</u> の派遣要請を行う。 (5) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。	(1) 市町村は、必要に応じて保健医療福祉調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。 (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3) 保健医療福祉調整本部は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。 (4) 保健医療福祉調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の <u>応援</u> 派遣要請を行う。 (5) 保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。
647	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	3 避難所での保健活動 (1) ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された <u>地域</u> 保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。 (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	(1) ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2) 保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。
648	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	3 避難所での保健活動 <u>(新設)</u>	<u>(3) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
649	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	4 <u>在宅避難者</u> 等への支援体制の整備	4 <u>在宅被災者</u> 等への支援体制の整備
650	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	4 <u>在宅避難者</u> 等への支援体制の整備 (1) 市町村は、 <u>避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者</u> について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に <u>在宅被災者</u> に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。 ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等 <u>必要な職種からなる</u> チームは、 <u>在宅被災者</u> の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。	(1) 市町村は、 <u>在宅避難者</u> について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に <u>在宅避難者</u> に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態や <u>多様なニーズ</u> の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。 ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。 (2) 保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等 <u>支援</u> チームは、 <u>在宅避難者</u> の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。
651	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	5 市町村への支援 (1) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。 (2) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、 <u>保健所</u> 保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。 (3) 保健医療調整本部（ <u>保健支援調整班</u> ）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。	(1) 保健医療福祉調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。 (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。 (3) 保健医療福祉調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。
652	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第9 保健師等による健康管理に関する活動	6 関係機関との連携、地域づくり 保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。	保健医療福祉調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。
653	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	保健医療調整本部（ <u>精神保健支援班</u> ）、精神保健福祉センター、 <u>地域</u> 保健医療調整本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。	保健医療福祉調整本部、精神保健福祉センター、保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。
654	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	1 安否確認等 <u>地域</u> 保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。	保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。
655	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	2 精神科病院等の被害状況の把握 保健医療調整本部（ <u>精神保健支援班</u> ）は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。	保健医療福祉調整本部は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。
656	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣 (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部 <u>精神保健支援班</u> 内に県DPAT調整本部を設置する。 (5) <u>地域</u> 保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。	(1) 保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。 (5) 保健医療福祉調整 <u>地域</u> 本部は、避難所の状況や他の保健医療福祉活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。
657	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	5 相談支援等 保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>子ども</u> 等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。	保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、 <u>子ども</u> 等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
658	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動	6 情報収集・発信 保健医療調整本部（精神保健支援班）及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。	保健医療福祉調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健医療福祉調整地域本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。
659	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	2 日本赤十字社奈良県支部 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。	日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療福祉調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療福祉調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。
660	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	3 県医師会 県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、医療救護活動を行う。	県医師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMAT）を編成し、医療救護活動を行う。
661	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	4 県病院協会 保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。 また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。	保健医療福祉調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。 また、県病院協会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。
662	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	5 県精神科病院協会 保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。 県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。	保健医療福祉調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。 県精神科病院協会は、保健医療福祉調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPATを編成し、災害精神医療活動を行う。
663	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	6 県歯科医師会 県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。	県歯科医師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。
664	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	7 県薬剤師会 県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。	県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。
665	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 保健師等による健康管理に関する活動	8 県災害支援ナース派遣協定締結施設 8 県看護協会	8 県災害支援ナース派遣協定締結施設
666	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 保健師等による健康管理に関する活動	8 県災害支援ナース派遣協定締結施設 県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。	県災害支援ナース派遣協定締結施設は、保健医療福祉調整本部の要請及び「奈良県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。
667	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 保健師等による健康管理に関する活動	9 県柔道整復師会 県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。	県柔道整復師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。
668	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 保健師等による健康管理に関する活動	10 医薬品卸組合等 県医薬品卸協同組合は、保健医療福祉調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療福祉調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療福祉調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療福祉調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療福祉調整本部（薬務班）要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。	県医薬品卸協同組合は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医薬品の供給等を行う。 県製薬協同組合は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。 大阪医療機器協会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療機器等の供給等を行う。 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。 近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療福祉調整本部要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
669	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	11 県栄養士会 (新設)	11 県栄養士会
670	第3章 災害応急対策計画	第20節 保健医療福祉活動計画	第11 医療関係機関・団体への協力要請	11 県栄養士会 (新設)	県栄養士会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、災害時栄養支援チームを編成し、避難所等における栄養・食生活支援活動を行う。
671	第3章 災害応急対策計画	第21節 緊急輸送計画	第2 輸送力の確保	1 防災関係機関の措置	1 防災関係機関の措置
672	第3章 災害応急対策計画	第21節 緊急輸送計画	第3 緊急輸送体制の確立	1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、 <u>地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の</u> 広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照） (1) 大規模広域防災拠点 (2) 県営競輪場 (3) 第二浄化センター (4) 消防学校 (5) 吉野川浄化センター (6) 奈良市都祁生涯スポーツセンター (7) 宇陀市総合体育館 (8) 昴の郷 (9) 下北山スポーツ公園	1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、 <u>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、あらかじめ指定された</u> 広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照） (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
673	第3章 災害応急対策計画	第22節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	2 被災地及びその周辺における交通規制 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係） 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる <u>恐れ</u> があると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。	(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係） 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる <u>おそれ</u> があると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。
674	第3章 災害応急対策計画	第22節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い (3) <u>県及び市町村等</u> 防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。	(3) 防災関係機関等 <del>は</del> 、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。
675	第3章 災害応急対策計画	第22節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い (3) <u>県及び市町村等</u> 防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。	(3) 防災関係機関等 <del>は</del> 、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。
676	第3章 災害応急対策計画	第22節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	別記様式第4 (第4関係)	別記様式第3 (第6条関係) 様式変更
677	第3章 災害応急対策計画	第22節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	別記様式第1 (第2関係)	別記様式第1 (第2関係) 押印不要

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
678	第3章 災害応急対策計画	第2.2節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	別記様式第9 (第6関係)	別記様式第6
679	第3章 災害応急対策計画	第2.2節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	別記様式第10 (第7関係)	別記様式第5 様式変更
680	第3章 災害応急対策計画	第2.2節 災害警備、交通規制計画	第2 交通規制及び緊急通行車両等	別記様式第6 (第5関係)	別記様式第3 (第3関係) 様式変更
681	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画		(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)	(防災統括室、福祉保険部、産業部、食農部、日本赤十字社)
682	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第1 県、市町村、住民の役割分担	3 県は、市町村からの要請に応じ、 <u>または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。</u> また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。	県は、市町村からの要請に応じ、 <u>又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。</u> また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
683	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第1 県、市町村、住民の役割分担	4 <u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>
684	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第2 物資の調達・供給状況の報告等	県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。 <u>なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。</u>	県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。 <u>なお、情報交換に当たっては国の新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u>
685	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第5 救援物資への対応	2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないよう、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。	県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないよう、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、あわせて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。
686	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十字社による救助	日本赤十字社奈良県支部は、 <u>内規に基づき、次の救助を行う。</u>	日本赤十字社は、 <u>災害により罹災した者及び死亡した者の遺族に対し支給する。</u>
687	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十字社による救助	1 全・半焼、全・半壊および流失の場合 毛 布□人に対して1枚(11月～翌3月は2枚) 緊急セット□世帯に対して1個(内容は4人分) パスタオール※□人に対して1枚 布 団※□人に対して1組	毛 布□～5月・10月：1人に対して1枚 11月～翌3月：1人に対して2枚 タオルケット□B～9月：1人に対して1枚 緊急セット□世帯に対して1個(内容：4人分) ブルーシート□世帯に対して原則1枚 パスタオール※□人に対して1枚 布 団※□人に対して1組
688	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十字社による救助	2 床上浸水又は避難所等に避難の場合	2 床上浸水又は避難所等に避難の場合
689	第3章 災害応急対策計画	第2.3節 食料、生活必需品の供給計画	第6 日本赤十字社による救助	3 死亡者の遺族 弔慰金1人 <u>20,000円</u>	3 死亡者の遺族 弔慰金1人 <u>20,000円</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
690	第3章 災害応急対策計画	第24節 給水計画		(水循環・森林・景観環境部、水道局)	(環境森林部、ライフライン関係機関)
691	第3章 災害応急対策計画	第24節 給水計画	第1 実施体制	1 実施責任者 飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。 また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。	飲料水供給の実施は原則として水道事業者等が行うものとするが、被災水道事業者等において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の水道事業者等の協力を得て実施する。 また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が水道事業者等の相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。
692	第3章 災害応急対策計画	第24節 給水計画	第4 給水応援	2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。 〔資料編「給水計画資料」、 「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、 「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、 「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、 「災害救助法による救助の程度と期間」参照〕	県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、自衛隊に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。 水道災害対策連絡会議（水道災害対策本部）は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、国土交通省、他府県、日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。
693	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画		(医療政策局、文化・教育・くらし創造部)	(知事公室、福祉保険部)
694	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第1 防疫体制	1 実施責任者 (1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。	(1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、保健所を通して県に要請し、応援を得て実施する。
695	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第1 防疫体制	2 防疫措置の指示命令 県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。	県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。 なお、被害激甚な市町村に対しては、県又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。
696	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第2 食品衛生対策	3 食中毒発生時の対応 県消費生活安全課は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。	県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。
697	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第4 家庭動物（ペット）の災害対策	第4 ペットの災害対策	第4 家庭動物（ペット）の災害対策
698	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第4 家庭動物（ペット）の災害対策	2 飼養者の責務 ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。	家庭動物（ペット）の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
699	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第4 家庭動物（ペット）の災害対策	3 特定動物の逸走対策 ※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等） 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。	※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等） 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講ずる。
700	第3章 災害応急対策計画	第25節 防疫、保健衛生計画	第5 生活衛生対策	県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。	県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講ずる。

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
701	第3章 災害応急対策計画	第26節 遺体の火葬等計画		(文化・教育・暮らし創造部、警察本部)	(医療政策局、警察本部)	
702	第3章 災害応急対策計画	第26節 遺体の火葬等計画	第2 遺体の収容	1	警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村）に引き渡す。	警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市町村）に引き渡す。
703	第3章 災害応急対策計画	第27節 廃棄物の処理及び清掃計画		(水循環・森林・景観環境部)	(環境森林部)	
704	第3章 災害応急対策計画	第27節 廃棄物の処理及び清掃計画	第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）		県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。	県は、平時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。
705	第3章 災害応急対策計画	第28節 ボランティア活動支援計画		(文化・教育・暮らし創造部、関係部局)	(地域創造部、関係部局)	
706	第3章 災害応急対策計画	第28節 ボランティア活動支援計画		県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。	県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるようボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努めるものとする。 また、県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。	
707	第3章 災害応急対策計画	第28節 ボランティア活動支援計画	第2 ボランティアの受け入れ対応	4	県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。	県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るため、県域で活動する災害中間支援組織（奈良防災プラットフォーム連絡会）との連携体制の強化に努める。また必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に把握・調整するため、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
708	第3章 災害応急対策計画	第29節 災害救助法等による救助計画		(防災統括室、福祉医療部)	(防災統括室、福祉保険部)	
709	第3章 災害応急対策計画	第29節 災害救助法等による救助計画	第1 救助		1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び出産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索及び処理 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び出産 5 被災者の救出 6 福祉サービスの提供 7 被災した住宅の応急修理 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 9 学用品の給与 10 埋葬 11 死体の捜索及び処理 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
710	第3章 災害応急対策計画	第29節 災害救助法等による救助計画	第2 適用基準	県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。	県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から5のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。 <u>5 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。</u>
711	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画		(文化・教育・くらし創造部、教育委員会)	(地域創造部、教育委員会)
712	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画		児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。 <u>併せて</u> 、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。	児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。 <u>あわせて</u> 、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。
713	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画	第1 児童、生徒等の安全確保	【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1) 防災体制に関する内容 ① 校内の防災組織（ <u>平常時</u> と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）	【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1) 防災体制に関する内容 ① 校内の防災組織（ <u>平時</u> と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
714	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画	第2 応急措置	2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。 (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会 <u>企画管理室長</u> へ報告する。 (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会 <u>企画管理室長</u> へ報告する。	(1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会 <u>総務課長</u> へ報告する。 (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会 <u>総務課長</u> へ報告する。
715	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画	第3 応急教育	1 (1) 応急教育への対応 ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を <u>予め</u> 選定しておく。	(1) 応急教育への対応 ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を <u>あらかじめ</u> 選定しておく。
716	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画	第3 応急教育	2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設 <u>また</u> は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。	教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設 <u>又は</u> 教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。
717	第3章 災害応急対策計画	第30節 文教対策計画	第4 児童・生徒等に対する援助	2 授業料等の減免 県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講 <u>じ</u> る。	県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講 <u>ず</u> る。
718	第3章 災害応急対策計画	第31節 文化財災害応急対策		(文化・教育・くらし創造部)	(地域創造部)
719	第3章 災害応急対策計画	第31節 文化財災害応急対策		文化財への応急対策は、 <u>文化財の安全性を確保すること</u> を第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種類や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように <u>被害の拡大を防</u> がなければならない。 <u>応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や</u> 、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。	文化財への <u>応急措置及び復旧対策</u> は、 <u>被害の拡大防止</u> を第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種類や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないようにしなければならない。 <u>また</u> 、復旧対策については、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。
720	第3章 災害応急対策計画	第31節 文化財災害応急対策	第1 被害状況の把握	1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに市町村 <u>または</u> 市町村教育委員会を通じて県へ報告する。 <u>なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村または市町村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。</u>	指定・登録・選定された文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに市町村（市町村教育委員会を含む。）を通じて県へ報告する。
721	第3章 災害応急対策計画	第31節 文化財災害応急対策	第1 被害状況の把握	2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。	県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財等については直ちに文化庁に報告する。
722	第3章 災害応急対策計画	第31節 文化財災害応急対策	第2 被害状況の調査と応急措置	1 県は、通報受理後、 <u>直ちに</u> 係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。	県は、 <u>被害</u> の通報受理後、係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財等については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。 <u>地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。</u>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
723	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第2 被害状況の調査と応急措置	2	<p>現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。 ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。</p>	<p>現地調査を行い、必要に応じて所有者及び管理者に応急措置を講ずるよう指導する。 なお、国指定文化財等の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告し、地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。</p>
724	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第3 復旧対策		<p>別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、県は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。</p>	<p>所有者及び管理者は、別表「災害種別文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、復旧費用を含めた復旧事業計画の策定を行う。県は、市町村（市町村教育委員会を含む。）とともに、所有者及び管理者に対して指導・助言、並びに法令上の手続きの支援を行う。 なお、国指定文化財等については、文化庁の指導を受ける。地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。 （「第3章第1.6節 建築物の応急対策計画」参照）</p>
725	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策		<p>県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは市町村（または市町村教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。</p>	<p>県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県は「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危険発生時の相互応援に関する覚書」に基づく、本県を除いた近畿2府7県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。</p>
726	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	1 事前準備	<p>被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。 （1）指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。 （2）目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。 （3）被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。 （4）被害時に迅速な情報交換が可能となるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。</p>	<p>県は、被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前に指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。 （1）指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等に送付し、災害発生前から基本データの共有を図る。 （2）目録は、個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、定期的にデータの更新を行う。 （3）被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。 （4）被害時に迅速な情報交換が可能となるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。</p>
727	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	2 支援要請	<p>（1）災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。 （2）必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。 （3）応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。</p>	<p>（1）県は、災害時において、被害状況から応援が必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関西広域連合と連絡調整を行う。 （2）必要とする応援の内容については、関西広域連合に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。 （3）応援に要する経費は、原則として応援を受ける本県の負担とする。</p>
728	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	3 被害状況調査	<p>（1）近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。 （2）指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。 （3）調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。</p>	<p>（1）県は、近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。 （2）文化財の指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、専門性を考慮のうえ班を編制し調査を実施する。 （3）調査内容は、共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。</p>
729	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	<p>被害状況調査後ににおいて行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。</p>	<p>県は、被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析をふまえ、復旧事業計画を立案及び実施する場合には、必要に応じて近隣府県等と再度協議し、応援を要望する。</p>
730	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	文化財災害応急処置	災害種別文化財災害応急措置
731	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	（新設）	災害種別
732	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	（新設）	応急措置
733	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	<p>【災害別（1.火災）】 1. 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いの指示に従う。 3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>	<p>【災害種別（1.火災）】 1. 焼損 被害状況を写真で記録する。素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いの指示に従う。 3. 水損 通気を良くし、自然乾燥を旨とする。美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
734	第3章 災害応急対策計画	第3.1節 文化財災害応急対策	第4 大規模災害における応急対策	4 復旧計画の立案・実施	【災害別（2.風水害）】 1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2. 水 損 火災の水損に準じる。 3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。	【災害種別（2.風水害）】 1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2. 水 損 火災の水損の措置に準じる。 3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し <del>ながら</del> 、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
735	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第1 水防配備と出動	1 奈良県水防本部員の水防配備	(1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を越えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。 (5) その他の交代者は、 <del>予め</del> 自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実に迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。 <del>(新設)</del>	(1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の上昇 <del>する</del> などにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な <del>とき</del> は、水防配備体制をとる。 (5) その他の交代者は、 <del>あらかじめ</del> 自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実に迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。 <del>(6) 常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実に迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。</del>
736	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第1 水防配備と出動	2 水防管理団体の発する水防警報	各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団（消防団）又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、 <del>予め</del> 具体的な配備体制を確立しておくものとする。	各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団（消防団）又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、 <del>あらかじめ</del> 具体的な配備体制を確立しておくものとする。
737	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第1 水防配備と出動	3 水防団（消防団）又は消防機関の出動準備・出動	(2) 出動 水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を <del>予め</del> 定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。	(2) 出動 水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を <del>あらかじめ</del> 定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。
738	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第3 水防警報とその措置	2 国土交通大臣の発する水防警報	【階級（第3段階）、警報の種類（出動）】 水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量 <del>または</del> 水位に基づいて行う。	【階級（第3段階）、警報の種類（出動）】 水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量 <del>又は</del> 水位に基づいて行う。
739	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第4 水位周知河川における水位到達情報	2 知事が指定した河川	(1) 対象河川 ①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系18河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川 米川・地藏院川・岩井川・能登川 紀の川水系3河川 … 紀の川・丹生川・高見川 淀川水系2河川 … 宇陀川・芳野川 ②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。 <del>更に、水防法13条の4に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。</del>	(1) 対象河川 ①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系18河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川 米川・地藏院川・岩井川・能登川 紀の川水系3河川 … 紀の川・丹生川・高見川 淀川水系2河川 … 宇陀川・芳野川 ②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。
740	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第4 水位周知河川における水位到達情報	2 知事が指定した河川	<del>図の修正</del>	<del>図の修正</del>
741	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第5 洪水予報河川における洪水予報		(1) 発表する情報の種類、発表基準 「氾濫警戒情報」 ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <del>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</del> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	(1) 発表する情報の種類、発表基準 「氾濫警戒情報」 ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編		
章	節	第	数字	修正前	修正後	
742	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第6 輸送	水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに <u>予め</u> 輸送業者と輸送について協定しておくものとする。	水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに <u>あらかじめ</u> 輸送業者と輸送について協定しておくものとする。	
743	第3章 災害応急対策計画	第3.2節 水防活動計画	第7 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作	ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると <u>並</u> に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。 なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。 この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、 <u>併せて</u> 所定の措置を講ずること。	ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると <u>とも</u> に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。 なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。 この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、 <u>あわせて</u> 所定の措置を講ずること。	
744	第3章 災害応急対策計画	第3.3節 河川・ダム施設応急対策	第2 ダム施設	1 応急措置	(1) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報 <u>ダム施設管理者は</u> 、災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する <u>恐れ</u> がある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。	(1) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報 <u>ダム施設管理者は</u> 、災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する <u>おそれ</u> がある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。
745	第3章 災害応急対策計画	第3.4節 土砂災害応急対策	第1 応急措置	1 砂防施設	(1) 砂防施設下流の人家、集落 <u>並びに</u> 関係機関への情報の提供 降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、 <u>各施設管理者は</u> その被災程度を砂防施設下流の人家、集落 <u>並びに</u> 関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。 (2) 被災地域の <u>巡視等</u> 危険防止のための監視 砂防施設が被害を受けた場合は、 <u>各施設管理者は</u> 、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。	(1) 砂防施設下流の人家、集落 <u>及び</u> 関係機関への情報の提供 <u>各施設管理者は</u> 、降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落 <u>及び</u> 関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。 (2) 被災地域の危険防止のための監視 <u>各施設管理者は</u> 、砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。
746	第3章 災害応急対策計画	第3.4節 土砂災害応急対策	第1 応急措置	2 地すべり防止施設	(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供 地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、 <u>各施設管理者は</u> 、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。 (2) 警戒避難の助言 地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、 <u>各施設管理者は</u> 、警察、消防団等関係者 <u>への</u> 警戒避難等必要な措置の助言を行う。 (3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施 地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、 <u>各施設管理者は</u> 、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。 (4) 被災地の <u>巡視等</u> 危険防止のための監視 地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、 <u>各施設管理者は</u> 、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。	(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供 <u>各施設管理者は</u> 、地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。 (2) 警戒避難の助言 <u>各施設管理者は</u> 、地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者 <u>が行う</u> 警戒避難等 <u>に関する</u> 必要な措置の助言を行う。 (3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施 <u>各施設管理者は</u> 、地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。 (4) 被災地の危険防止のための監視 <u>各施設管理者は</u> 、地すべりが発生した場合やその兆候が見られる <u>場合</u> は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。
747	第3章 災害応急対策計画	第3.4節 土砂災害応急対策	第1 応急措置	3 急傾斜地崩壊防止施設	(1) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供 急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその <u>恐れ</u> が生じた場合 <u>には</u> 、 <u>各施設管理者は</u> 、危険な箇所が存在する人家、集落 <u>並びに</u> 道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。 (2) 警戒避難の助言 急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する <u>恐れ</u> がある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は、警察、消防団等関係者 <u>への</u> 警戒避難等に関する助言を行う。 (3) 被災地域の <u>巡視等</u> 危険防止のための監視 急傾斜地 <u>での</u> 崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害 <u>を受けた場合</u> <u>には</u> 、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、 <u>各施設管理者は</u> 、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。	(1) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供 <u>各施設管理者は</u> 、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、 <u>そのおそれ</u> が生じたりした場合は、危険な箇所が存在する人家、集落、 <u>道路管理者等</u> <u>の</u> 関係機関へ情報を提供し、 <u>注意</u> を促す。 (2) 警戒避難の助言 <u>各施設管理者は</u> 、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大する <u>おそれ</u> がある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者 <u>が行う</u> 警戒避難等に関する <u>必要な</u> 助言を行う。 (3) 被災地域の危険防止のための監視 <u>各施設管理者は</u> 、急傾斜地の崩壊や、急傾斜地崩壊防止施設で被害 <u>が生じた場合</u> は、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により、 <u>危険防止</u> のための監視を行う。
748	第3章 災害応急対策計画	第3.4節 土砂災害応急対策	第2 応急復旧		<u>応急工事は</u> 、被害の拡大防止に重点を置いて、 <u>各施設管理者は</u> 、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、 <u>応急工事として</u> 適切な工法により実施する。 <u>各施設管理者は</u> 、被害の拡大防止に重点を置いて被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、 <u>応急工事を</u> 適切な工法により実施する。	

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
749	第3章 災害応急対策計画	第34節 土砂災害応急対策	第3 二次災害の防止活動	県及び市町村は、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所 <del>の</del> 点検を行う。 <del>その</del> 結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛 <del>り</del> 土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。 また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、 <del>土砂災害危険箇所</del> の点検等の協力要請を行う。	県及び市町村は、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所 <del>の</del> 点検を行う。 <del>点検</del> の結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛土等による不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。 また、災害が発生した場合、情報が錯綜して混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対して適切な情報提供を行い、 <del>土砂災害警戒区域等</del> の点検等の協力要請を行う。
750	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知	平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講 <del>じ</del> る。	平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講 <del>ず</del> る。
751	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知	1 大規模崩壊の検知 国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、市町村との間で情報共有に努める。	国土交通省による防災ヘリ調査結果や人工衛星画像解析結果等により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、市町村との間で情報共有に努める。
752	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知	2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知 <del>大規模崩壊監視警戒システム等により検知</del> した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。	<del>把握</del> した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。
753	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第2 緊急工事	1 監視体制 紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所において、国土交通省が河道閉塞箇所や崩壊地の変状等の状況把握及び通報のため、堤体周辺や上下流域に監視・観測機器を設置し、24時間体制で監視を行った。 <del>このように</del> 大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、 <del>各施設管理者は、</del> 関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。	紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫のおそれ <del>が</del> 特に高い河道閉塞箇所において、国土交通省が河道閉塞箇所や崩壊地の変状等の状況把握及び通報のため、堤体周辺や上下流域に監視・観測機器を設置し、24時間体制で監視を行った。 <del>各施設管理者は、</del> 大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。
754	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第2 緊急工事	2 緊急対策工事 紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所について、地域の安全・安心の確保のため、仮排水路等の緊急対策工事が国土交通省により実施された。このように、 <del>大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、</del> 国と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、緊急対策工事として適切な工法により実施する。	紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫のおそれ <del>が</del> 特に高い河道閉塞箇所について、地域の安全・安心の確保のため、仮排水路等の緊急対策工事が国土交通省により実施された。 <del>各施設管理者は、</del> このように大規模土砂崩壊の緊急対策工事においては国と連携を図りながら被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材及び機械の有無を考慮し、緊急対策工事として適切な工法により実施する。
755	第3章 災害応急対策計画	第35節 大規模土砂災害応急対策	第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所に関する情報提供	<del>別表修正</del>	<del>別表修正</del>
756	第3章 災害応急対策計画	第36節 被災宅地の危険度判定		(地域デザイン推進局)	(まちづくり推進局)
757	第3章 災害応急対策計画	第37節 山地災害応急対策		(水循環・森林・景観環境部)	(環境森林部)
758	第3章 災害応急対策計画	第38節 ため池災害応急対策		(食と農の振興部)	(食農部)
759	第3章 災害応急対策計画	第38節 ため池災害応急対策	第2 応急対策計画	1 県が実施する対策 (1) ため池が決壊した場合若しくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。	(1) ため池が決壊した場合若しくは決壊のおそれ <del>が</del> 生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
760	第3章 災害応急対策計画	第38節 ため池災害応急対策	第2 応急対策計画	3 関係機関が実施する対策 (1) 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。 (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。	(1) 管理団体は、ため池に決壊のおそれ <del>が</del> 生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。 (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれ <del>が</del> 生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
761	第3章 災害応急対策計画	第39節 火災応急対策	第3 相互応援協定	個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎよ <del>または</del> 救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。	個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎよ <del>又は</del> 救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。
762	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策		(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)	(消防救急課、環境森林部)

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
763	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策	第3 消火・救出活動	1 消火活動及び延焼阻止活動の実施 現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。	現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して <del>人命を第一に</del> 効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。
764	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策	第3 消火・救出活動	1 消火活動及び延焼阻止活動の実施 (1) 情報収集 消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。 現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。	(1) 情報収集 消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況・ <del>滑落・落石、火煙に囲まれる危険性等</del> についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。 現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。 <del>また、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</del>
765	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策	第5 広域応援等の要請	4 <del>応援部隊の受入れ</del> (新設)	4 <del>応援部隊の受入れ</del>
766	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策	第5 広域応援等の要請	4 <del>応援部隊の受入れ</del> (新設)	<del>県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</del>
767	第3章 災害応急対策計画	第40節 林野火災応急対策	第6 鎮火後の措置		消防機関は、 <del>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、</del> 確実な鎮火を行うものとする。 <del>また、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。</del>
768	第3章 災害応急対策計画	第41節 原子力災害応急対策		本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。	本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から <del>おおむね</del> 30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。
769	第3章 災害応急対策計画	第41節 原子力災害応急対策	第1 原子力発電所事故対策	4 その他の対策	国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制の <del>あり方</del> 等について検討していく。
770	第3章 災害応急対策計画	第41節 原子力災害応急対策	第1 原子力発電所事故対策	5 県外からの避難者の受入れ	市町村は、県から、 <del>または</del> 原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。
771	第3章 災害応急対策計画	第41節 原子力災害応急対策	第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策	1 情報の収集及び連絡 原子力規制庁 <del>原子力防災課</del> <del>原子力保安検査官</del>	原子力規制庁 <del>緊急事案対策室</del> <del>原子力運転検査官</del>

章	節	第	数字	修正前	修正後	
772	第3章 災害応急対策計画	第4.2節 鉄道災害応急対策計画	第2 西日本旅客鉄道株式会社	1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置	<p>事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。</p> <p><u>(1) 体制・招集の決定者</u>  <u>対策本部の体制は、事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。</u></p> <p><u>(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲</u>  <b>【第1種体制】</b>                      ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき                      ○特に必要と認めるとき  <b>【第2種体制】</b>                      ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき                      ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき                      ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線                      ○必要と認めるとき  <b>【第3種体制】</b>                      ○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき                      ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み）                      ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み）                      ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み）                      ○その他必要と認めるとき</p>	<p>事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により <u>統括本部</u>対策本部 <u>及び現地対策本部</u>を設置するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲  <b>【第1種体制】</b>                      ○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき  <u>○大津波警報が発表されたとき</u>                      ○特に必要と認めるとき  <u>&lt;自動的に設置（招集指示なし）&gt;</u>                      ○近統エリアにて震度5弱以上の地震が発生したとき  <b>【第2種体制】</b>                      ○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき  <u>○南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u>                      ○復旧等に長時間（おおむね1日以上）要するとき                      ○必要と認めるとき  <b>【第3種体制】</b>                      ○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき  <u>○南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき</u>  <u>○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想される時</u>  <u>○津波注意報の発表又は近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めるとき</u>  <u>○本社がBCP対策会議を開催するとき</u>  <u>○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき</u>                      ○その他必要と認めるとき</p>
773	第3章 災害応急対策計画	第4.2節 鉄道災害応急対策計画	第2 西日本旅客鉄道株式会社	1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置	<p><u>(3) 統括本部対策本部体制図</u>                      統括本部対策本部（大阪総合指令所）                      現地対策本部（<u>現地に設置</u>）                      支社</p>	<p><u>(2) 対策本部体制図</u>                      統括本部対策本部（<u>各班</u>）                      現地対策本部（<u>各班</u>）                      情報共有  <u>(削除)</u></p>
774	第3章 災害応急対策計画	第4.2節 鉄道災害応急対策計画	第2 西日本旅客鉄道株式会社	1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置	<p><u>(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示</u>  <u>統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。</u></p> <p><u>(5) 支社、駅区所等の対応</u>  <u>体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させることとする。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこととする。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けることとする。</u></p> <p><u>(6) 本社、他支社との協力体制</u>  <u>統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

章	節	第	数字	修正前	修正後	
775	第3章 災害応急対策計画	第4.2節 鉄道災害応急対策計画	第2 西日本旅客鉄道株式会社	1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置	<p><del>(7) 現地対策本部の業務</del>  <del>現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。</del>  <del>① 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。</del>  <del>※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ることとする。</del>  <del>② 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告することとする。</del>  <del>③ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。</del>                      (8) 統括本部対策本部への報告及び要請  <del>① 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告することとする。</del>  <del>② 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請することとする。</del>  <del>③ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所へ指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請することとする。</del>  <del>④ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出勤人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要な認める事項を統括本部対策本部長に報告することとする。</del></p>	<p><del>(削除)</del></p>
776	第3章 災害応急対策計画	第4.2節 鉄道災害応急対策計画	第2 西日本旅客鉄道株式会社	1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置	<p>(新設)</p> <p>(3) 初動対応                      お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、及び社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。</p> <p>(4) 運転規制                      災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準値に達した場合は列車の速度規制又は運転見合せを行う。</p> <p>(5) 旅客等の救護及び避難                      現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様等の救護や避難誘導等にあたること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。</p> <p>(6) 復旧                      現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。</p>	
777	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	1 市町村	<p>市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。</p>	<p>市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</p>
778	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	2 県	<p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。</p>	<p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。</p>
779	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第2 被災者生活再建支援法	5 長期避難世帯	<p>(1) 認定                      県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。</p>	<p>(1) 認定                      県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受けるおそれがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。</p>
780	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1.0 災害時における金融面の対策	2 金融機関の業務運営の確保に係る措置	<p>日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行うよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。</p>	<p>日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行うよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。</p>
781	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1.0 災害時における金融面の対策	3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	<p>日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</p> <p>(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</p>	<p>日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</p> <p>(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</p>

				奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編	
章	節	第	数字	修正前	修正後
782	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1 2 公営住宅の建設	災害により住宅を滅失、 <del>または</del> 焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失 <del>または</del> 焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。	災害により住宅を滅失 <del>又は</del> 焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失 <del>又は</del> 焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。
783	第4章 災害復旧・復興計画	第2節 被災者の生活の確保	第1 5 支援のための環境整備	県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	県及び市町村は、 <u>平時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> <u>さらに、県及び市町村は近畿管区行政評価局（奈良行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別相談所の開設といった特別行政相談活動に協力し、相互に連携して被災者支援を進めるものとする。</u>
784	第4章 災害復旧・復興計画	第3節 被災中小企業の振興		(産業・観光・雇用振興部)	(産業部)
785	第4章 災害復旧・復興計画	第4節 農林漁業者への融資		(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部)	(環境森林部、食農部)
786	第4章 災害復旧・復興計画	第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画		(防災統括室、福祉 <del>医療</del> 部、会計局、日本赤十字社)	(防災統括室、福祉 <del>保険</del> 部、会計局、日本赤十字社)
787	第4章 災害復旧・復興計画	第6節 激甚災害の指定に関する計画		県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害 <del>または</del> 局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。	県及び市町村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害 <del>又は</del> 局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。
788	第4章 災害復旧・復興計画	第6節 激甚災害の指定に関する計画	第1 激甚災害に関する調査	1 県における措置 (1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害 <del>または</del> 局地激甚災害の指定を受けなければならない事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。	(1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害 <del>又は</del> 局地激甚災害の指定を受けなければならない事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。
789	第4章 災害復旧・復興計画	第7節 災害復旧・復興計画	第2 復旧・復興計画の策定	3 住民の合意形成 地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画の <del>あり方</del> から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。	地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画の <del>在り方</del> から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。
790	第4章 災害復旧・復興計画	第7節 災害復旧・復興計画	第2 復旧・復興計画の策定	4 技術的・財政的支援 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <del>を</del> 活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。	また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <del>の</del> 活用 <del>も含めて検討</del> するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。
791	第4章 災害復旧・復興計画	第7節 災害復旧・復興計画	第3 復旧・復興対策体制の整備	発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（ <del>または</del> 併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。	発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（ <del>又は</del> 併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編

章	節	第	数字	修正前	修正後																																																												
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<p style="text-align: center;"><b>奈良県災害対策本部 事務分掌</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局  危機管理監  <u>(知事公室理事)</u>  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)  <u>(安全・安心まちづくり推進課長)</u></td> <td>調整班 (※1)</td> <td>1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信班</td> <td>1. 防災行政無線の運用に関する事 2. <u>衛星携帯電話の調達・確保に関する事</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資料編集班 (※1)</td> <td>1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視察対応班 (※2)</td> <td>1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応援・受援班 (※3)</td> <td>1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>消防応援活動調整班 及び航空運用調整班</u></td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>救援物資班 (※4)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>地域防災支援班</u></td> <td>1. <u>地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。          ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。          ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。          ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局  危機管理監  <u>(知事公室理事)</u>  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)  <u>(安全・安心まちづくり推進課長)</u>	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事		通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. <u>衛星携帯電話の調達・確保に関する事</u>		情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事		資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)		視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事		応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事		<u>消防応援活動調整班 及び航空運用調整班</u>	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事		救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事		<u>地域防災支援班</u>	1. <u>地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事</u>	<p style="text-align: center;"><b>奈良県災害対策本部 事務分掌</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局  危機管理監  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)</td> <td>調整班 (※1)</td> <td>1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信班</td> <td>1. 防災行政通信ネットワークの運用に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資料編集班 (※1)</td> <td>1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視察対応班 (※2)</td> <td>1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応援・受援班 (※3)</td> <td>1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>消防応援活動調整班</u></td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. <u>高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>航空運用調整班</u></td> <td>1. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 2. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>救援物資班 (※4)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。          ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。          ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。          ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業部、食農部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業部長が所管するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局  危機管理監  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事		通信班	1. 防災行政通信ネットワークの運用に関する事		情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事		資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)		視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事		応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事		<u>消防応援活動調整班</u>	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. <u>高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</u>		<u>航空運用調整班</u>	1. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 2. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事		救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																															
本部事務局  危機管理監  <u>(知事公室理事)</u>  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)  <u>(安全・安心まちづくり推進課長)</u>	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事																																																															
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. <u>衛星携帯電話の調達・確保に関する事</u>																																																															
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事																																																															
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)																																																															
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事																																																															
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事																																																															
	<u>消防応援活動調整班 及び航空運用調整班</u>	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事																																																															
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																															
	<u>地域防災支援班</u>	1. <u>地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事</u>																																																															
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																															
本部事務局  危機管理監  (知事公室次長)  (防災統括室長)  (消防救急課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地对策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事																																																															
	通信班	1. 防災行政通信ネットワークの運用に関する事																																																															
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事																																																															
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)																																																															
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事																																																															
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事																																																															
	<u>消防応援活動調整班</u>	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. <u>高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</u>																																																															
	<u>航空運用調整班</u>	1. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 2. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事																																																															
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																															

章	節	第	数字	修正前	修正後																																																
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)</td> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>総合調整班 (政策推進課長)</td> <td>1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>統計班 (統計分析課長)</td> <td>1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (南部東部振興課長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (奥大和移住・交流推進室長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)</td> <td>1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)</td> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>総合調整班 (政策推進課長)</td> <td>1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事 3. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 4. 本部事務局各班の業務に関する事</td> </tr> <tr> <td>施設プロジェクト統括班 (施設プロジェクト統括室長)</td> <td>1. 施設プロジェクトの進捗に対する状況把握に関する事 2. 総務部総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (美しい南部東部振興課長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)</td> <td>1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事 3. 家庭動物(ペット)の災害対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (奥大和地域活力推進課長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事 3. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 4. 本部事務局各班の業務に関する事	施設プロジェクト統括班 (施設プロジェクト統括室長)	1. 施設プロジェクトの進捗に対する状況把握に関する事 2. 総務部総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事	協力班 (美しい南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事 3. 家庭動物(ペット)の災害対策に関する事	協力班 (奥大和地域活力推進課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
				部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																															
知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事																																																			
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事																																																			
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事																																																			
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事																																																			
	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事																																																			
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事																																																			
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事																																																			
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事																																																			
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																			
知 事 公 室  部 長 (知事公室長) (南部東部振興監)  副 部 長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事																																																			
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事																																																			
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事																																																			
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事 3. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 4. 本部事務局各班の業務に関する事																																																			
	施設プロジェクト統括班 (施設プロジェクト統括室長)	1. 施設プロジェクトの進捗に対する状況把握に関する事 2. 総務部総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事																																																			
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事																																																			
	協力班 (美しい南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事 3. 家庭動物(ペット)の災害対策に関する事																																																			
	協力班 (奥大和地域活力推進課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)</td> <td>総務部総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (行政・人材マネジメント課長)</td> <td>1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>税務班 (税務課長)</td> <td>1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)</td> <td>1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)</td> </tr> <tr> <td>情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)</td> <td>1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)	情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)</td> <td>総務部総務班 (総務課長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (行政・人材マネジメント課長)</td> <td>1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>税務班 (税務課長)</td> <td>1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)</td> <td>1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)</td> </tr> <tr> <td>情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)</td> <td>1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)	総務部総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)	情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事				
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																			
総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと																																																			
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																			
	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事																																																			
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事																																																			
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事																																																			
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)																																																			
	情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事																																																			
	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																		
総 務 部  部 長 (総務部長)  副 部 長  (総務部次長)	総務部総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと																																																			
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																			
	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事																																																			
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事																																																			
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事																																																			
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																			
	管財班 (管財課長) ○ (ファミリーマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)																																																			
	情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事																																																			

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。

章	節	第	数字	修正前	修正後																																																																								
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化・教育・くらし創造部</td> <td>文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長)</td> <td>協力班 (大和平野中央構想推進室長)</td> <td>1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (文化振興課長)</td> <td>1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事</td> </tr> <tr> <td>副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>文化財班 (文化財保存課長)</td> <td>1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (文化資源活用課長)</td> <td>1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 権原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育振興班 (教育振興課長)</td> <td>1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (人権施策課長)</td> <td>1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (スポーツ振興課長)</td> <td>1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はくみ課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	文化・教育・くらし創造部	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想推進室長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		協力班 (文化振興課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事	副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事		協力班 (文化資源活用課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 権原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事		教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事		青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事		協力班 (人権施策課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事		協力班 (スポーツ振興課長)	1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事		消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事		女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事		子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はくみ課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域創造部</td> <td>地域創造総務班 (総務課長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>部 長 (地域創造部長) (こども・女性局長)</td> <td>協力班 (大和平野中央構想・ スタートアップ推進課長)</td> <td>1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>副 部 長 (地域創造部次長)</td> <td>協力班 (文化振興課長)</td> <td>1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村、万葉文化館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財班 (文化財課長) (世界遺産室長)</td> <td>1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事 3. 地域創造総務班への協力に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 権原考古学研究所、同附属博物館、民俗博物館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県民くらし班 (県民くらし課長)</td> <td>1. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 2. 災害ボランティアの活動支援に関する事 3. 災害ボランティア本部に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (人権施策課長)</td> <td>1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 県民くらし班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (スポーツ振興課長) (国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長)</td> <td>1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 地域創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性支援班 (こども・女性課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 児童福祉施設及び女性相談支援センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 地域創造総務班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども支援班 (こども保育課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 児童福祉施設及びこども家庭相談センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 地域創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育振興班 (教育振興課長)</td> <td>1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	地域創造部	地域創造総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	部 長 (地域創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想・ スタートアップ推進課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	副 部 長 (地域創造部次長)	協力班 (文化振興課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村、万葉文化館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事		文化財班 (文化財課長) (世界遺産室長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事 3. 地域創造総務班への協力に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 権原考古学研究所、同附属博物館、民俗博物館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事		県民くらし班 (県民くらし課長)	1. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 2. 災害ボランティアの活動支援に関する事 3. 災害ボランティア本部に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事		協力班 (人権施策課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 県民くらし班への協力に関する事		協力班 (スポーツ振興課長) (国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長)	1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 地域創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事		女性支援班 (こども・女性課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設及び女性相談支援センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 地域創造総務班への協力に関する事		子ども支援班 (こども保育課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設及びこども家庭相談センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 地域創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携		教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																																											
文化・教育・くらし創造部	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																											
部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想推進室長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																																											
	協力班 (文化振興課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事																																																																											
副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事																																																																											
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 権原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事																																																																											
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事																																																																											
	青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 3. ボランティアの活動支援に関する事 4. 災害ボランティア本部に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事																																																																											
	協力班 (人権施策課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 消費・生活安全班への協力に関する事																																																																											
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																																											
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. ペットの災害対策に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事																																																																											
	女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事																																																																											
	子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はくみ課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携																																																																											
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																																											
地域創造部	地域創造総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																											
部 長 (地域創造部長) (こども・女性局長)	協力班 (大和平野中央構想・ スタートアップ推進課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																																											
副 部 長 (地域創造部次長)	協力班 (文化振興課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 文化会館、権原文化会館、美術館、なら歴史芸術文化村、万葉文化館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事																																																																											
	文化財班 (文化財課長) (世界遺産室長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事 3. 地域創造総務班への協力に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 権原考古学研究所、同附属博物館、民俗博物館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事																																																																											
	県民くらし班 (県民くらし課長)	1. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関する事 2. 災害ボランティアの活動支援に関する事 3. 災害ボランティア本部に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事 5. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事																																																																											
	協力班 (人権施策課長)	1. 地域創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 県民くらし班への協力に関する事																																																																											
	協力班 (スポーツ振興課長) (国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長)	1. 権原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. 地域創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																																											
	女性支援班 (こども・女性課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設及び女性相談支援センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 3. 女性のための支援や相談に関する事 4. 地域創造総務班への協力に関する事																																																																											
	子ども支援班 (こども保育課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設及びこども家庭相談センター(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関する事 4. 要保護児童の保護、支援等に関する事 5. 地域創造総務班への協力に関する事 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関する事 ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携																																																																											
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関する事 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関する事 3. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事																																																																											
				※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。	※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。																																																																								

章	節	第	数字	修正前	修正後																																														
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局長)</td> <td>福祉医療総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難所等支援班 (医療・介護保険局長) ○ (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)</td> <td>1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (医療・介護保険局長) ○ (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)</td> <td>1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携</td> </tr> <tr> <td>地域福祉班 (地域福祉課長)</td> <td>1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事</td> </tr> <tr> <td>障害者支援班 (障害福祉課長)</td> <td>1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援班 (介護保険課長)</td> <td>1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携</td> </tr> <tr> <td>保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)</td> <td>統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐) ○</td> <td>1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事	避難所等支援班 (医療・介護保険局長) ○ (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携	救援物資班 (医療・介護保険局長) ○ (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐) ○	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当)) (福祉保険部次長(地域包括ケア推進担当)) (医療政策局次長)</td> <td>保健医療福祉調整本部 本 部 長 (福祉保険部長) 副 本 部 長 (医療政策局長)</td> <td>統括DHEAT (医療政策局参事(医療政策統括)) 調整本部運営班 (総務課補佐) 調整本部事務局長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) 物資調整班 (医療保険課長) 情報収集班 (総務課参事)</td> </tr> <tr> <td>福祉班統括 (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当))</td> <td>福祉班 (地域包括支援課長)</td> <td>1. 要配慮者に係る福祉的支援ニーズの把握及び支援の調整に関する事 2. 福祉避難所の支援に関する事 3. 福祉活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 4. 保健医療活動との連携に関する事 5. 地域福祉班、障害者支援班、高齢者支援班の指揮調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>医療班統括 (医療政策局次長) (※3)</td> <td>医療班 (医療政策局次長)</td> <td>1. 医療活動に関する情報の連携、整理、調整に関する事 2. 医療活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 医療関係団体への医療活動支援要請に関する事 4. 保健福祉活動との連携に関する事 5. 医療支援調整班、精神保健支援班、在宅難病患者等支援班、業務・衛生班の指揮調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>保健班統括 (健康推進課参事)</td> <td>保健班 (健康推進課参事) (疾病対策課補佐)</td> <td>1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等、保健活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 被災者の健康管理に関する事 4. 医療福祉活動との連携に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>DMAT調整班 &lt;DMAT調整本部&gt; (地域医療連携課主幹)</td> <td>1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事 3. ドクターヘリによる医療搬送の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>救援物資班 (医療保険課補佐) (地域福祉課補佐) (※2)</td> <td>1. 避難所等で必要となる保健医療福祉関係物資等の調達、供給に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※2. の事務について、救援物資班(産業部)と連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域福祉班 (地域福祉課長)</td> <td>1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害者支援班 (障害福祉課長)</td> <td>1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当)) (福祉保険部次長(地域包括ケア推進担当)) (医療政策局次長)	保健医療福祉調整本部 本 部 長 (福祉保険部長) 副 本 部 長 (医療政策局長)	統括DHEAT (医療政策局参事(医療政策統括)) 調整本部運営班 (総務課補佐) 調整本部事務局長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) 物資調整班 (医療保険課長) 情報収集班 (総務課参事)	福祉班統括 (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当))	福祉班 (地域包括支援課長)	1. 要配慮者に係る福祉的支援ニーズの把握及び支援の調整に関する事 2. 福祉避難所の支援に関する事 3. 福祉活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 4. 保健医療活動との連携に関する事 5. 地域福祉班、障害者支援班、高齢者支援班の指揮調整に関する事	医療班統括 (医療政策局次長) (※3)	医療班 (医療政策局次長)	1. 医療活動に関する情報の連携、整理、調整に関する事 2. 医療活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 医療関係団体への医療活動支援要請に関する事 4. 保健福祉活動との連携に関する事 5. 医療支援調整班、精神保健支援班、在宅難病患者等支援班、業務・衛生班の指揮調整に関する事	保健班統括 (健康推進課参事)	保健班 (健康推進課参事) (疾病対策課補佐)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等、保健活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 被災者の健康管理に関する事 4. 医療福祉活動との連携に関する事		DMAT調整班 <DMAT調整本部> (地域医療連携課主幹)	1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事 3. ドクターヘリによる医療搬送の調整に関する事		救援物資班 (医療保険課補佐) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる保健医療福祉関係物資等の調達、供給に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※2. の事務について、救援物資班(産業部)と連携		地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事		障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																	
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事																																																	
	避難所等支援班 (医療・介護保険局長) ○ (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携																																																	
	救援物資班 (医療・介護保険局長) ○ (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携																																																	
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事																																																	
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携																																																	
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携																																																	
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐) ○	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事																																																	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																	
福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当)) (福祉保険部次長(地域包括ケア推進担当)) (医療政策局次長)	保健医療福祉調整本部 本 部 長 (福祉保険部長) 副 本 部 長 (医療政策局長)	統括DHEAT (医療政策局参事(医療政策統括)) 調整本部運営班 (総務課補佐) 調整本部事務局長 (福祉保険部次長(総務課長事務取扱)) 物資調整班 (医療保険課長) 情報収集班 (総務課参事)																																																	
	福祉班統括 (福祉保険部次長(医療保険・介護保険担当))	福祉班 (地域包括支援課長)	1. 要配慮者に係る福祉的支援ニーズの把握及び支援の調整に関する事 2. 福祉避難所の支援に関する事 3. 福祉活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 4. 保健医療活動との連携に関する事 5. 地域福祉班、障害者支援班、高齢者支援班の指揮調整に関する事																																																
	医療班統括 (医療政策局次長) (※3)	医療班 (医療政策局次長)	1. 医療活動に関する情報の連携、整理、調整に関する事 2. 医療活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 医療関係団体への医療活動支援要請に関する事 4. 保健福祉活動との連携に関する事 5. 医療支援調整班、精神保健支援班、在宅難病患者等支援班、業務・衛生班の指揮調整に関する事																																																
	保健班統括 (健康推進課参事)	保健班 (健康推進課参事) (疾病対策課補佐)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等、保健活動チームの支援要請、受援、派遣に係る総合調整に関する事 3. 被災者の健康管理に関する事 4. 医療福祉活動との連携に関する事																																																
		DMAT調整班 <DMAT調整本部> (地域医療連携課主幹)	1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事 3. ドクターヘリによる医療搬送の調整に関する事																																																
		救援物資班 (医療保険課補佐) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる保健医療福祉関係物資等の調達、供給に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※2. の事務について、救援物資班(産業部)と連携																																																
		地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事																																																
		障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事																																																
					<p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。</p> <p>※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。</p>	<p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を統括するものとする。</p> <p>※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉保険部、産業部、食農部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業部長が所管するものとする。</p> <p>※3 医療班統括の医療政策局次長は、県マネジメント部副部長(まちづくり推進局次長(事))との兼務。</p>																																													

章	節	第	数字	修正前	修正後																																	
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">保健医療調整本部  本 部 長 (医療政策局長)  副 本 部 長 (医療政策局長)</td> <td>DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ (地域医療連携課補佐)</td> <td>【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事</td> </tr> <tr> <td>医療支援調整班 (地域医療連携課長) ○ (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)</td> <td>1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事</td> </tr> <tr> <td>精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)</td> <td>1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>要医療者支援班 (健康推進課参事) ○ (疾病対策課)</td> <td>1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>保健支援調整班 (健康推進課長) ○ (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)</td> <td>1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>薬務班 (薬務課長)</td> <td>1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	保健医療調整本部  本 部 長 (医療政策局長)  副 本 部 長 (医療政策局長)	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ (地域医療連携課補佐)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事	医療支援調整班 (地域医療連携課長) ○ (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事	要医療者支援班 (健康推進課参事) ○ (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事	保健支援調整班 (健康推進課長) ○ (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td>高齢者支援班 (介護保険課長)</td> <td>1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>医療支援調整班 ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)</td> <td>1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事 8. 災害支援ナースの活動調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)</td> <td>1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. 心のケアに関する事 6. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>在宅難病患者等支援班 (健康推進課長)</td> <td>1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)</td> <td>1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の要請・供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事 3. 食品衛生に関する事 4. 清体の火葬計画に関する事 5. 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 6. 霊柩車、骨灰等の手配に関する関係団体への応援要請に関する事 7. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 8. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健医療福祉調整地域本部 (郡山保健所長) (中和保健所長) (吉野保健所長)</td> <td>1. 管内における保健医療福祉活動チーム、市町村保健衛生部局からの情報収集、整理、分析に関する事 2. 保健医療福祉調整地域本部業務に関する地域内関係者との情報連携に関する事 3. 管内における保健医療福祉活動チームの指揮・連絡、避難所等への派遣調整に関する事 4. 県保健医療福祉調整本部への報告、支援要請に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務		高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事	医療支援調整班 ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事 8. 災害支援ナースの活動調整に関する事	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. 心のケアに関する事 6. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事	在宅難病患者等支援班 (健康推進課長)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事	薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の要請・供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事 3. 食品衛生に関する事 4. 清体の火葬計画に関する事 5. 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 6. 霊柩車、骨灰等の手配に関する関係団体への応援要請に関する事 7. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 8. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事		保健医療福祉調整地域本部 (郡山保健所長) (中和保健所長) (吉野保健所長)	1. 管内における保健医療福祉活動チーム、市町村保健衛生部局からの情報収集、整理、分析に関する事 2. 保健医療福祉調整地域本部業務に関する地域内関係者との情報連携に関する事 3. 管内における保健医療福祉活動チームの指揮・連絡、避難所等への派遣調整に関する事 4. 県保健医療福祉調整本部への報告、支援要請に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																				
保健医療調整本部  本 部 長 (医療政策局長)  副 本 部 長 (医療政策局長)	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ (地域医療連携課補佐)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事																																				
	医療支援調整班 (地域医療連携課長) ○ (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事																																				
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事																																				
	要医療者支援班 (健康推進課参事) ○ (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事																																				
	保健支援調整班 (健康推進課長) ○ (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事																																				
薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事																																					
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																				
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事																																				
	医療支援調整班 ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事 8. 災害支援ナースの活動調整に関する事																																				
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. 心のケアに関する事 6. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事																																				
	在宅難病患者等支援班 (健康推進課長)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事																																				
	薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の要請・供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事 3. 食品衛生に関する事 4. 清体の火葬計画に関する事 5. 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 6. 霊柩車、骨灰等の手配に関する関係団体への応援要請に関する事 7. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事 8. 要配慮者の宿泊施設への受入に関する事																																				
	保健医療福祉調整地域本部 (郡山保健所長) (中和保健所長) (吉野保健所長)	1. 管内における保健医療福祉活動チーム、市町村保健衛生部局からの情報収集、整理、分析に関する事 2. 保健医療福祉調整地域本部業務に関する地域内関係者との情報連携に関する事 3. 管内における保健医療福祉活動チームの指揮・連絡、避難所等への派遣調整に関する事 4. 県保健医療福祉調整本部への報告、支援要請に関する事																																				

章	節	第	数字	修正前	修正後																																							
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当)</th> <th>班 (班長担当)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水循環・森林・景観環境部  部長 (水循環・森林・景観環境部長)  副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)</td> <td>水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エネルギー班 (環境政策課長)</td> <td>1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水資源政策班 (水資源政策課長)</td> <td>1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林総務班 (森と人の共生推進課長)</td> <td>1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材産業班 (奈良の木ブランド課長)</td> <td>1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林整備班 (森林資源生産課長)</td> <td>1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力班 (景観・自然環境課長)</td> <td>1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害廃棄物対策本部  本部長 (水循環・森林・景観環境部長)  統括 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)</td> <td>企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (環境政策課長補佐[統括])</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業・観光・雇用振興部  部長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長)  副部長 (産業・観光・雇用振興部次長)</td> <td>産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)  地域産業班 (地域産業課長)  救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)  観光班  (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務	水循環・森林・景観環境部  部長 (水循環・森林・景観環境部長)  副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと		エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事		水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事		森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事		木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事		森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事		協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事		災害廃棄物対策本部  本部長 (水循環・森林・景観環境部長)  統括 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (環境政策課長補佐[統括])		産業・観光・雇用振興部  部長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長)  副部長 (産業・観光・雇用振興部次長)	産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)  地域産業班 (地域産業課長)  救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)  観光班  (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当)</th> <th>班 (班長担当)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境森林部  部長 (環境森林部長)  副部長 (環境森林部次長)</td> <td>環境森林総務班 (総務課長)  水・大気環境班 (水・大気環境課長)  森林総務班 (森林環境課長)  森林整備班 (県産材利用推進課長)  協力班 (景観・自然環境課長)  エネルギー班 (脱炭素・水素社会推進課長)</td> <td>1. 環境森林部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事 1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 8. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 9. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 10. 環境森林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事 1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 環境森林総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援(情報提供や周知等)に関する事</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物対策本部  本部長 (環境森林部長)  統括 (環境森林部次長)</td> <td>企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (水・大気環境課長補佐[環境・土砂災害担当])</td> <td>1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理 1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等 1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊 1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務	環境森林部  部長 (環境森林部長)  副部長 (環境森林部次長)	環境森林総務班 (総務課長)  水・大気環境班 (水・大気環境課長)  森林総務班 (森林環境課長)  森林整備班 (県産材利用推進課長)  協力班 (景観・自然環境課長)  エネルギー班 (脱炭素・水素社会推進課長)	1. 環境森林部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事 1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 8. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 9. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 10. 環境森林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事 1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 環境森林総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援(情報提供や周知等)に関する事	災害廃棄物対策本部  本部長 (環境森林部長)  統括 (環境森林部次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (水・大気環境課長補佐[環境・土砂災害担当])	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理 1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等 1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊 1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整
				部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務																																						
水循環・森林・景観環境部  部長 (水循環・森林・景観環境部長)  副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと																																										
	エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する事																																										
	水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事																																										
	森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事																																										
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事																																										
	森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事																																										
	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事																																										
	災害廃棄物対策本部  本部長 (水循環・森林・景観環境部長)  統括 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (環境政策課長補佐[統括])																																										
	産業・観光・雇用振興部  部長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長)  副部長 (産業・観光・雇用振興部次長)	産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)  地域産業班 (地域産業課長)  救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)  観光班  (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)																																										
部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務																																										
環境森林部  部長 (環境森林部長)  副部長 (環境森林部次長)	環境森林総務班 (総務課長)  水・大気環境班 (水・大気環境課長)  森林総務班 (森林環境課長)  森林整備班 (県産材利用推進課長)  協力班 (景観・自然環境課長)  エネルギー班 (脱炭素・水素社会推進課長)	1. 環境森林部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する事 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関する事 1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事 5. 林道の災害の応急復旧に関する事 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 8. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 9. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 10. 環境森林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事 1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査、確認に関する事 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 4. 環境森林総務班への協力に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する事 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援(情報提供や周知等)に関する事																																										
災害廃棄物対策本部  本部長 (環境森林部長)  統括 (環境森林部次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)  計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[統括])  処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])  広域調整班 (水・大気環境課長補佐[環境・土砂災害担当])	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理 1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等 1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行部隊 1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当)</th> <th>班 (班長担当)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業部  部長 (産業部長) (観光局長)  副部長 (産業部次長)</td> <td>産業総務班 (総務課長)  経営支援班 (経営支援課長)  救援物資班 (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※1、2)  観光班  (観光戦略課)  (観光力創造課) (奈良公園室) (奈良公園事務所)</td> <td>1. 商工労働関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事 1. 食料、救援物資の調達、供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事 1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事 2. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事 3. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 4. 管内市町村との連絡・調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務	産業部  部長 (産業部長) (観光局長)  副部長 (産業部次長)	産業総務班 (総務課長)  経営支援班 (経営支援課長)  救援物資班 (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※1、2)  観光班  (観光戦略課)  (観光力創造課) (奈良公園室) (奈良公園事務所)	1. 商工労働関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事 1. 食料、救援物資の調達、供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事 1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事 2. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事 3. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 4. 管内市町村との連絡・調整に関する事																																		
部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所 掌 事 務																																										
産業部  部長 (産業部長) (観光局長)  副部長 (産業部次長)	産業総務班 (総務課長)  経営支援班 (経営支援課長)  救援物資班 (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※1、2)  観光班  (観光戦略課)  (観光力創造課) (奈良公園室) (奈良公園事務所)	1. 商工労働関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと 1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事 1. 食料、救援物資の調達、供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事 1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事 2. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事 3. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 4. 管内市町村との連絡・調整に関する事																																										

章	節	第	数字	修正前	修正後																																								
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部长担当)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">食と農の振興部 部長 (食と農の振興部長) 副部长 (食と農の振興部次長)</td> <td>農業総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>農業水産班 (農業水産振興課長)</td> <td>1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>農業経済班 (農業経済課長)</td> <td>1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>畜産班 (畜産課長)</td> <td>1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事</td> </tr> <tr> <td>担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)</td> <td>1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>農村班 (農村振興課長)</td> <td>1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。          ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。</p>	部 (部長副部长担当)	班 (班長担当職)	所掌事務	食と農の振興部 部長 (食と農の振興部長) 副部长 (食と農の振興部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと	救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部长担当)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">食農部 部長 (食農部長) 副部长 (食農部次長)</td> <td>農業総務班 (総務課長)</td> <td>1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. 農業団体との連絡に関する事 7. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 8. その他部内の他の班に属さないこと</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>農業水産班 (農業水産振興課長)</td> <td>1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>畜産班 (畜産課長)</td> <td>1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事</td> </tr> <tr> <td>担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)</td> <td>1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食農部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>農村班 (農村振興課長)</td> <td>1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。          ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業部、食農部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業部長が所管するものとする。          ※3 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。          ※4 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である都市公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地</p>	部 (部長副部长担当)	班 (班長担当職)	所掌事務	食農部 部長 (食農部長) 副部长 (食農部次長)	農業総務班 (総務課長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. 農業団体との連絡に関する事 7. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 8. その他部内の他の班に属さないこと	救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食農部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事			
部 (部長副部长担当)	班 (班長担当職)	所掌事務																																											
食と農の振興部 部長 (食と農の振興部長) 副部长 (食と農の振興部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと																																											
	救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																											
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事																																											
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事																																											
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事																																											
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事																																											
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事																																											
部 (部長副部长担当)	班 (班長担当職)	所掌事務																																											
食農部 部長 (食農部長) 副部长 (食農部次長)	農業総務班 (総務課長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. 農業団体との連絡に関する事 7. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 8. その他部内の他の班に属さないこと																																											
	救援物資班 ○ (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																											
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事																																											
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事																																											
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食農部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事																																											
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事																																											

章	節	第	数字	修正前	修正後																																														
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長相当職)</th> <th>班 (班長相当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     県土マネジメント部                       部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)                       (政策統括官)                       副部長 (県土マネジメント部・地域 デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)                 </td> <td>                     総括班                       ○ 土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)                 </td> <td>                     1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事                      2. 応急用資機材の調達に関する事                      (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため)                      3. 災害協定に基づく応急活動に関する事                      4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエソンの受入に関する事                      5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     土木総務班※1                       ○ (企画管理室長) (建設業・契約管理課長)                       (用地対策課長)                 </td> <td>                     1. 部内事務局の設置運営に関する事                      2. 部内の人員調整に関する事                      3. 部内外の連絡調整に関する事                      4. 公共土木施設に関する広報に関する事                      5. 本部事務局への応援に関する事                      6. その他部内の他の班に属さないこと                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="5"></td> <td>                     水防班                       ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)                 </td> <td>                     1. 水防本部に関する事                      2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事                      3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事                      4. 河川施設の応急復旧に関する事                      5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     土砂班 (砂防・災害対策課長)                 </td> <td>                     1. 土木災害の情報取りまとめに関する事                      2. 砂防施設等の応急復旧に関する事                      3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事                      4. 土砂災害対策に関する事                      5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事                      6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事                      7. 公共土木施設の災害査定に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     下水道班 (下水道課長)                 </td> <td>                     1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事                      2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     道路啓開班                       ○ 道路保安課長 (道路建設課長)                 </td> <td>                     1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事                      2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事                      3. 緊急輸送道路の確保に関する事                      4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2)                      5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事                      6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     公共交通班 (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)                 </td> <td>                     1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供                      2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">                     都市施設班                       ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)                 </td> <td>                     都市施設班※1                       ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)                 </td> <td>                     1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事                      2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事                      3. 都市災害情報の取りまとめに関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)                 </td> <td>                     1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事                      2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事                      3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長相当職)	班 (班長相当職)	所掌事務	県土マネジメント部  部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)  (政策統括官)  副部長 (県土マネジメント部・地域 デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	総括班  ○ 土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエソンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事	土木総務班※1  ○ (企画管理室長) (建設業・契約管理課長)  (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと		水防班  ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事	土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事	下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事	道路啓開班  ○ 道路保安課長 (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	公共交通班 (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事	都市施設班  ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	都市施設班※1  ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事	公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長相当職)</th> <th>班 (班長相当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     県土マネジメント部                       部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)                       副部長 (県土マネジメント部次長 (技)) (まちづくり推進局次長 (事)) (まちづくり推進局次長 (技))                 </td> <td>                     総括班                       ○ 土木統括班※1 (防災政策官) (総務課長) (技術管理課長)                 </td> <td>                     1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事                      2. 応急用資機材の調達に関する事                      (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため)                      3. 災害協定に基づく応急活動に関する事                      4. 国土交通省のリエソン、TEC-FORCE等の受入に関する事                      5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     土木総務班※1                       ○ (総務課長) (建設産業課長)                 </td> <td>                     1. 部内事務局の設置運営に関する事                      2. 部内の人員調整に関する事                      3. 部内外の連絡調整に関する事                      4. 公共土木施設に関する広報に関する事                      5. 本部事務局への応援に関する事                      6. その他部内の他の班に属さないこと                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>                     水防班                       ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (総務課長)                 </td> <td>                     1. 水防本部に関する事                      2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事                      3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事                      4. 河川施設の応急復旧に関する事                      5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     土砂班 (砂防・災害対策課長)                 </td> <td>                     1. 土木災害の情報取りまとめに関する事                      2. 砂防施設等の応急復旧に関する事                      3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事                      4. 土砂災害対策に関する事                      5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事                      6. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条による緊急調査に関する事                      7. 公共土木施設の災害査定に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     下水道班 (下水道マネジメント課長)                 </td> <td>                     1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事                      2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     道路啓開班                       ○ (道路マネジメント課長) (道路建設課長)                 </td> <td>                     1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事                      2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事                      3. 緊急輸送道路の確保に関する事                      4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2)                      5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事                      6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">                     都市施設班                       ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)                 </td> <td>                     都市施設班※1                       ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)                 </td> <td>                     1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事                      2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事                      3. 都市災害情報の取りまとめに関する事                 </td> </tr> <tr> <td>                     公園緑地班※1 (公園企画課長)                 </td> <td>                     1. 公共土木施設(公園企画課所管分)の応急復旧に関する事                      2. 公共土木施設(都市公園)の被害の状況調査に関する事                      3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長相当職)	班 (班長相当職)	所掌事務	県土マネジメント部  部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)  副部長 (県土マネジメント部次長 (技)) (まちづくり推進局次長 (事)) (まちづくり推進局次長 (技))	総括班  ○ 土木統括班※1 (防災政策官) (総務課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のリエソン、TEC-FORCE等の受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事	土木総務班※1  ○ (総務課長) (建設産業課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと		水防班  ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (総務課長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事	土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事	下水道班 (下水道マネジメント課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事	道路啓開班  ○ (道路マネジメント課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	都市施設班  ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)	都市施設班※1  ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事	公園緑地班※1 (公園企画課長)	1. 公共土木施設(公園企画課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(都市公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事
部 (部長副部長相当職)	班 (班長相当職)	所掌事務																																																	
県土マネジメント部  部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)  (政策統括官)  副部長 (県土マネジメント部・地域 デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	総括班  ○ 土木統括班※1 (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエソンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事																																																	
	土木総務班※1  ○ (企画管理室長) (建設業・契約管理課長)  (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと																																																	
	水防班  ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事																																																	
	土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事																																																	
	下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事																																																	
	道路啓開班  ○ 道路保安課長 (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事																																																	
	公共交通班 (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事																																																	
都市施設班  ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	都市施設班※1  ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事																																																	
	公園緑地班※1 (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事																																																	
部 (部長副部長相当職)	班 (班長相当職)	所掌事務																																																	
県土マネジメント部  部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)  副部長 (県土マネジメント部次長 (技)) (まちづくり推進局次長 (事)) (まちづくり推進局次長 (技))	総括班  ○ 土木統括班※1 (防災政策官) (総務課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のリエソン、TEC-FORCE等の受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事																																																	
	土木総務班※1  ○ (総務課長) (建設産業課長)	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと																																																	
	水防班  ○ 河川班※1 (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (総務課長)	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事																																																	
	土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事																																																	
	下水道班 (下水道マネジメント課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事																																																	
	道路啓開班  ○ (道路マネジメント課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事																																																	
都市施設班  ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)	都市施設班※1  ○ (まちづくり推進課長) (県土利用政策課長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事																																																	
	公園緑地班※1 (公園企画課長)	1. 公共土木施設(公園企画課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(都市公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事																																																	

章	節	第	数字	修正前		修正後																											
				部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																								
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築・住宅班</td> <td> <b>建築班</b>                      ○(建築安全推進課長)※4                      (県有施設営繕課長)                      (住まいまちづくり課長)                 </td> <td>1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     県有建築物チーム                      (県有施設営繕課長)                      (営繕プロジェクト推進室長)                 </td> <td>1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現地班</td> <td>                     県営住宅チーム                      (住まいまちづくり課長)                 </td> <td>1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     一般建築物チーム                      (建築安全推進課長)                 </td> <td>1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td> <b>住宅班</b>                      (住まいまちづくり課長)※5                 </td> <td>1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     現地班                      (奈良土木事務所長)                      (郡山土木事務所長)                      (高田土木事務所長)                      (中和土木事務所長)                      (宇陀土木事務所長)                      (吉野土木事務所長)                      (五條土木事務所長)                      (幹線街路事務所長)                      (ヘリポート管理事務所長)                      (流域下水道センター所長)                      (中和公園事務所長)                      (奈良公園事務所長)                      (県営住宅管理事務所長)                 </td> <td>                     1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2)                      2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事                      3. 管内市町村との連絡・調整に関する事                 </td> </tr> </table>	建築・住宅班	<b>建築班</b> ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事	県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事	現地班	県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事	一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事	<b>住宅班</b> (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事	現地班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築・住宅班</td> <td> <b>建築班</b>                      ○(まちづくり推進局長(建築・営繕担当))                      (建築安全課長)※4                      (営繕課長)                      (住宅課長)                 </td> <td>1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     県有建築物チーム                      (営繕課長)                 </td> <td>1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現地班</td> <td>                     県営住宅チーム                      (住宅課長)                 </td> <td>1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     一般建築物チーム                      (建築安全課長)                 </td> <td>1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td> <b>住宅班</b>                      (住宅課長)※5                 </td> <td>1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>                     現地班                      (奈良土木事務所長)                      (郡山土木事務所長)                      (高田土木事務所長)                      (中和土木事務所長)                      (宇陀土木事務所長)                      (吉野土木事務所長)                      (五條土木事務所長)                      (幹線街路整備事務所長)                      (ヘリポート管理事務所長)                      (流域下水道センター所長)                      (中和公園事務所長)                      (県営住宅管理事務所長)                 </td> <td>                     1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2)                      2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事                      3. 管内市町村との連絡・調整に関する事                 </td> </tr> </table>	建築・住宅班	<b>建築班</b> ○(まちづくり推進局長(建築・営繕担当)) (建築安全課長)※4 (営繕課長) (住宅課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事	県有建築物チーム (営繕課長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事	現地班	県営住宅チーム (住宅課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事	一般建築物チーム (建築安全課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事	<b>住宅班</b> (住宅課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事	現地班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路整備事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事
				建築・住宅班		<b>建築班</b> ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事																										
県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事																																
現地班	県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事																															
	一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事																															
	<b>住宅班</b> (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事																															
現地班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事																																
建築・住宅班	<b>建築班</b> ○(まちづくり推進局長(建築・営繕担当)) (建築安全課長)※4 (営繕課長) (住宅課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事																															
	県有建築物チーム (営繕課長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事																															
現地班	県営住宅チーム (住宅課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事																															
	一般建築物チーム (建築安全課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事																															
	<b>住宅班</b> (住宅課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事																															
現地班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路整備事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事																																
※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。				※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である都市公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全課が行う。 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全課、営繕課が支援する。																													

章	節	第	数字	修正前	修正後																																												
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)</td> <td>○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)</td> <td>1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)</td> <td>○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)</td> <td>1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事																																
				部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																											
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事																																															
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																															
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部 部長 (教育長)</td> <td>教育総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>副部長 (教育次長)</td> <td>福利班 (福利課長)</td> <td>1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校支援班 (学校支援課長)</td> <td>1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職員班 (教職員課長)</td> <td>1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校の特色づくり推進課長) (学ぶ力はぐくみ課長) (特別支援教育推進室長)</td> <td>1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)</td> <td>1. <u>社会教育センター</u>や同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 (健康・安全教育課長)</td> <td>1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事	副部長 (教育次長)	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事		学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事		教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)		学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校の特色づくり推進課長) (学ぶ力はぐくみ課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事		人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. <u>社会教育センター</u> や同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部 部長 (教育長)</td> <td>教育総務班 (総務課長)</td> <td>1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>副部長 (教育次長)</td> <td>福利班 (福利課長)</td> <td>1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校支援班 (学校支援課長)</td> <td>1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職員班 (教職員課長)</td> <td>1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校教育課長) (義務教育課長) (特別支援教育推進室長)</td> <td>1. <u>公立</u>幼稚園、小・中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)</td> <td>1. 同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 (体育健康課長)</td> <td>1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (総務課長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事	副部長 (教育次長)	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事		学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事		教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)		学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校教育課長) (義務教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. <u>公立</u> 幼稚園、小・中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事		人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		保健班 (体育健康課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																															
教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事																																															
副部長 (教育次長)	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事																																															
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事																																															
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)																																															
	学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校の特色づくり推進課長) (学ぶ力はぐくみ課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事																																															
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. <u>社会教育センター</u> や同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																															
	保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事																																															
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																															
教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (総務課長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事																																															
副部長 (教育次長)	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事																																															
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事																																															
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)																																															
	学校教育・特別支援 教育推進班 ○ (高校教育課長) (義務教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. <u>公立</u> 幼稚園、小・中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事																																															
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																															
	保健班 (体育健康課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事																																															
※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。				※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。																																													

章	節	第	数字	修正前	修正後																				
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">水道部 長 (水道局長)</td> <td>総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること</td> </tr> <tr> <td>状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告</td> </tr> <tr> <td>送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告</td> </tr> <tr> <td>事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告</td> </tr> <tr> <td>水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討</td> </tr> <tr> <td>総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地对策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること</td> </tr> <tr> <td>事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括</td> </tr> <tr> <td>現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 現地对策本部の支援活動</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	水道部 長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討	総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地对策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること	事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括	現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地对策本部の支援活動	(削除)
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																							
水道部 長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること																							
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告																							
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告																							
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告																							
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討																							
	総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地对策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること																							
	事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括																							
現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地对策本部の支援活動																								
				※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。																					

章	節	第	数字	修正前			修正後		
第3章 災害応急 対策計画	第6節 活動体制 計画	第4 奈 良県災害 対策本部	3 事務 分掌	<p>部 (部長副部長担当職)</p> <p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>班 (班長担当職)</p> <p>総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・外車課長)</p>	<p>所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備本部の総括及び記録に関する事</li> <li>2. 警備本部の編成及び運用に関する事</li> <li>3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事</li> <li>4. 援助要求に関する事</li> <li>5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>6. 被害情報及び被害集計に関する事</li> <li>7. 職員家族の安否確認に関する事</li> <li>8. 警衛警護に関する事</li> <li>9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事</li> <li>10. 警察航空隊の運用に関する事</li> <li>11. 警備本部の庶務に関する事</li> <li>12. 警備本部長の特命事項に関する事</li> <li>13. 他の班の任務に属さないこと</li> </ol>	<p>部 (部長副部長担当職)</p> <p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>班 (班長担当職)</p> <p>総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備課長)</p>	<p>所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備本部の総括及び記録に関する事</li> <li>2. 警備部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事</li> <li>4. 援助要求に関する事</li> <li>5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>6. 被害情報及び被害集計に関する事</li> <li>7. 職員家族の安否確認に関する事</li> <li>8. 警衛警護に関する事</li> <li>9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事</li> <li>10. 警察航空隊の運用に関する事</li> <li>11. 警備本部の庶務に関する事</li> <li>12. 警備本部長の特命事項に関する事</li> <li>13. 他の班の任務に属さないこと</li> </ol>
				<p>指揮支援班 (警備課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事</li> </ol>	<p>指揮支援班 (外車課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事</li> </ol>		
				<p>総務班 (総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事</li> </ol>	<p>総務班 (総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事</li> </ol>		
				<p>装備班 (施設装備課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機動装備隊の運用に関する事</li> <li>2. 装備資機材の調達及び管理に関する事</li> <li>3. 警察車両の運用及び統制に関する事</li> <li>4. レンタカーの借り上げに関する事</li> </ol>	<p>装備班 (施設装備課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機動装備隊の運用に関する事</li> <li>2. 装備資機材の調達及び管理に関する事</li> <li>3. 警察車両の運用及び統制に関する事</li> <li>4. レンタカーの借り上げに関する事</li> </ol>		
				<p>留置管理班 (留置管理課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における留置管理業務に関する事</li> <li>2. 被留置者の避難及び解放に関する事</li> </ol>	<p>留置管理班 (留置管理課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における留置管理業務に関する事</li> <li>2. 被留置者の避難及び解放に関する事</li> </ol>		
				<p>訟務班 (監察課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訟務事案に関する事</li> </ol>	<p>訟務班 (監察課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訟務事案に関する事</li> </ol>		
				<p>広報班 (県民サービス課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報及び報道対策に関する事</li> <li>2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事</li> <li>3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事</li> </ol>	<p>広報班 (広報相談課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報及び報道対策に関する事</li> <li>2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事</li> <li>3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事</li> </ol>		
				<p>受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 特別派遣部隊の受入れに関する事</li> <li>3. 部隊の宿泊及び給食に関する事</li> <li>4. 被災地における遺失拾得物に関する事</li> <li>5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事</li> <li>6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事</li> </ol>	<p>受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 特別派遣部隊の受入れに関する事</li> <li>3. 部隊の宿泊及び給食に関する事</li> <li>4. 被災地における遺失拾得物に関する事</li> <li>5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事</li> <li>6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事</li> </ol>		
				<p>生活安全班 (生活安全企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事</li> <li>3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事</li> <li>4. 迷い人の保護に関する事</li> <li>5. 行方不明者の受理及び手配に関する事</li> <li>6. 各種相談活動に関する事</li> <li>7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する事</li> <li>8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事</li> <li>9. ボランティアの受け入れに関する事</li> <li>10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事</li> </ol>	<p>生活安全班 (生活安全企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事</li> <li>3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事</li> <li>4. 迷い人の保護に関する事</li> <li>5. 行方不明者の受理及び手配に関する事</li> <li>6. 各種相談活動に関する事</li> <li>7. 鉄砲等又は刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する事</li> <li>8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事</li> <li>9. ボランティアの受け入れに関する事</li> <li>10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事</li> </ol>		
				<p>部 (部長副部長担当職)</p> <p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>班 (班長担当職)</p> <p>捜査班 (刑事企画課長)</p>	<p>所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 死体収容施設の確保に関する事</li> <li>3. 死体の調査等及び検視に関する事</li> <li>4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事</li> <li>5. 身元不明死体の身元確認に関する事</li> <li>6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事</li> <li>7. 銃器の取締りに関する事</li> <li>8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事</li> </ol>	<p>部 (部長副部長担当職)</p> <p>警 察 部 部 長 (警察本部長)</p> <p>副 部 長 (警務部長) (警備部長)</p> <p>担 当 幕 僚 (各部長)</p>	<p>班 (班長担当職)</p> <p>捜査班 (刑事企画課長)</p>	<p>所 掌 事 務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 死体の収容施設の確保に関する事</li> <li>3. 死体の調査等及び検視に関する事</li> <li>4. 死体の確認引渡し等遺族支援に関する事</li> <li>5. 身元不明死体の身元確認に関する事</li> <li>6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事</li> <li>7. 銃器の取締りに関する事</li> <li>8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事</li> </ol>
					<p>交通班 (交通企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 道路交通状況の実態把握に関する事</li> <li>3. 交通規制に関する事</li> <li>4. 交通情報の収集及び提供に関する事</li> <li>5. 緊急通行車両等の確認に関する事</li> <li>6. 緊急交通路の確保に関する事</li> <li>7. 運転免許事務に関する事</li> <li>8. 運転免許試験に関する事</li> </ol>	<p>交通班 (交通企画課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 道路交通状況の実態把握に関する事</li> <li>3. 交通規制に関する事</li> <li>4. 交通情報の収集及び提供に関する事</li> <li>5. 緊急通行車両等の確認に関する事</li> <li>6. 緊急交通路の確保に関する事</li> <li>7. 運転免許事務に関する事</li> <li>8. 運転免許試験に関する事</li> </ol>	
					<p>通信班 (機動通信課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 警察通信の運用に関する事</li> <li>3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事</li> <li>4. 警察通信機器の受援に関する事</li> <li>5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事</li> <li>6. 機動警察通信隊の運用に関する事</li> </ol>	<p>通信班 (機動通信課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信部隊の編成及び運用に関する事</li> <li>2. 警察通信の運用に関する事</li> <li>3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事</li> <li>4. 警察通信機器の受援に関する事</li> <li>5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事</li> <li>6. 機動警察通信隊の運用に関する事</li> </ol>	
				<p>幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備本部長の特命事項に関する事</li> </ol>	<p>幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備本部長の特命事項に関する事</li> </ol>		

章	節	第	数字	修正前	修正後																																																																																						
第3章 災害応急 対策計画	第13節 支援体制 の整備 (県外で 災害発生 の場合)	第5 奈 良県災害 支援対策 本部の設 置		奈良県災害支援対策本部 事務分掌	奈良県災害支援対策本部 事務分掌																																																																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本部事務局 (危機管理監) <b>(知事公室理事)</b> (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <b>(安全・安心まちづくり推進課長)</b></td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><b>文化・教育・くらし</b>創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td><b>消費・生活安全班</b> (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 (奈良っ子はくみ課長) ○ (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) <b>(知事公室理事)</b> (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <b>(安全・安心まちづくり推進課長)</b>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと		総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事		国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事		市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	<b>文化・教育・くらし</b> 創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事	<b>消費・生活安全班</b> (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事	こども家庭班 (奈良っ子はくみ課長) ○ (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長)</td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. <b>奈良県多文化共生ボランティア</b>(災害時通訳・翻訳ボランティア)の派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (総務課長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域創造部 部長 (地域創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (地域創造部次長) ○</td> <td>総務班 (総務課長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (県民くらし課長)</td> <td>1. 災害ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (こども・女性課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 (こども保育課長) ○ (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと		総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事		国際協力班 (国際課長)	1. <b>奈良県多文化共生ボランティア</b> (災害時通訳・翻訳ボランティア)の派遣に関する事		市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	地域創造部 部長 (地域創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (地域創造部次長) ○	総務班 (総務課長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (県民くらし課長)	1. 災害ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																									
本部事務局 (危機管理監) <b>(知事公室理事)</b> (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <b>(安全・安心まちづくり推進課長)</b>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																									
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																									
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																									
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																									
	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																								
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																									
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事																																																																																									
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																									
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																									
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																									
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																									
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																									
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																									
<b>文化・教育・くらし</b> 創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																									
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																									
	<b>消費・生活安全班</b> (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事																																																																																									
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																									
	こども家庭班 (奈良っ子はくみ課長) ○ (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																									
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																									
本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																									
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																									
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																									
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																									
	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																								
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																									
	国際協力班 (国際課長)	1. <b>奈良県多文化共生ボランティア</b> (災害時通訳・翻訳ボランティア)の派遣に関する事																																																																																									
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																									
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																									
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																									
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																									
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																									
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																									
地域創造部 部長 (地域創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (地域創造部次長) ○	総務班 (総務課長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																									
	協働推進班 (県民くらし課長)	1. 災害ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																									
	女性支援班 (こども・女性課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																									
	こども家庭班 (こども保育課長) ○ (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																									

章	節	第	数字	修正前	修正後																																																				
第3章 災害応急 対策計画	第13節 支援体制 の整備 (県外で 災害発生 の場合)	第5 奈 良県災害 支援対策 本部の設 置		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)</td> <td>避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)</td> <td>1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に関する こと 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する こと</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと【地域福祉課保護 課】 1. 本県に避難されている障害者に対する 支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>障害福祉班 (障害福祉課長)</td> <td>1. 本県に避難されている高齢者に対する 支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療総務班 (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)</td> <td>1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、<u>保健師チーム</u> 等)の派遣・活動調整に関する こと 3. 保健医療活動に関する こと</td> </tr> <tr> <td>保健支援班 (健康推進課長) (疾病対策課長) ○ (新型コロナウイルス感染症推進室)</td> <td>1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健師等の派遣に関する こと</td> </tr> <tr> <td>水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)</td> <td>廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)</td> <td>1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)</td> <td>救援物資班 (企画管理室長) ○ (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 輸送協力団体との連絡に関する こと</td> </tr> <tr> <td>食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)</td> <td>救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に関する こと 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する こと	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと【地域福祉課保護 課】 1. 本県に避難されている障害者に対する 支援に関する こと	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する 支援に関する こと	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)		医療総務班 (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、 <u>保健師チーム</u> 等)の派遣・活動調整に関する こと 3. 保健医療活動に関する こと	保健支援班 (健康推進課長) (疾病対策課長) ○ (新型コロナウイルス感染症推進室)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健師等の派遣に関する こと	水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する こと	産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	救援物資班 (企画管理室長) ○ (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 輸送協力団体との連絡に関する こと	食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部局次長(総 務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (医療政策局次長)</td> <td>調整班 (医療政策局参事 (医療政策統括))</td> <td>1. 保健医療福祉活動の調整に関する こと 2. DHEATの派遣・活動調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>情報分析班 (医師・看護師対策室長)</td> <td>1. 本部への報告資料の作成、とりま とめに関する こと</td> </tr> <tr> <td>総務班 (福祉保険部次長(総 務課長事務取扱))</td> <td>1. 部内の連絡調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐) (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること</td> </tr> <tr> <td>福祉班 ○ (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (地域包括支援課長) (地域福祉課長) (障害福祉課長) (介護保険課長) (総務課)</td> <td>1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の 派遣・活動調整に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に 関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握 に関する こと 4. 本県に避難されている障害者 に対する支援に関する こと 5. 本県に避難されている高齢者 に対する支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>医療班 ○ (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室補佐) (病院マネジメント課長) (健康推進課長) (疾病対策課長) (薬務・衛生課長)</td> <td>1. 本県への避難者の保健医療・公 衆衛生に関する こと 2. 保健医療活動チーム(DMAT、 DPAT、災害支援ナース 等)の派遣・活動調整に 関すること 3. 保健医療活動に関する こと 4. 本県への難病患者等の避難 者支援に関する こと</td> </tr> <tr> <td>保健班 ○ (健康推進課参事) (疾病対策課長補佐) 薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)</td> <td>1. 本県への避難者の保健衛生・ 防疫活動に関する こと 2. 保健師等の派遣に関する こと 1. 遺体の火葬支援に関する こと 2. 要配慮避難者の受入先とな る宿泊施設の確保に関する こと</td> </tr> <tr> <td>環境森林部 部 長 (環境森林部長) 副 部 長 (環境森林部次長)</td> <td>廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)</td> <td>1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に 関すること</td> </tr> <tr> <td>産業部 部 長 (産業部長) (観光局長) 副 部 長 (産業部次長)</td> <td>救援物資班 ○ (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 輸送協力団体との連絡に 関すること</td> </tr> <tr> <td>食農部 部 長 (食農部長) 副 部 長 (食農部次長)</td> <td>救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務	福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部局次長(総 務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (医療政策局次長)	調整班 (医療政策局参事 (医療政策統括))	1. 保健医療福祉活動の調整に関する こと 2. DHEATの派遣・活動調整に関する こと	情報分析班 (医師・看護師対策室長)	1. 本部への報告資料の作成、とりま とめに関する こと	総務班 (福祉保険部次長(総 務課長事務取扱))	1. 部内の連絡調整に関する こと	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること	福祉班 ○ (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (地域包括支援課長) (地域福祉課長) (障害福祉課長) (介護保険課長) (総務課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の 派遣・活動調整に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に 関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握 に関する こと 4. 本県に避難されている障害者 に対する支援に関する こと 5. 本県に避難されている高齢者 に対する支援に関する こと	医療班 ○ (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室補佐) (病院マネジメント課長) (健康推進課長) (疾病対策課長) (薬務・衛生課長)	1. 本県への避難者の保健医療・公 衆衛生に関する こと 2. 保健医療活動チーム(DMAT、 DPAT、災害支援ナース 等)の派遣・活動調整に 関すること 3. 保健医療活動に関する こと 4. 本県への難病患者等の避難 者支援に関する こと	保健班 ○ (健康推進課参事) (疾病対策課長補佐) 薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)	1. 本県への避難者の保健衛生・ 防疫活動に関する こと 2. 保健師等の派遣に関する こと 1. 遺体の火葬支援に関する こと 2. 要配慮避難者の受入先とな る宿泊施設の確保に関する こと	環境森林部 部 長 (環境森林部長) 副 部 長 (環境森林部次長)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に 関すること	産業部 部 長 (産業部長) (観光局長) 副 部 長 (産業部次長)	救援物資班 ○ (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 輸送協力団体との連絡に 関すること	食農部 部 長 (食農部長) 副 部 長 (食農部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること
				部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																			
				福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に関する こと 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する こと																																																			
					救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと【地域福祉課保護 課】 1. 本県に避難されている障害者に対する 支援に関する こと																																																			
					障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する 支援に関する こと																																																			
					長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)																																																				
					医療総務班 (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、 <u>保健師チーム</u> 等)の派遣・活動調整に関する こと 3. 保健医療活動に関する こと																																																			
				保健支援班 (健康推進課長) (疾病対策課長) ○ (新型コロナウイルス感染症推進室)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に 関すること 2. 保健師等の派遣に関する こと																																																				
				水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部理事) (水資源政策・景観環境担当)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する こと																																																			
				産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	救援物資班 (企画管理室長) ○ (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 輸送協力団体との連絡に関する こと																																																			
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する こと 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する こと																																																							
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務																																																							
福 祉 保 険 部 部 長 (福祉保険部長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉保険部局次長(総 務課長事務取扱)) (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (医療政策局次長)	調整班 (医療政策局参事 (医療政策統括))	1. 保健医療福祉活動の調整に関する こと 2. DHEATの派遣・活動調整に関する こと																																																							
	情報分析班 (医師・看護師対策室長)	1. 本部への報告資料の作成、とりま とめに関する こと																																																							
	総務班 (福祉保険部次長(総 務課長事務取扱))	1. 部内の連絡調整に関する こと																																																							
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること																																																							
	福祉班 ○ (福祉保険部次長(医療 保険・介護保険担当)) (地域包括支援課長) (地域福祉課長) (障害福祉課長) (介護保険課長) (総務課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の 派遣・活動調整に関する こと 2. 本県への避難者の生活支援に 関すること 3. 本県への避難者のニーズ把握 に関する こと 4. 本県に避難されている障害者 に対する支援に関する こと 5. 本県に避難されている高齢者 に対する支援に関する こと																																																							
	医療班 ○ (医療政策局次長) (地域医療連携課長) (医師・看護師確保 対策室補佐) (病院マネジメント課長) (健康推進課長) (疾病対策課長) (薬務・衛生課長)	1. 本県への避難者の保健医療・公 衆衛生に関する こと 2. 保健医療活動チーム(DMAT、 DPAT、災害支援ナース 等)の派遣・活動調整に 関すること 3. 保健医療活動に関する こと 4. 本県への難病患者等の避難 者支援に関する こと																																																							
	保健班 ○ (健康推進課参事) (疾病対策課長補佐) 薬務・衛生班 (薬務・衛生課長)	1. 本県への避難者の保健衛生・ 防疫活動に関する こと 2. 保健師等の派遣に関する こと 1. 遺体の火葬支援に関する こと 2. 要配慮避難者の受入先とな る宿泊施設の確保に関する こと																																																							
環境森林部 部 長 (環境森林部長) 副 部 長 (環境森林部次長)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する こと 2. 清掃及びし尿処理の支援に 関すること																																																							
産業部 部 長 (産業部長) (観光局長) 副 部 長 (産業部次長)	救援物資班 ○ (総務課長) (産業創造課長) (経営支援課長) (人材・雇用政策課長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 輸送協力団体との連絡に 関すること																																																							
食農部 部 長 (食農部長) 副 部 長 (食農部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に 関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に 関すること																																																							

章	節	第	数字	修正前			修正後		
				部 (部長/副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長/副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
第3章 災害応急 対策計画	第13節 支援体制 の整備 (県外で 災害発生 の場合)	第5 奈 良県災害 支援対策 本部の設 置		県土マネジメント部	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事	県土マネジメント部	下水道班 (下水道マナジメント課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事
				部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)	建築班 ○ (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事	部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)	建築班 ○ (まちづくり推進局次長 (建築・営繕担当)) (建築安全課長) (営繕課長) (住宅課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事
				副部長 (県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事)	住宅班	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係 3. 住宅相談窓口の設置に関する事	副部長 (県土マネジメント部次長)	住宅班 (住宅課長)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係
				水道部 部長 (水道局長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事 2. 災害時における応急給水の確保に関する事	副部長 (まちづくり推進局次長 (技))	住宅班 (住宅課長)	3. 住宅相談窓口の設置に関する事
				教育部 部長 (教育長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関する事	副部長 (まちづくり推進局次長 (技))	(※3)	3. 住宅相談窓口の設置に関する事
				警察部 部長 (警察本部長)	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備課長)	1. 警察業務に関する事	警察部 部長 (警備部長)	総括班 ○ (警衛警護・危機管理 対策参事官) (警備課長)	1. 避難所となった学校施設に関する事
※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。 ※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。				※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業部長が所管するものとする。 ※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全課、営繕課が支援する。 ※4 医療総務班の医療政策局長は、県土マネジメント部まちづくり推進局次長(事)との兼務。					